よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

平成１７年度　業務実績報告書

平成１８年６月

独立行政法人
国際協力機構

総
JR
06-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号)」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成１５年外務省令第２２号)」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成１５年１１月１７日外務省独立行政法人評価委員会決定)」に基づき、平成１７年度の業務実績についてまとめたものである。

目　次

Ⅰ．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ．在外、国内における改革の推進

(1) 現場主義／在外の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2) 人間の安全保障の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(3) 効果・効率性と迅速性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(4) 国内事業の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(5) 国内機関の再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
〔参考〕予算及び経費の効率化の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・12

Ⅲ．平成17年度業務実績

＜要約＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
＜小項目ごとの実績＞（【 】内の数字は中期計画小項目の便宜上の通番）
1．　業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 組織運営における機動性の向上
【1】現場（在外）強化と機動的組織運営・・・・・・・・・・・・・17
(2) 業務運営全体の効率化
【2】事務手続きの迅速化、合理化・・・・・・・・・・・・・・・・25
【3】事業の主要な投入の単位当り経費の効率化・・・・・・・・・30
【4】本部管理経費の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(3) 施設、設備の効率的利用
【5】施設、設備の利用者数の増加・・・・・・・・・・・・・・・・37
2．　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 総論
【6】効果的な事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
【7】外務大臣からの緊急の要請への対応・・・・・・・・・・・・54
【8】情報公開、広報の充実及び知見の公開・・・・・・・・・・55
【9】ＮＧＯ等との連携推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
【10】環境及び社会への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

【11】男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
【12】客観的で体系的な事業評価 ・・・・・・・・・・・・・・・72
(2) 各事業毎の目標
(イ) 技術協力
【13】現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施 81
【14】案件の適切な投入要素の決定・・・・・・・・・・・・・・・89
【15】本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ・・・・92
【16】専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価・・・・95
(ロ) 無償資金協力の実施促進
【17】無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上・・・・・・98
(ハ) 国民等の協力活動
【18】国民等の協力活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・100
【19】ボランティアの人材確保及びサポート・・・・・・・・・・103
【20】草の根技術協力事業に対する国民の参加支援・・・・・・107
【21】開発教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
(ニ) 海外移住
【22】海外移住者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・117
(ホ) 災害援助等協力事業
【23】災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施・・・119
(ヘ) 人材養成確保
【24】人材養成確保の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
(ト) 附帯業務
【25】附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況・・・・130
3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画
(1) 予算（人件費の見積を含む。）
(2) 収支計画
(3) 資金計画
【26】予算、収支計画、資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・134
4. 短期借入金の限度額
【27】短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
【28】重要な財産の譲渡等の計画・・・・・・・・・・・・・・・・143
6. 剰余金の使途
【29】剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(1) 施設・設備に関する計画

【30】施設・設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・145
(2) 人事に関する計画
【31】人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画・・・・・・149
【32】常勤職員数と人件費総額・・・・・・・・・・・・・・・・・151
(3) その他中期計画を達成するために必要な事項
(イ) 監査の充実
【33】外部監査の実施等監査の充実・・・・・・・・・・・・・・152
(ロ) 各年度の業績評価
【34】各年度の業績評価と業務運営への反映・・・・・・・・・・154

＜資料編＞

1. 国別・開発課題別の取り組み
(1) 国別の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
(2) 開発課題別の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
2. 独立行政法人国際協力機構の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166

Ⅰ．　はじめに

政府開発援助（ＯＤＡ）全体の予算が削減傾向にあり、機構に対する運営交付金も相当規模の削減となっている。機構は、政策的な重点事項等その期待される役割を適確に果たすために、中期計画に基づく効率化（約２０億円）に加えて、既存事業の規模等の徹底した見直し等を行い、右予算減にも対応してきた。平成１７年度は、運営交付金ベースで対１６年度１９億円減の１，６０１億円（△１．２％）の予算で、１５８カ国に対する協力を行い、専門家等３，２７５人及び協力隊等ボランティア関連２，４４８人を派遣するとともに、研修員１９，４１６人を受け入れた（新規のみ、平成１８年５月末現在の人数実績統計暫定値ベース）。

独法化以降、中期目標、中期計画を深掘りし、加速化させる内部改革の取り組みとして「ＪＩＣＡ改革プラン（第１弾、第２弾）」を推進してきた。１７年度には、在外、国内双方で改革が進展、実体化し、いずれの改革努力も達成への目途が立った段階にある。今後、１８年度を仕上げの年とし改革を定着させていくことになる。

これまでの取り組みの結果、中期計画に掲げた業務運営の効率化、業務の質の向上に関する各措置項目も概ね当初想定した水準を達成しつつある。

援助実施機関として開発援助事業の質を確保し、向上させることが大変に重要である。予算の削減傾向が続いている一方、機構が実施する施策・事業に対する期待は一層大きくなっており、事業の質の確保に十分留意して対策を講じていく必要がある。特に、現場のニーズに応えたきめ細かい事業の実施という観点からは、独立行政法人全体に課せられた総人件費削減の方向性の中で、現場（在外）強化を今後どのように実現・維持していくかが大きな課題となっている。

機構の事業は、専門家や青年海外協力隊員が途上国の現場で直接現地の人々とともに活動しその国づくりを進めるものであり、制度構築や人材育成支援を通じて、ＯＤＡ全体における「開発モデルの構築」という機能を果たしてきた。

政府系金融機関の改革から派生したＯＤＡ改革の議論では、こうした機構の役割が評価され、援助の効率的実施及び「顔の見える援助」の観点から、円借款及び無償資金協力についてもＪＩＣＡに統合するとの方向性が示された。円借款、技術協力、無償資金協力の連携をさらに強化し、援助効果を一層向上させようという実施機関統合の狙いは大変に重い課題である。

相互依存が深化している現代においては、世界の人々と連帯して共通の利益である「国際益」を実現することが、日本国民の安全と繁栄にも繋がっている。機構は、日本が果たすべき国際社会の一員としての国際益の実現に貢献する事業、具体的には、紛争からの復興（アフガニスタン支援）、国境を越えて蔓延する感染症への対応（ＨＩＶ／ＡＩＤＳ、鳥

および新型インフルエンザ対応能力の向上支援）などに積極的に取り組んできたところであるが、今回の政府開発援助の見直しが目指す援助効果の一層の拡大という目標に向かって、新たな挑戦に取り組むことが求められている。

Ⅱ．　在外、国内における改革の推進

機構は、中期目標・中期計画の取り組みを一層強化するため、平成１６年３月に打ち出した「ＪＩＣＡ改革プラン」に基づき、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」の３つの視点から業務運営や組織体制の改革を図っている。

本年度は、平成１６年度に引き続き、在外への人員シフトや権限委譲など、「海外」の現場強化を進め、その定着を図った。在外強化の成果と課題の中間レビューの結果、事業実施のスピードアップ等の成果が確認された。

また、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るため、平成１７年３月に「ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）」をとりまとめ、国内事業の改革と国内機関の再編に着手した。国内事業改革では、研修員受入事業の改革、市民参加促進のための拠点として広尾センター開所に向けた準備、国際協力人材に対する研修の見直し等に取り組むとともに、国内機関の再編については、ＪＩＣＡ八王子の閉鎖及び広尾センターの開設に向けた準備のほか、首都圏・中部を除く残り８ブロックの国内機関の機能の再点検を行った。

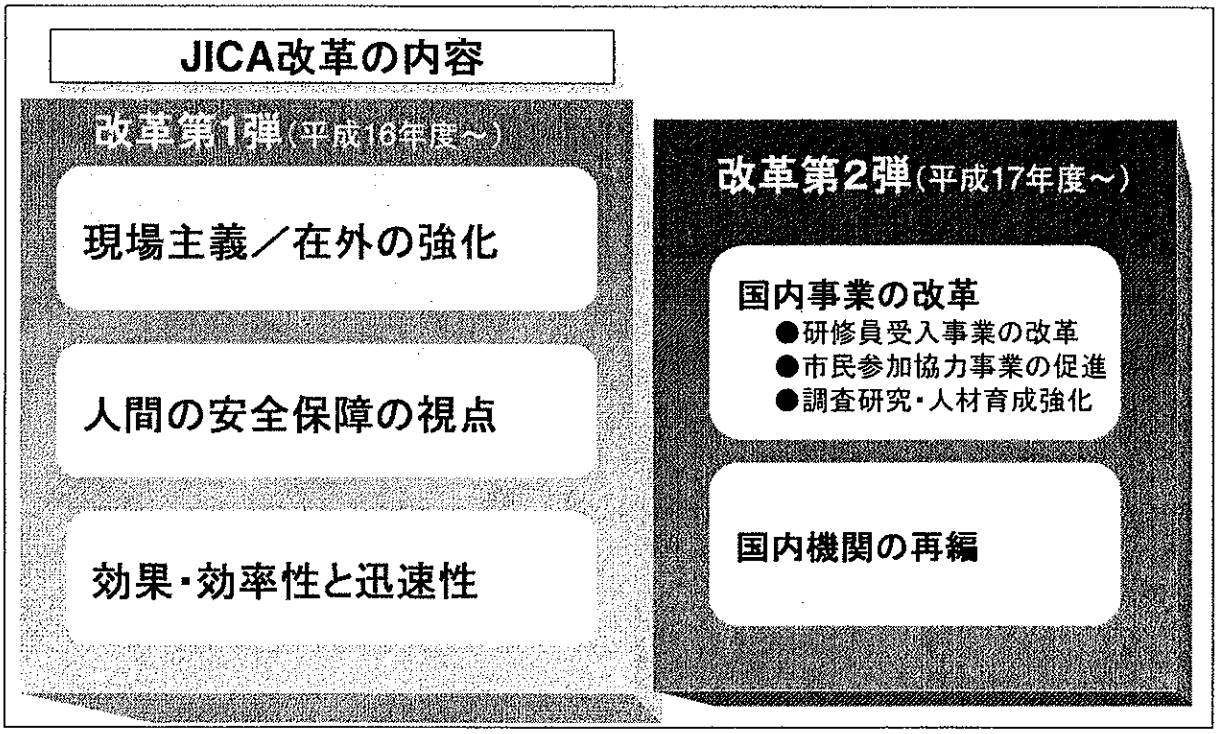

（１）現場主義／在外の強化

１６年度に８在外事務所にて試行導入した「在外主管」案件（在外事務所が主導して事業を計画から実施まで一貫して行う案件）について、１７年度には３０重点推進事務所において支出金額ベースで約４割にあたる案件につき本格導入した。また、１７年度末まで

に１３６人の人員を在外にシフトし、国際情報通信網、新たな事業管理支援システム及び経理システムを整備して、在外主導による事業実施のための体制整備・強化を推進した。

さらに、こうした在外強化の取り組みにつきレビューを行い、これまでの成果を確認するとともに、今後抽出された課題に対する具体策を講じることとした。成果としては、①案件準備期間の短縮等事業のスピードアップ、②事業に対する在外事務所のオーナーシップの向上、③途上国の開発課題への戦略的なアプローチの強化、④在外における意思決定権限拡大を踏まえた、相手国機関とのコミュニケーションの強化、等が認められた。同時に、①在外事務所によっては技術的専門性に関し一定の制約があること、②事業の予測性の向上や環境変化に合わせた柔軟な対応の必要性、といった課題が指摘され、今後の在外強化の推進においては、①本部・在外の「二人三脚体制の強化」（後方支援と情報共有の強化）、②プログラム化の一層の推進等を検討することとしている。

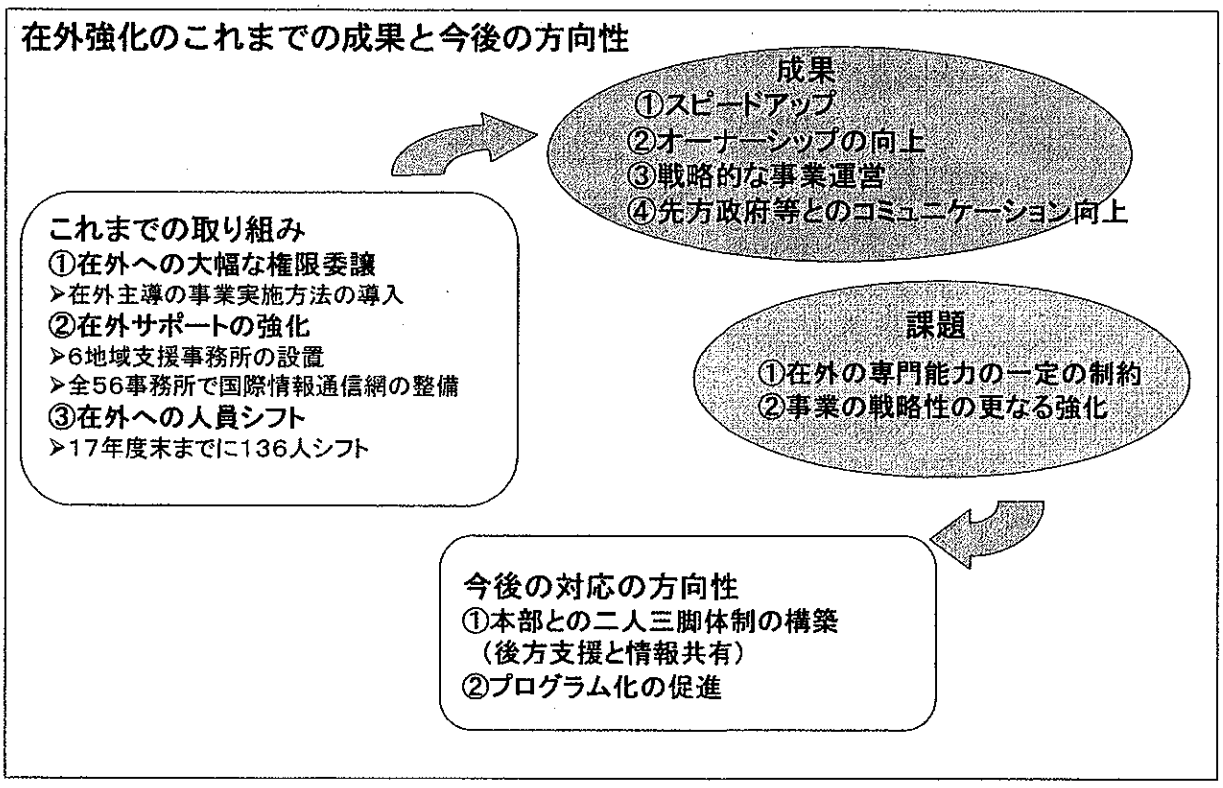

（２）人間の安全保障の視点

一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指すのが「人間の安全保障」の考え方である（ＯＤＡ中期政策）。この「人間の安全保障」の事業における実践として、１６年度に行った概念整理を踏まえ、１７年度には、各国の国別事業実施計画、各地域に対する取組み方針、課題別指針の策定・改訂に反映さ

せるとともに、案件の形成等を促進した。また、他ドナーとも協調しつつ、国際場裡での人間の安全保障の考え方の発信・共有に努めた。在外事務所においても、人間の安全保障の概念が、事務所員の思考や行動様式に一定の浸透を果たし、案件間の連携を推進し、分野横断的な取り組みが図られるようになっている。後述のファスト・トラック制度等も利用しつつ、迅速かつタイムリーな支援を進めており、例えば、平和構築支援分野では、１７年度中にアフリカ地域でスーダン、チャド、エリトリア、ルワンダ等の８カ国において、帰還民支援、難民受け入れ地域周辺住民支援、除隊兵士支援等１３件の事業を実施した。

人間の安全保障のレビュー結果（在外事務所からの声の例）

●人間の安全保障概念の導入による変化
①事業において、政府とコミュニティー双方への働きかけに強く留意
②先方政府に対して人間の安全保障の考え方を踏まえた具体的な働きかけを行った（パキスタン：震災後に、障害者に配慮した建物再建を提言し、先方政府の理解を得た）

●人間の安全保障の理解促進（主流化）
①先方政府等とのワークショップ開催を通じて関係者の理解が進み、要請に反映（カンボジア、スリランカ、ボリビア等）
②途上国の国家開発計画に概念がとりこまれるとともに、世銀、UNDP等他機関と人間の安全保障の実践について覚書を交換（ボリビア）

●人間の安全保障実践上の課題
①地域内および本部における、人間の安全保障実践の好事例・教訓の共有促進
②PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）、モニタリング方法の検討

（３） 効果・効率性と迅速性

● 戦略的なアプローチ

機構は、我が国の援助戦略に沿って効果的にかつ効率的に事業を実施するため、「国別事業実施計画」を策定し、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にしている。この計画をもとに、途上国の開発目標の達成に向けて開発課題を総合的に解決するための「プログラム」という各種協力のまとまりを設定するとともに、これを集約化することにより、メリハリのついた協力事業の形成・実施に努めた（１カ国当りの平均プログラム数は１４年度の１４．７件から１７年度には１１．７件に絞られた）。さらに、１７年度には、プログラムの戦略性強化を一層進めるため、より開発政策等に適合し、成果の明確な協力目標とそれを達成するための協力シナリオを有するよう、プログラムの内容や構成要素の見直しを図っている。

ガーナ国アッパーウエスト州住民の健康改善プログラム
～様々なスキームを有機的に組み合わせた課題へのアプローチ～

ガーナ国アッパーウエスト州は同国最貧困州の一つであり、ガーナ現地ＯＤＡタスクフォースでは人間の安全保障という観点から支援の優先地域としている。本プロジェクトは、保健指標（５歳未満児死亡率）も最低である同州において、以下の事業の組み合わせを通じた支援により、プログラム目標である関係医療施設の機能・サービス向上及び住民参加によるアッパーウエスト州の地域保健強化を行い、住民の健康状態の改善を達成するもの。

＊技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」
国家政策である保健師駐在所（ヘルスポスト）の拡大等を通じ、住民への基礎的保健医療サービスのアクセス向上を目的とする。

＊ボランティア（ＪＯＣＶ）による地域住民の参加促進
コミュニティの健康改善にかかる様々な活動を行い、地域住民の参加促進、ひいてはエンパワーメントによる健康改善の推進によって、ヘルスポストとの相乗効果を得る。

＊無償資金協力による医療機関への機材供与
州病院・郡病院、保健所、保健師養成校への機材供与により、一次医療、二次医療を中心とした州全体の保健サービス向上に寄与する。

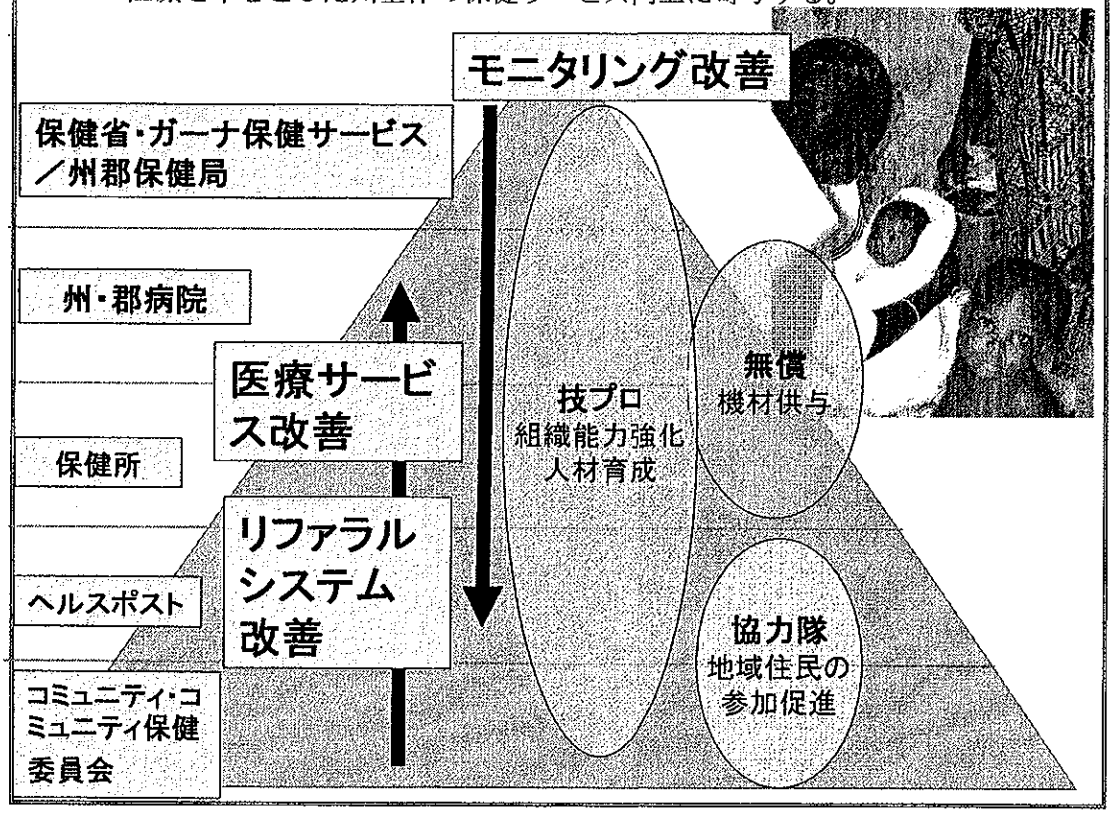

● 業務軽量化の取り組み

限られた人員体制の下で、在外強化を進め、現場のニーズに応えたきめ細かい案件形成・実施監理により事業の質を向上させるためには、業務の方法や配分を見直し、省力化できる部分は極力省力化し、その労力を事業の質を高める業務に振り向けることが必要である。このため、平成１８年度末までに平成１６年度時点の業務量の約１割を軽量化することを目標に、平成１７年度から全機構的に業務の必要性、あり方を徹底的に見直す取り組みを開始した。この結果、在外経理も含め本部一括決算方式を採用した経理制度改革、複数年度契約の導入、ＩＴの一層の活用による事業・予算両方の管理システムの導入による大幅な事務の合理化等大小様々な見直しが行われ、年間約２０万時間の業務の軽量化が実現した。これは、組織全体の業務量の約７．５％の業務に相当する軽量化にあたり、在外強化を目指した業務および人員の在外シフトを下支えする結果となった。さらに、軽量化への取組みの一環として開始された専門家派遣手続きの「ワンストップサービス（人選決定後の派遣手続きを一貫して行う取り組み）」等、業務の効率化とともに質の向上につながる成果が現れてきている。また、１８年度は当初目標を一層上回る計画を設定して取り組むこととしている。

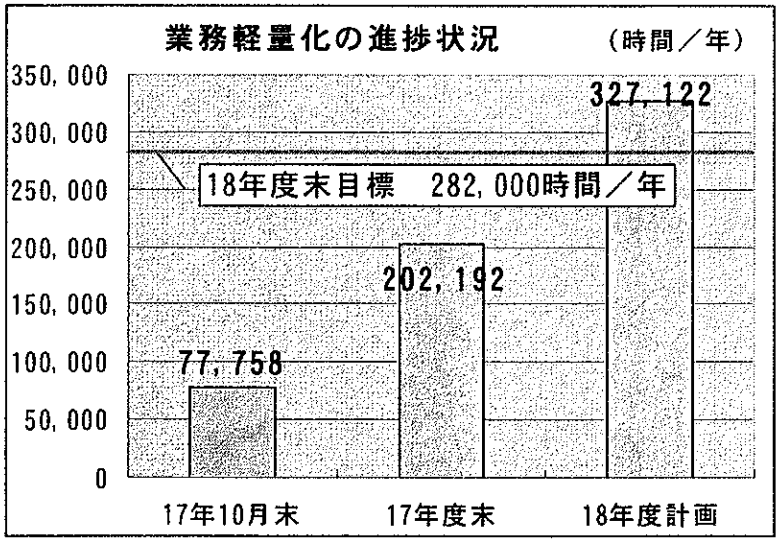

● ファスト･トラック制度の導入

緊急性の高い事業を迅速に対応できるようにファスト・トラック制度を導入し、パレスチナ自治区や南スーダンにおける平和構築支援を速やかに立ち上げた。

また、パキスタン地震に対する緊急援助においては、山岳部においていち早く活動を展開するとともに、高度医療機器を携行したことから、他の医療支援団体からサービス提供の依頼がなされるなど、現場で中心的役割を果たした。さらに、災害後の緊急支援・救急活動の段階から復旧・復興支援への円滑な移行の促進を図るべく、ファスト・トラック制度を適用して協力案件を立ち上げた。

【ファスト・トラック制度】

定義：緊急性の高い事業を、簡素化された手続きなどにより、迅速に計画・実施する制度

適用範囲：国・地域単位、課題単位（例えば津波対応）、あるいは場合によって案件単位のいずれかを想定。

制度の周知：制度の概要及び適用先について、適宜ホームページ等により公開。

内容：構成要素として想定していた以下のものにつき、具体的な制度の整備を進めた。

① 立ち上げまでの手続きの簡素化（事前評価表記載事項の簡略化等）

② 人材確保の迅速化（初動時のコンサルタントプール制、専門員・職員等各種人材のリスト化、専門家選定手続きの迅速化等）

③ その他（ロジ支援体制の強化の検討等）

成果：スーダン「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」案件では、９月下旬に要請書を受理後、１０月に案件採択、１１月に事前調査開始、１月に本格調査開始となり、一貫して迅速な対応が行われた（通常では本格稼動は４月以降）。また、パレスチナ・ジェリコ地域開発マスタープラン調査においても、通常３ヶ月程度を要するコンサルタント選定期間が大幅に短縮され、１ヶ月以内に人員の確保に至った。

（４） 国内事業の改革

（ア） 研修員受入事業の改革

途上国のニーズにより適確に応えた研修員受入事業に改善・再編すべく、研修コースの選択と集中、研修成果の発現促進、日本固有の経験の活用を軸とする取組みを進めた。

具体的には、３０の開発課題について、課題毎に途上国の問題解決に必要な研修のニーズを分析・整理し、既存の研修コースから重複している領域及び途上国側のニーズに対応できていない領域等を整理した上で、今後のコースの改廃・新設の再編、再構築案を検討し、日本側が積極的に協力を進めるべき重要コースの研修内容の改善を図る３年間程度の整備計画（「グランド・デザイン」）を作成した。また、課題別研修を計画する際には当該国の他の事業と組み合わせることで、帰国研修員が現地で実施中のプロジェクトにより具体的に研修成果を発現し、研修のインパクトが最大限に発揮されるよう配慮した。さらに、日本国内で行われる技術協力としての研修事業の強みがより発揮されるように、地方行政や組織経営といった日本が国際的にも独自の経験を有し、途上国のニーズも高い分野について、日本の経験を体系的な教材としてとりまとめた。

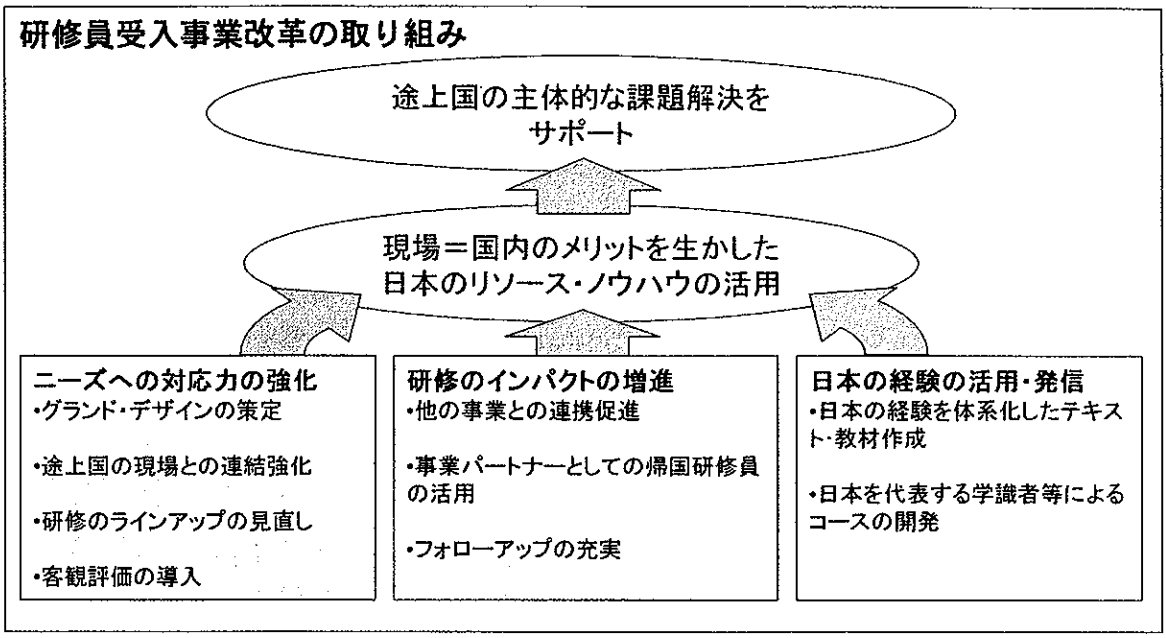

（イ）　市民参加協力事業の促進

ＮＧＯ、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進の全国的な拠点として広尾センター（ＪＩＣＡ地球ひろば）の開設準備を進めた（平成１８年４月開所）。広尾センターの主な機能は、開発問題及び国際協力への関心・理解の促進、国際協力への参加促進、市民による国際協力事業の支援、ボランティア体験の社会還元促進、市民のニーズの受信、経験の蓄積、情報の発信等である。

また、大学との組織的な連携の枠組みとして、研修員受入、専門家派遣、連携講座の実施等協力の実績を踏まえ、包括的な枠組みにより関係を強化する「連携包括協定」について、１６年度の帯広畜産大学に続き、１７年度は北海道大学及び広島大学との間で締結した。帯広畜産大学では、海外のボランティア経験者を対象とした「畜産学研究科修士課程国際協力特別選抜」新設という展開が見られた。また、今後の国際協力事業への熱意・発展性が見込まれる大学と国内機関と間の協力枠組みの強化を目的とする「覚書」を新たに導入し、１７年度は横浜市立大学と締結の上、連携講座を実施するなど、大学との連携促進・関係強化を進めた。

（ウ）　調査研究と人材育成の強化

国際総合協力研修所を、実践的シンクタンクとして位置づけ、援助現場の経験、知識を集約し、現場主義の実践を担う機構関係者の能力向上に取り組んだ。

例えば、途上国の「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」の事例研究を行い、その結果を踏まえ、廃棄物管理分野の開発事業に関係する各行動主体のキャパシティを事前評価するためのチェックリストを試作し、現場での試行を通じてこれ

を改善し、より効果的な協力の形成に資するツールとすることを図った。この他にも、調査研究の成果を活かした職員研修（例：調査研究「国別診断手法の検討」の成果を活用した職員研修「国を見る方法に関する研修」）等を実施した。

また、技術協力専門家を目指す人が必要な知識や手法等を習得するための「技術協力専門家養成研修」の対象分野を大幅に見直し、平成１６年度の１６コースを１１コースに改編・統合して、実施したことに加え、援助の現場で活躍できる即戦力人材の育成を強化する観点から、既存の人材養成事業プログラム全体の見直しに着手した。

（５） 国内機関の再編

「ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）」として打ち出した国内機関の機能の集中と合理化の方針に基づき、首都圏においてはＪＩＣＡ八王子を平成１８年４月に組織上廃止し、研修事業をＪＩＣＡ東京に移管・集約化するとともに、広尾センター（ＪＩＣＡ地球ひろば）における市民参加協力の拠点化を行った。

【ＪＩＣＡ八王子（八王子国際センター）の閉鎖】

ア．１９７６年２月に設立されて以来、地元の自治体や市民の国際協力事業への理解・協力の下、これまでに世界１６４カ国、計１１，０８０人の研修員を受け入れてきた。所管する三多摩地域及び山梨県に所在する多くの大学、研究・研修機関の優位性を生かし、主に職業訓練、ガバナンス、感染症対策、環境分野といった分野における研修を実施し、その実績も踏まえて、例えばパレスチナ難民支援（職業訓練）やボスニア・ヘルツェゴビナ向けの民族融和の促進コース等、新たな開発課題に対する迅速な取り組みも進めてきた。

イ．市民参加協力事業においては、草の根技術協力の実施、市民と研修員の交流会の開催や研修員による地元小中学校訪問等、住民と研修員が直接触れ合う機会の提供を通じ、国際協力への理解促進につながる活動も行ってきた。

ウ．同センターの事業実施や施設利用者数は全国のセンターの中でも見劣りするものではないが、首都圏に４つの国内機関が設置されていることも考慮し、全体のバランスの中で在外強化のための資源配分という経営判断に基づき閉鎖を決断した。過去３０年間にわたる関係諸機関の協力と理解への感謝の意を表するため３月末に開催した「八王子国際センター感謝のつどい」では、約１００名の方々に参集いただく中、八王子センターの閉館を惜しむ声、また、他センターに引き継がれる各事業がさらに発展していくことを願う声が多数聞かれた。

また、１７年度には、全国１０のブロックのうち、首都圏及び中部を除く残り８つのブロックを対象に、各国内機関が果たすべき機能の再点検を行った。その結果、事

業展開及び経済性の観点から閉鎖すべき国内機関はないが、一層効果的な事業実施のため、以下のとおり機能強化を図ることとした。これらは１８年度から実施する予定である。

国内機関の一層の活用に向けて

3つの方針	今後の具体的な取り組み例
各国内機関の機能の明確化とネットワークの強化 より一層の利用率の向上	**●研修事業** ・JICA大阪→西日本における研修事業の拠点と位置づけ、東京集中傾向の是正を念頭に、中小企業開発、金融等のコースの開発を促進 ・JICA九州→感染症対策、環境保全等の拠点に ・JICA中国→教育、復興開発関係の拠点に ・近隣の学術研究機関との連携を強化し、地域の知的・技術的リソースの活用を推進。大学との連携協力協定締結による組織的な協力関係を構築
市民へのアクセス改善と情報発信機能の強化	**●市民参加協力事業** ・市民参加による国際協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心とした各国内機関のネットワーク化 ・国内機関をベースに地域のNGO等と連携した活動を実施。テレビ会議システムを利用して在外の活動現場と結んだイベント等も開催

[参考] 予算及び経費の効率化の状況

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～平成１８年度）では、毎年度１．２２％（約２０億円）の効率化を行うことが定められているが、予算ベースで１７年度には約２６億円の合理化を行い、１６年度の７９億円とあわせて約１０５億円の合理化を図っている。

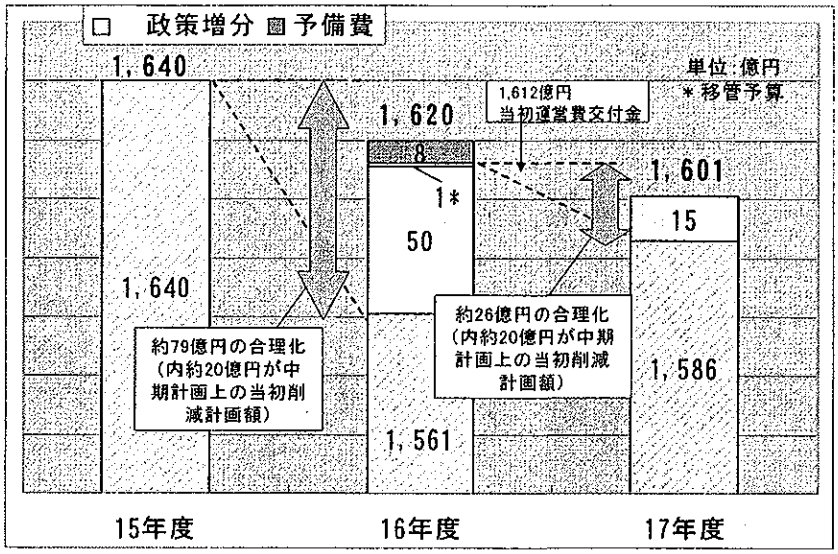

予算（運営費交付金）にかかる効率化の状況

１７年度は、業務経費については事業の主要な投入にかかる単位当り経費の削減、一般管理費については通話料金サービス契約の見直しや新人事・給与制度の定着、早期退職の促進等により、効率化を進めた。事業の主要な投入については、長期専門家の新規派遣人数３３％減、案件一件当たり供与機材費４１％減等と各投入単価で中期計画目標を上回る削減が進んだ。こうした投入単価の削減には、政策支援等のソフト型案件の増加等支援ニーズの変化に伴う投入の変化や、在外（現場）への権限委譲の拡充に伴う現地リソースの活用の増加といった事柄も効果を及ぼしている。

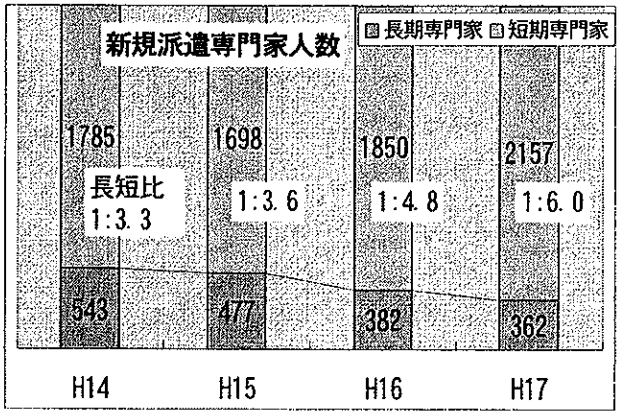

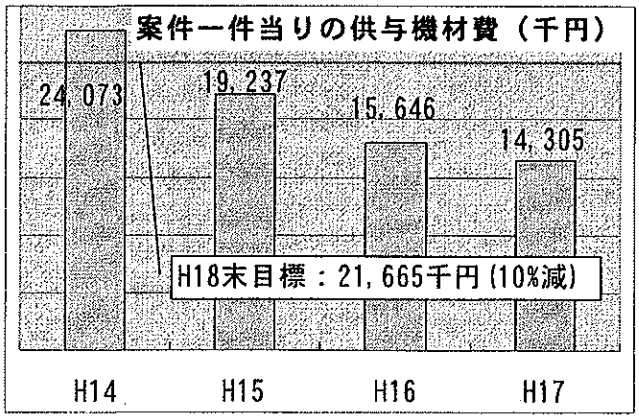

Ⅲ．平成１７年度業務実績

＜要約＞

１．業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）組織運営における機動性の向上

「ＪＩＣＡ改革プラン」の中核である「現場（在外）強化」については、案件全体の計画・実施・評価まで一貫して在外事務所が責任をもつ「在外主管」の仕組みを３０カ国の重点推進事務所を対象に導入し、在外事務所の権限及び責任を大幅に拡充した。また、国際情報通信網（ＪＩＣＡ－ＷＡＮ）を全在外事務所に接続するとともに、１８年３月から「経理業務統合システム」を導入し、現場強化に定着に向けた業務実施基盤を整備した。これらの取り組みを通じて、案件立ち上げの迅速化や相手国等関係者とのコミュニケーションの強化などの効果が現れている。また、各国に設置された現地ＯＤＡタスクフォースにおいても、情報発信や広報、相手国との協議等において積極的な活動を展開した。

（２）業務運営全体の効率化

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～平成１８年度）では、平成１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められており、これに向けて、業務経費及び本部管理経費の効率化に取り組んでいる。

事業実施に必要な主要な投入（専門家、研修員、機材、調査団派遣等）に係る単位当りの経費については、中期目標期間中平均１０％程度の削減を図ることとしている。１７年度の実績では、１４年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数３３％減、研修員一人当たり滞在経費１３％減、案件一件当たり供与機材費４１％減、調査団一件当たり所要経費１２％減と中期計画目標を上回る削減が進んだ。

本部の管理経費（物件費、人件費）についても、中期目標期間中、１４年度と比べて１０％程度の効率化を達成すべく、本部事務所借料の削減、新人事・給与制度の導入、早期退職の促進等、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策に取り組んでいる。一般管理費の１７年度実績は、１４年度予算比１０．３％減の９，４７１百万円となり、１５年度に外務省独立行政法人評価委員会に報告した計画額（９，７７１百万円）及び最終目標値を下回った。

また、専門家派遣及び研修員受入れの手続きについては、ワンストップサービスの導入や研修員受入支援センターの設置により事務合理化が図られたほか、コンサルタント契約における公示から契約締結までの手続き日数については１４年度比１３％減と引き続き迅速な手続きに努めた。機材の調達業務については、現地調達における価格競争比率がより一層向上するとともに、調達関連情報の迅速な公表を行った。

（３）施設、設備の効率的利用

機構が保有する国際センター等の施設について、各国内機関における研修実施時期の平準化と、国民参加協力推進事業の一層の拡充に加え、国内機関毎に策定された利用者数向上のための計画

を実施し、利用者数は約３２４千人と１５年度比６．６％増加し、中期計画目標を上回った。

２．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）総論

政府の援助方針に則り、途上国の援助ニーズに対し、より的確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、現場強化を推進し、重要な開発課題を総合的に解決するアプローチとしてのプログラムの集約化や「人間の安全保障」の事業における実践を進めた。また、平和構築支援分野の事業実施体制を強化し、緊急性の高い事業を迅速に計画・実施する「ファスト・トラック制度」を導入した。１７年度は南スーダン支援など３件に適用し、具体的な成果に結びついている。

広報活動についても、広報媒体の見直しや広報マニュアル（英語版）の作成・配付など、着実な取り組みを進めた。環境及び社会に配慮した業務運営の実施については、これまで未認証であった８国内機関も含めた国内全部署において国際環境規格認証（ＩＳＯ１４００１）を取得した。また、開発援助における男女共同参画推進のため、新たな研修ツールの開発等により、機構内のジェンダー主流化推進体制の一層の定着を図った結果、現場における実践に向けた取り組みも増加しつつある。

事業評価については、小規模案件に対する簡易評価制度導入による評価制度の合理化や在外強化に即した評価実施体制の強化を行い、事前から事後までの一貫した評価体制の整備に努めた。また、第三者機関への評価の委託による外部評価の充実を図り、外部有識者等が事後評価に参加した割合は中期計画目標（５０％）を上回り、実施件数の５８％となった。

（２）各事業毎の目標

（イ）技術協力

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、途上国間で相互に協力を行うことを支援する南南協力支援事業の充実や帰国研修員同窓会等の途上国の人材・組織のネットワーク化を進めた。また、事業における民間の活用を推進したほか、事前調査の標準化をはじめとする事業実施の手順の改善・定着化を進めた。さらに、ＪＩＣＡ改革プランにおいて打ち出された方針に基づいて研修事業の改善に着手し、研修コースの選択と集中等を行ったほか、専門家選定のガイドラインやコンサルタント選定手続きの改善に努め、適正な援助人材の確保に努めた。

（ロ）無償資金協力の実施促進

無償資金協力の実施を担う事業関係者（コンサルタント、建設会社等）を対象とした説明会を大幅に拡充し、広く情報を公開してその参加を呼びかけるとともに、第三者による技術的監査を実施し、適切な事業実施の促進に努めた。

（ハ）国民等の協力活動

ボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）については、参加方法の多様化等に取り組んだ結果、参加者数が増加したことに加え、適格な人材の確保のため、文部科学省と連携した教員の現職参加促進や登録者の増加を実現した。派遣中の医療・交通安全対策等の

サポートに加え、新たにハローワークと連携して帰国隊員の進路対策を充実させる等、参加環境の改善を進めた。

ＮＧＯや地方自治体を対象とする草の根技術協力事業については、ホームページを通じた各種情報提供の一層の充実、ＮＧＯ等からの提言も踏まえた事務合理化策の継続、また、地方自治体における国際協力推進員や在外におけるＮＧＯ－ＪＩＣＡジャパンデスクの配置を通じた市民の理解と参加の促進を図り、平成１５年度に比べ２０％増の事業を実施した。開発教育支援については、派遣中の青年海外協力隊員に対し社会還元の手法について研修を実施する等、質の向上に向けた新たな取り組みを開始し、本部・国内機関の訪問については、事前に学生のニーズを把握する等きめ細かな対応により、訪問学校数が増加した。さらに、ＮＧＯ、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進の全国的な拠点として広尾センター（ＪＩＣＡ地球ひろば）の開設準備を進めた（平成１８年４月開所）。

（二）海外移住

移住事業の重点化を継続し、高齢者福祉、日本語教育分野を中心とした人材育成事業を支援するとともに、経済・技術協力事業との連携を進めた。また、平成１４年度に開館した海外移住資料館の利用者が増加しており、運営が軌道に乗りつつある。

（ホ）災害援助等協力事業

必要機材・物資の備蓄と整備や隊員の訓練・研修など必要な準備に平時から取り組み、甚大な被害を出したパキスタン等大地震災害に対して、緊急援助活動を迅速かつ確実に実施した。また、緊急援助物資の供与についても１９件の物資供与を適確に実施し、そのフォローアップにも努めた。

（ヘ）人材養成確保

平成１５年度よりサービスを開始した国際協力人材センターの体制の強化と定着に取り組み、専用ホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」の利用増加に努めた結果、新規に２，２９１件の求人や研修・セミナーに関する情報が提供され、また、１，２７８名の国際協力人材の新規登録者を確保することができた。また、人材養成ニーズを踏まえた専門家養成研修等の抜本的な見直しに着手するとともに、インターン受入の拡大等人材育成を促進した。さらに、新たな取り組みとして、大学と連携包括協定や覚書を締結して大学との協力の枠組みを強化した。

（ト）附帯業務

プロジェクト形成調査等については、協力対象国の重点開発課題について課題解決のための中長期のプログラムをデザインし、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。また、途上国の「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」を始めとする重要な開発課題に係る調査研究の実施により、事業実施のための方針の整理や事業経験の体系化、援助マネジメント手法の研究を行うとともに、その成果の発信を行った。

３．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

計画的な事業の実施等により、予算繰越額は平成１６年度に比べ減少した。また、固定経費の定義を明確にし、その節減を行っている。国内機関については、国内機関再編の基本方針の下で準備を着実に進め、実施体制面での効率化も図っている。

4．短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とする。

5．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物について譲渡に向けた準備を着実に進めた。

6．剰余金の使途

実績がないため評価対象外とする。

7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づき設計・工事を実施するとともに、ＪＩＣＡ八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編（平成１８年４月）準備を着実に進めた。また、首都圏及び中部を除く残り８つのブロックを対象に、各国内機関が果たすべき機能の再点検を行い、一層効果的な事業実施のための方針を取りまとめた。

（2）人事に関する計画

１６年度に導入した資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を定着させるため、引き続き研修等の取り組みを行うとともに、全職員を対象に評価結果を１２月の賞与に反映させた。また、在外強化の方向性を踏まえた職員の配置に努めた。職員の能力開発については、人材能力開発タスクフォースを立ち上げ、新たな研修コースを導入した。人員に関しては、平成１７年度末の常勤職員数及び１７年度の人件費ともに計画の範囲内であった。

（3）その他中期目標を達成するために必要な事項

会計監査人による外部監査を実施するとともに、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を図った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

業績評価については、業務実績の定期モニタリング、内部検討委員会や部署別の目標監理といった仕組みを通じて、独立行政法人評価を機構のマネジメント・サイクルに定着させた。

＜小項目ごとの実績＞

１．　業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)組織運営における機動性の向上

小項目 No.１　現場（在外）強化と機動的組織運営

【中期計画】

途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するＮＧＯ、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、

●現地ＯＤＡタスクフォース等、現地におけるＯＤＡ実施のための連携体制に積極的に参加する。

●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。

●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。

●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。

【年度計画】

（１）在外機関の権限・機能強化

ア．平成１７年２月に決定された「政府開発援助に関する中期政策」で示された「現地機能強化の具体的取組」を踏まえ、現地ＯＤＡタスクフォースにおける実施機関としての役割を明確化し、具体的活動を推進することにより、現地ＯＤＡタスクの活動強化に寄与する。

イ．在外主導の新たな業務の仕組みである「在外主管」を３０の重点推進事務所に本格導入し、計画、実施及び評価段階の責任と権限を本部から事務所に大幅に移譲することで在外の業務の範囲を拡大し、現場強化を図る。

このため、３０の重点推進事務所を中心に事業量に応じた事務所体制の強化を図る。

さらに、国際情報通信網（ＪＩＣＡ-ＷＡＮ）の整備を進め、電子媒体での情報共有とともに各種 TV 会議システムを利用したコミュニケーションの充実を図る。

ウ．案件形成支援段階では、案件発掘・形成プログラムの一層の充実を図る。

実施段階では、在外事務所主管の技術協力プロジェクト及び開発調査を積極的に増や

す他、在外対応型フォローアップも引き続き増加させる。

評価段階では、案件別事後評価を実施する在外事務所の数を増加させる。

エ．在外強化重点推進事務所の５事務所の契約担当役化を図ることにより、既存事務所と併せ４１事務所を契約担当役機関とする。

（２）本部による支援機能の整備

ア．在外強化及びフラット化等の組織体制の変化に対応し国際情報通信網と IT 技術を有効活用した簡易かつ合理的な経理制度の検討及び経理システムの開発を行う。また、同制度及びシステムの内容を機構内に周知する。

イ．平成１７年度に新たに契約担当役となる事務所における期中・期末の経理業務（予算執行管理・決算等）に対し、モニタリングを強化するとともに継続的な支援を実施する。

ウ．在外主導の推進に当たり、専門家・コンサルタント等の人材の派遣及び機材の調達に係る在外事務所からの要望に対し、迅速かつ的確に対応するための体制をさらに強化する。特に、在外事務所等からの要望を踏まえて随時、手続きのレビューを行い、必要に応じ改善を図る。

（３）意思決定の効率化と迅速化

チーム制導入及び組織体制の改編による意思決定の効率化と迅速化の成果について引き続きモニタリングを行う。

【当年度における取り組み】

組織運営における機動性の向上に関し、「ＪＩＣＡ改革プラン」の中核である「現場(在外）強化」については、現場のニーズに迅速かつ的確に対応することを目的とした「在外主管」を３０カ国の重点推進事務所において導入し、案件立ち上げの迅速化や相手国機関とのコミュニケーションの強化などの効果が現れている。また、現地ＯＤＡタスクフォースについては、相手国との協議等において積極的な活動を展開した。

１．現場（在外機関）の権限、機能強化

（１）現場におけるＯＤＡ実施のための連携体制への積極的参加

現地ＯＤＡタスクフォースは、平成１８年３月末現在７０カ国に設置されており、うち約７０％の国では平均月１回以上会合等を開催している。また、現地政策協議など相手国政府との協議を実施している国は全体の約９０％である。日本政府の国別援助計画の策定をはじめとする援助計画策定や、平成１８年度技術協力・平成１９年度無償資金協力課題別・統一要望調査のプロセスにおける相手国政府との協議において、特に積極的な活動を展開した。バングラデシュ及びタンザニアでは、１８年３月、初めての試みとして、現地ＯＤＡタスクフォースが日本国内の学生や社会人を対象にテレビ会議システムを通じて現地で起きている問題やそれらに対する日本の取り組みを紹介する開発セミナー「途上国の人たちとともに未来を創る」を開催した。これは、ＯＤＡ中期政策において「現地機能強化の具体的取り組み」の一つとして掲げる「情報公開と広報」の一環をなすものである。

在外事務所は、これらの現地ＯＤＡタスクフォースの活動において、技術協力の実施機関として、派遣中の専門家や企画調査員とも協力しつつ、専門的知見を活用して、当該被援助国に対する協力方針（案）の作成、分野別作業部会への情報提供、ドナー会合への対応等に貢献している。

（２）現場（在外）強化のための取り組み

在外事務所が主導して事業を計画から実施まで一貫して行う「在外主管」を平成１７年４月１日より予定通り３０の重点推進事務所に本格導入し、在外事務所の権限及び責任を大幅に拡充した。平成１７年度における在外主管案件の割合（支出金額）は、３０重点推進事務所で約４割となっている。

平成１７年度についても、在外への人員シフトを進め、１５年１０月からの累計は１３６名となった。また、国際情報通信網（ＪＩＣＡ-ＷＡＮ）の整備によって、１７年度は新たに２８事務所に接続し、全在外事務所（５６事務所）との電子媒体での情報共有及びＴＶ会議システムを利用したコミュニケーションの一層の充実が図られた。

【在外強化のレビューの実施】

１７年８月に在外強化に関する本部レビューを実施し、在外事務所の業務過多、スピードアップ、本部との連携等の課題について対応策を検討し、その結果を在外事務所に報告した。当該報告を踏まえて１２月に在外レビューを実施し、３０重点推進事務所からは、在外強化による変化として、以下のような効果が報告された。

- 案件の計画、実施、評価のサイクルを主体的に担当することを通じ、また、事業の予算権限、責任を担うことによって、案件に対する在外事務所のオーナーシップが向上し、これが所員の専門性や業務能力、ひいては事業の質と効率を高める効果を生んでいる。
- 現場に近く密度の濃い情報収集を迅速に行えること、また、現場の状況に応じた迅速な意思決定が可能なことから、案件開始までの準備期間が短縮されている。
- 人員シフト等により現場機能が強化され、また、現場や相手国、他ドナー等との対話の頻度が高まったことで、これらの体制と情報を用いて現地ＯＤＡタスクフォースへ貢献する能力が高まっている。
- 現場において協力ニーズを適確に把握し、課題解決への道筋を戦略的に考えることで、資源の効率的な投入計画作りや事業のプログラム化が進展している。
- 案件を主体的に担当することで現場や相手国との対話の頻度が高まり、相

手国等関係者とのコミュニケーションが強化され、当該国の現状と課題、協力ニーズの把握等が向上している。

これらのレビュー結果を基に、１８年１月に３０重点推進事務所次長会議を本部で開催し、これまでの経験を活かしつつ、より一層の質の向上に向けた具体策を作成した。その具体策は、本部各部及び在外事務所にて行った事前のレビューにて抽出された課題、①本部と在外の二人三脚体制の構築、②プログラム化の促進等戦略性の強化等、の解決に資するものとしてまとめられている。より具体的には、①については、課題部がプログラム形成及び案件形成段階への関与を深めること、②については、プログラム化の具体的行動計画を作成すること、などを柱としている。

現場強化に伴う人員シフト等により、在外事務所関係費は、１５年度下期４，５２９百万円、１６年度９，２１２百万円、１７年度１０，０４７百万円（決算額ベース）と漸増傾向にあるが、上記のとおり、事業の迅速化や質の向上につながっており、また、事業費全体でみれば、供与機材の現地調達や本邦派遣調査団の事務所による代替実施等の節減効果も発現している。

（３）事業の段階毎の権限等の委譲

１）計画段階

現場（在外）強化の一環として、在外事務所で実施できるものは在外事務所に委譲するとの考えの下、在外事務所が主体的に現地ニーズに迅速かつ的確に対応した案件の発掘・形成を支援している。

平成１７年度には、平成１６年度に引き続き、協力対象国の重点開発課題について、現地ＯＤＡタスクフォースの枠組みを用いた在外主導により、課題を解決するための中長期のプログラムをデザインし、具体的な技術協力プロジェクトや開発調査、専門家派遣等協力案件の形成促進を行った。案件発掘・形成に当っては在外事務所が主体的に実施計画を策定し、積極的に現地の重点開発課題について経験やノウハウ、ネットワークをもつ現地人材やコンサルタントを活用し、本邦リソースと組み合わせている。

平成１７年度は、フィリピンの地方行政官を起用した「地方開発／地方自治体行政能力向上」、ガーナ保健省との協働による「北部三州支援」等、地域別では東南アジア６７プログラム、その他のアジア６３プログラム、大洋州１７プログラム、中南米４１プログラム、アフリカ８１プログラム、中東３０プログラム、欧州８プログラム、計８８カ国３０７のプログラム形成に取り組んだ。

【在外主管案件の計画段階での成果（例）】

ア．コスタリカ「社会的弱者支援」プログラム

コスタリカは障害者に対する制度・政策面は整っているものの、障害者を対象とした社会サービスの地域格差が大きい。このため、在外事務所主導で、現地の障害者のための機関と共同し、また現地で活動中の青年海外協力隊員を加え、地方都市を拠点として障害者の自立生活を促すためのリハビリテーションチームワーク（障害者支援のために各分野の関係者が連携）やコミュニティへの参画を促進するプログラムをデザインした。具体的な案件として形成した「障害者の人間の安全保障を重視したコミュニティにおけるリハビリテーションシステム強化プロジェクト」は、平成１８年度新規案件として採択された。

イ．セネガル「基礎教育支援プログラム」

セネガルの現在の就学率は７５．８％（２００３年）で就学率の向上という面では着実に成果を上げているものの、留年率や退学率は依然高く、「教育の質」、「学校管理」の改善を図るとともに、地域や学校の実情に合った教育の視点から地方分権を進める必要がある。これを踏まえ、セネガル人教育専門家と機構のセネガル事務所が共同して、基礎教育について課題分析と協力の方向性を作成した上で、地方分権化政策の展開を中心とした教育マネジメントの改善を目的とした「教育環境改善プロジェクト」、及び児童生徒が理解しやすい理数科教育の内容･方法の改善を目的とした「理数科教育改善プロジェクト」を形成し、１８年度新規案件として採択された。

２）実施段階

在外事務所主管の技術協力プロジェクト及び開発調査については、１６年度の試行を踏まえて、１７年度は４２カ国の事務所（３０重点推進事務所設置国のほか１２の事務所・駐在員事務所）で技術協力プロジェクト３４２件、開発調査３３件を実施しているほか、専門家派遣２５３件、研修事業８０件、その他９０件の計７９８件を実施した。

【在外主管案件の実施段階での成果（例）】

ア．「ケニアの中南部持続的小規模灌漑開発管理プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

ケニア事務所ではプロジェクト立ち上げに際し、プロジェクトサイトの現状、相手国ニーズの把握を十分に行うため、現地での詳細な調査を実施した。プロジェクトサイトは地方にあるため、通信手段のみでは必ずしも円滑かつ十分な意思疎通ができない状況にあったが、事務所と相手国関係

者による現場での調査活動を通じて、案件の目標及び必要な活動について双方が十分に共有した上で、現地状況を的確に反映した計画を策定することができた。また、案件の円滑な実施に不可欠な相手国関係者のオーナーシップを高めることに寄与し、事業開始後も実施上生じた問題に対してケニア事務所と実施機関とで円滑に対応することが可能となった。日本人所員とともにナショナルスタッフも積極的に関与したため、案件の立ち上げから実施にかかる事務所全体の能力向上にもつながった。

また、「在外対応型フォローアップ」（在外のリソースを活用した施設・機材の修理やスペアパーツの供与、帰国研修員が行うセミナーやワークショップの支援等）については、１７年度は１６７件（１４年度１１４件）を現地のニーズに沿って迅速かつ機動的に実施した。

３）評価段階

在外事務所による案件別事後評価については、協力終了後３年程度経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成１４年度に導入した。

平成１７年度は、１６年度に引き続き、事前から事後までの一貫した評価体制の強化に向けて、事前・中間・終了時・事後の各段階における評価の実施を推進した。特に、新規に事後評価を実施する国については、現地の評価能力向上の観点からコンサルタントを派遣し、現地職員や現地のコンサルタントに対して機構の評価手法の周知を図るとともに、評価結果の幅広い公開を目的に評価セミナーを開催した。

事後評価については、新規の実施国数の拡充に取り組み、技術協力プロジェクトの案件別事後評価を７カ国で新たに実施した。また、１６年度に開発した無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価の手法に基づき、４カ国で新たに事後評価調査を実施した。その結果、新規の案件別事後評価の実施国数は１１カ国、実施国数の累計は４４カ国（１４年度比３０カ国増、１６年度比１１カ国増）となり、中期目標期間中の目標を前倒しで達成した。

（在外事務所による案件別事後評価）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
制度導入国数の累計	14 カ国	22 カ国 (8 カ国増)	33 カ国 (19 カ国増)	44 カ国 (30 カ国増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

（４）予算執行権限

平成１７年度においては、新たに５事務所を契約担当役化（既存事務所と併せ４１事務

所が契約担当役化）したことにより、これらの事務所においては独立行政法人会計基準に基づく複式簿記による会計処理が可能となるとともに、予算執行権限が拡充した。また、これにより、３０重点推進事務所において、事業実施の迅速性や在外主管案件等の新たな業務の仕組みを導入することが可能となった。

なお、平成１８年度からは「経理業務統合システム」の導入に伴い、全５６事務所を契約担当役化する予定である。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
契約担当役事務所数	12 事務所	12 事務所	36 事務所 (24 事務所増)	41 事務所 (29 事務所増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

２．在外・国内機関の管理業務の効率化

（１）経理業務の効率化

平成１６年度から準備を進めてきた経理業務の効率化等を目的とした「経理業務統合システム」の開発を終え、平成１８年３月から導入した。同システムは、１８年３月から一部運用を開始した「事業管理支援システム」と連携していることから、事業の進捗に合わせたより効率的な予算執行管理が可能となった。また、同システムの導入に当たり、本部、国内機関、在外機関の職員等１，１０５人を対象として、１７年１２月から１８年３月まで研修を実施し、円滑な稼動に向けた準備を行った。さらに同システムの導入に併せて、予算執行統制面における現場機能の強化を図るために、会計規程の改正を行った。

経理支援グループ（経理部に設置）は広域経理担当者（アジア、中米・カリブ及びアフリカの各地域支援事務所に配置）と連携し、１８年度から新たに契約担当役となる事務所を中心として、各事務所への経理指導や電子メール、公電等による各種相談への対応を通じ、期中の経理業務のモニタリングを実施した。これらの継続的な支援により指導の徹底を図った結果、本部における１７年度の相談件数は５５６件となり、１６年度（９６６件）に比べて大幅に減少した。

（２）在外事務所からの人材・機材の要望への対応

在外主管案件の導入に伴い、在外事務所も主体的かつ本格的に専門家・コンサルタントの選定や機材調達の業務に参加することとなった。在外事務所において、これらの業務が迅速かつ的確に行われるため、また、必要に応じて本部が支援するため、１７年度は以下の取り組みを行った。

①迅速かつ適切な人材派遣及び機材現地調達を促進するための制度・手続きの変更

・ コンサルタント契約に係る新制度（コンサルタント等指名人材プール制度、複数年

度契約制度、電子委員会の導入）の導入を図った。

②在外事務所の関連実務知識を向上させるための執務参考資料の整備

- 在外事務所員が専門家人選手続きを実施する上での留意事項をまとめたビデオを作製・配布し、円滑な人選実施を図った。
- マニュアル類（３種類）を英・西・仏文化した。
- 在外事務所に赴任する職員を対象とした研修（赴任前研修）における研修資料を大幅に改訂し、制度の理解向上を図った。

③上記①及び②を在外事務所に周知・徹底するための調査団派遣や研修の実施

- 調達指導調査団等を計６チーム派遣した。また、ケニア・タイ・メキシコでは近隣諸国のナショナルスタッフを対象にセミナーを実施した。
- 赴任予定職員・専門家・調整員向けに機材調達に関する研修を２１回実施した。
- コンサルタント契約に関する研修を在外事務所に対して３回（中米、アフリカ、アジア各１回)、本部職員に対して１３回（新規採用職員研修１回、職員研修１２回）実施した。

３．意思決定の段階の削減・組織編成の見直し

平成１６年４月の組織改編において、事業実施部門は、それまでの分野別・協力スキーム別の８部を開発課題別の５部に再編済み。また、チーム制導入及び決裁合議先の簡略化・チーム長への権限委譲により、意思決定の迅速化が実現（１６年度には１４年度に比べ、旧課長代理以上のポスト数の約１割削減、意思決定関与者数４５％減、起案から決裁までの日数の４８％減を達成済み）しており、これを継続。

(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No.2　事務手続きの迅速化、合理化

【中期計画】

（イ）業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、

●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。

●コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。

●文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

●事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。

●一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。

●引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。

【年度計画】

（１）事務手続き等の効率化

ア．専門家人選後の専門家や在外事務所との連絡調整業務を派遣支援センターに集約し、業務の効率化、迅速化を図り、専門家人選から派遣までの総手続き日数の更なる短縮を検討する。

イ．研修員受入については、全集団コースの募集要項の電子データ化による所要日数の短縮について、その維持・定着を図る。

ウ．平成１６年度に制度変更を行った公示から契約締結までに要する期間の短縮方法や精算に要する期間の短縮方法について、モニタリングを行い、必要に応じ改善を図る。

エ．申請書・届出等の電子化の試行導入を進め、対象部署を広げる。

オ．機構内の連絡文書の電子的処理の試行導入を進める。

カ．外部委託の状況について、モニタリングを行う。

キ．平成１６年度に引き続き、在外事務所において段階的に「現地調達に係る内規」を制定し、価格競争を重視した見積競争方式の導入の拡大を図る。

ク．平成１６年度に達成した調達関連情報の迅速な公表を着実に実施する。

【当年度における取り組み】

専門家派遣及び研修員受入れの手続きについては、ワンストップサービスの導入及び研修員受入支援センターの設置により、さらなる事務合理化を図り、また、コンサルタント

契約における公示から契約締結までの手続き日数については、１４年度比１３％減と引き続き迅速化に努めた。また、文書事務の削減については、勤務管理システムを試行導入し、手続きの電子化を図った。さらに、機材の調達業務については、現地調達における価格競争比率がより一層向上するとともに、調達関連情報の迅速な公表を行った。

１．専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化

専門家派遣手続きの日数短縮については、専門家の健康診断の見直しなどにより、平成１６年度までに派遣期間が３０日未満（手続日数：２５日→２０日）、３０日以上９０日未満（手続日数：３５日→２０日）、９０日以上（手続日数：３５日→３０日）のそれぞれの手続日数の短縮を達成済みである。１７年度は、派遣事務の合理化及び派遣者に対するサービス向上を目的としたワンストップサービス（国際協力人材部の派遣支援センターが人選決定後の専門家との連絡調整を一括して実施）を導入した。その結果、事務合理化とサービス向上につながっている。さらに、これまで各部署が個別に行なっていた専門家との連絡調整を派遣支援センターが一括して実施することで、より計画的なスケジュール管理が可能となったことから、１７年度の公用旅券の緊急申請件数（専門家のみ）が４６件（１６年度比７１件減）となる効果が現れている。

研修員受入の手続き日数については、平成１６年度から全集団コースに係る応募要綱の印刷・発送業務を簡素化することで、応募要綱作成から在外事務所が受理するまでの所要日数の大幅短縮を達成（２６日→９．７日）している。１７年度は在外強化に係るレビュー結果を受けて、受入手続に関する支援を強化することで業務の効率化を目指す研修員受入支援センター（在外事務所、国内機関等からの問い合わせ対応窓口）を試行的に設置した。問い合わせ件数は９ヶ月間で２５０件を超えており、窓口一元化による事務の合理化効果は高いと判断されたところ、１８年度は本格的に導入する予定である。

２．コンサルタント契約の手続きの迅速化

（１）公示から契約締結までの手続きの迅速化

公示から契約締結までの手続き日数を短縮するため、機構内部の事務手続きについて見直し、平成１６年５月に制度変更を行った。その結果、平成１７年度は公示から契約締結までに要した期間は平均で６３日（１４年度比９日減）となり、１４年度実績の７２日に比して１３％減となった。

なお、１８年１月にはコンサルタント選定におけるプロポーザル審査の一部電子化を図ったところであり、また、１８年度にはプロポーザルの電子化の検討も行い、引き続き手続きの迅速化に努めている。

（手続き日数）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
公示から契約締結	72 日	－	62 日 （14%減）	63 日 （13%減）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）精算手続きの迅速化

平成１５年度の検討結果に基づき、精算作業の正確性を担保できる範囲内で、為替換算方法の変更及び一般業務費の精算の簡素化を内容とする制度を１６年５月から導入した。

新制度導入案件の精算日数の平均値は３６日となり、平成１４年度実績値３７日と比較して、３％減となっている。

１７年度の精算日数が１６年度と比較して増加している要因としては、精算作業が必要な契約件数が約１０％増加したことがある。なかでも、開発調査等に比べ精算作業に時間を要するコンサルタント契約により実施する技術協力プロジェクトの案件数が、１６年度の１件から２２件に増加したことが大きな要因となっている。

１８年度においても、引き続きコンサルタント契約により実施する技術協力プロジェクト及び全体の契約件数が共に増加することが見込まれることから、１８年度は精算体制の強化と精算業務の合理化のための具体策を導入することにより、精算日数の縮減に取り組むこととする。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
精算日数平均値	37 日	－	28 日 (24%減)	36 日 (3%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

３．文書事務の削減

（１）決裁プロセスの効率化

意思決定や文書決裁プロセスの効率化については、平成１６年度に行なった組織・人事制度の改編により組織がスリム化・フラット化したことから、大幅な期間短縮、迅速化を達成済み（サンプル調査で４割以上の日数短縮）。なお、申請・届出等の手続きの電子化（ワークフロー）にも努めており、平成１７年度においては、総務部及び人事部に勤務管理システムを試行的に導入し、超過勤務関連の手続きを電子化した。また、試行導入の対象部署拡大に向けた計画を策定し、１８年度中には全部署に試行導入を行う予定である。

（２）内部連絡文書の効率化

内部連絡文書の効率化に向けた文書の電子的処理については、受信ＦＡＸを自動的に電子化（ＰＤＦ化）するシステムを試行的に導入し、その試行結果の評価や今後どのように電子化していくべきか等を含め、「決裁及び業務公電等連絡文書の業務改善にかかる調査」を行った。本調査の結果、受信ＦＡＸ電子化システムに関しては、受信文書だけでなく、作成から配布まで一貫した電子化が必要であること、電子化（システム化）と同時に公電業務・決裁ルートのさらなる見直しが必要となること等が提言された。

また、機構内の情報や資料共有を効率的に行なうためのグループウェアをより一層活用するため、従来のデータベースに加え、１７年度は３２のデータベースを新規に作成した。

ア．電子会議室（１７）：業務軽量化、水資源・防災タスク、中部国際センター等
イ．アンケート（３）：職員意識定点調査等
ウ．情報発信型（５）：経理のトびら、ボランティアページ、評価関連ＤＢ等
エ．その他　（７）：経理質問箱等

（２）外部連絡文書の効率化

関係者と調整を行い、平成１５年度に、機構から発出している定型的な外部連絡文書約６０種のうち９種（全体の約１５％）の文書を廃止し、これを継続。

４．外部委託の導入

平成１５年度に外部委託に適した新たな業務の抽出作業を行い、１６年度までに職員の給与計算事務等新規業務の外部委託を行った。１７年度においては、協力隊派遣４０周年記念式典等主にイベント関連業務、各種調査業務の外部委託を行ったが、基本的には１６年度までに導入した外部委託について、１７年度についても外部委託の必要性、契約相手先に関する妥当性等につき、１６年度の委託業務量及び必要経費を比較した上で十分な妥当性があるか、契約相手先として十分なノウハウや実施体制を有しているか、等の観点から案件ごとに精査の上、適切と認められたものについてのみ委託を継続している。

関連公益法人との契約については、委託業務内容、契約金額及び契約相手先としての妥当性について、他に適当な委託先が存在するか否かを案件ごとに精査の上、実施している。財団法人日本国際協力センターには、研修員受入事業支援業務、青年招へい事業支援業務等の業務を委託している（１７年度委託実績額８９．９億円）。同法人は３０言語の通訳・翻訳や研修員の本邦滞在並びに研修実施に関わる国内の研修員受入れ機関及び機構の担当部署、国内機関等との連絡調整等を行う研修監理員を養成・派遣しており、１５０カ国から来日する研修員が安全かつ効果的に研修を受講できるよう支援が可能である。契約に当っては、毎年の業務量の増減、合理化・効率化により委託経費を見直すとともに質の向上を図っている。

また、社団法人青年海外協力協会にはボランティア事業支援業務等の業務を委託している（１７年度委託実績額２５．７億円）。同協会では青年海外協力隊経験者を中核とした職員を養成し、経験を蓄積してきたことから、隊員の募集・選考、訓練・研修、ボランティア調整員派遣等の一連の業務に精通しており、機構が実施する毎年７０カ国４，０００名以上の青年海外協力隊員の派遣事業の支援が可能である。契約に当っては、毎年の業務量の増減、合理化・効率化により委託経費を見直すとともに質の向上を図っている。

５．機材の調達業務の透明化・適正化

「機材の現地調達ガイドライン」に基づき、１７年度末までに２１事務所で新たに現地

調達に係る内部規程が制定され、内部規程を制定した事務所は計４６事務所となった。これらの国においては、現地商慣習を踏まえた適正な調達手続きの実施が促進されている。

また、在外事務所の調達体制整備のために、「企業情報等整備調査」を５カ国で実施し、競争実施に必要な企業情報のデータベース整備等を行った。企業情報等整備調査を開始した平成１５年度からの累計では、１８カ国で２１件の調査を実施した。

このほか、マニュアルの整備及び英・仏・西文化、在外事務所のナショナルスタッフを対象としたセミナーの実施等、在外事務所の体制整備のサポートを行った。

これらの施策の結果、機材現地調達に係る価格競争（一般競争入札、指名競争入札、指名見積競争入札）の件数比率は、平成１４年度実績２８パーセントに対し、平成１７年度は　　５７パーセント（１４年度比２９ポイント増、１６年度比１４ポイント増）となった。

６．調達関連情報の迅速な公表

平成１６年度に整備した調達関連情報の公開体制を遵守し、調達結果に関する迅速な公表を行った。

（表）調達関連情報の公開状況一覧

調達関連情報の内容	公表のタイミング
技術協力機材の入札案件 （500 万円以上の案件で実施）	木曜日に入札会実施後、翌月曜日結果公表 （2 営業日）
技術協力機材の見積競争案件 （200 万円以上～500 万円未満の案件で実施）	火曜日に見積開封後、木曜日に結果公表 （2 営業日）［平成 16 年度に 6 日→2 日に短縮］
庁用品・役務の入札案件 （500 万円以上の案件で実施）	不定期に入札会実施、契約相手方選定後 3 営業日以内に結果公表［平成 15 年度に 3 日に短縮］
庁用品・役務の見積競争案件	不定期に開催、契約確定後 3 営業日以内に結果公表［平成 16 年度に 3 日に短縮］
庁用品・役務のプロポーザル評価実施案件	不定期に開催、契約確定後 3 営業日以内に結果公表［平成 15 年度に 2 週間→1 週間に短縮］
コンサルタント選定のプロポーザル評価実施案件	不定期に契約相手方選定後、1 週間に一度纏めて結果公表［平成 15 年度に 2 週間→1 週間に短縮］

小項目 No.3　事業の主要な投入の単位当り経費の効率化

【中期計画】

（ロ）中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当り経費について平均で 10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、

●専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に 10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。

●研修員受入れ事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で 5%削減するように努める。

●機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減するように努める。

●機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を 10%削減するように努める。

●コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を 10%削減するように努める。

●機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に 10%削減するように努める。

【年度計画】

（２）事業の主要な投入の経費の効率化

ア．専門家派遣について、長期専門家の新規派遣人数の削減に引き続き努める。

イ．事業支援要員に係る新たな格付け基準等の運用を開始し、定着を図る。

ウ．新たな住居手当支給方式における住居手当限度額を改訂するとともに、今後のより合理的な住居手当支給方法のあり方について検討を行う。

エ．ホテル宿泊の縮減等の方策により引き続き研修員一人当たりの滞在経費の削減を図る。

オ．長期専門家の携行機材について、パソコンの損料化、書籍等輸送費の移転料化を定着、促進する。

カ．機材調達について、段階的に実施している在外事務所への権限委譲を更に進め、供与機材の現地調達比率の向上を図る。

キ．調査団一件当たりの所要経費の削減のためのアクションプランに基づき、経費の削減に努める。

ク．コンサルタント契約の一案件当たりの削減状況について、モニタリング体制を強化し、フィードバックするとともに、削減方策のレビューを行う。

ケ．印刷製本費の削減に係る基本方針に基づき、経費の削減に努める。

【当年度における取り組み】

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～１８年度）では、１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、１６年度約２０億円、１７年度約１９億円、１８年度約２０億円であるが、中期目標期間中の総削減額は１５年度予算比で計１１８億円を見込んでいる。機構は、右効率化を実現するため、中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当り経費の平均１０％程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については１４年度と比べて１０％の削減を、それぞれ図ることとしている。

平成１７年度においては、業務経費について、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入に係る単位経費について効率化を実現するために、新制度の導入、代替方策の適用等を行った。この結果、１４年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数３３％減、研修員一人当たり滞在経費１３％減、調査団１件当たりの所要経費１２％減など、いずれの項目でも削減が順調に進んだ（一般管理費の効率化についてはシートＮｏ．４参照）。

１．長期専門家の派遣人数の１０％削減等

（１）長期専門家の派遣人数の１０％削減

要請案件に対する事業目的に応じ、同様の協力効果が期待できると考えられるものについては短期派遣専門家で対応する等適切な派遣期間の設定などを通じて、１年以上派遣される長期専門家の人数は３６２人（１４年度比１８１人減、１６年度比２０人減）となり、１４年度実績５４３人に比して３３％減となった。その結果、派遣期間が１年未満の短期専門家の占める割合が増加し、長期専門家と短期専門家の比率は、１４年度１対３．３から１７年度１対６．０に推移した（１６年度は１対４．８）。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度末目標値
長期派遣専門家 新規派遣人数	543 人	477 人 (12%減)	382 人 (30%減)	362 人 (33%減)	488 人 (10%減)
短期派遣専門家 新規派遣人数	1,785 人	1,698 人	1,850 人	2,157 人	－
長期派遣専門家と短期派遣専門家の人数比率	1：3.3	1：3.6	1：4.8	1：6.0	－

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）専門家に対する手当等の合理化

平成１６年度に導入した新住居手当制度については、１７年１０月以降、従来制度を適用していた７７カ国に対象を拡大し、全協力対象国・地域（１６９カ国・地域）への導入が完了した。１７年度の経費削減効果を試算したところ、従来の制度による認定実績に比べて、約２６１百万円(2,160,890 ドル。1 USD=120.84 円として計算)の減少となった　（1

６年度経費削減効果約１００百万円)。なお、新制度は、治安面で安全な居住地域の水準を保ちつつ派遣国の家賃相場に応じてきめ細かく見直したものであり、専門家の居住環境の質の低下を招くものではない。

また、１７年１０月から新規派遣又は派遣期間を延長する業務調整員、企画調査員、ボランティア調整員等を対象に新格付基準・協力金制度を導入した。同制度は、従来の学歴年次から職務内容に応じた合理的な報酬体系とするもので、１７年度末時点で業務調整員等の約２２％に新制度が適用されている。新制度導入により、格付けの中心が従来の専門家２号から３号に下がっていることから、経費削減効果が現れつつある。

２．研修員の滞在経費５％削減（一人当たり）

平成１６年度に引き続き、各国際センターの研修コースの所管調整により研修員受入時期を平準化し、さらに効率的な研修日程を組むことによって受入日数を削減した。その結果、研修員一人当たりの滞在経費は５３７千円（１４年度比８３千円減、１６年度比４千円減）となり、１４年度実績６２０千円に比して１３％減となった。

（研修員）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度末 目標値
一人当たりの 滞在経費	620 千円	585 千円 (6%減)	541 千円 (13%減)	537 千円 (13%減)	589 千円 (5%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

３．機材の調達経費の１０％削減（案件一件当たり又は専門家一人当たり）

（１）専門家携行機材費

専門家の携行機材の調達方法を見直し、パソコン購入の代替手段として専門家自己所有のパソコンに対する損料の支払い又はレンタルでの対応とする制度を平成１６年１２月から導入した。これによりパソコンの購入量の削減が図られたことに加え、機材の購入に当たってはその必要性をより厳しく精査し、節減に努めたことから、専門家一人当たり携行機材費は２６３千円（１４年度比２８５千円減、１６年度比１７６千円減）となり、１４年度実績５４８千円に比して５２％削減された。

（２）供与機材の諸経費及び供与機材費

現地調達に関する在外事務所への権限の委譲を平成１６年１０月から段階的に導入し、現地調達を促進してきたことにより、現地調達比率が増加傾向にあり、機材調達経費及び諸経費の削減に貢献した。また、政策支援等のソフト型案件が増加したこと等により、機材の投入額が減少傾向にあることに加え、機材の購入に当たってはその必要性をより厳し

く精査し、節減に努めたことから、平成１７年度は、案件一件当たりの諸経費３００千円、供与機材費１４，３０５千円となり、平成１４年度実績の諸経費５９９千円、供与機材費２４，０７３千円に比して、それぞれ５０％減、４１％減となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度末 目標値
専門家一人当たりの携行機材費	548 千円	498 千円 (9%減)	439 千円 (20%減)	263 千円 (52%減)	493 千円 (10%減)
案件一件当たりの諸経費	599 千円	273 千円 (54%減)	307 千円 (49%減)	300 千円 (50%減)	539 千円 (10%減)
案件一件当たりの供与機材費	24,073 千円	19,237 千円 (20%減)	15,646 千円 (35%減)	14,305 千円 (41%減)	21,665 千円 (10%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

４．機構が直接派遣する調査団の所要経費の１０％削減（一件当たり）

平成１５年度下半期に、関係各部署における調査団一件当たりの所要経費を削減するためのアクションプランを策定し、事前の情報収集の徹底、テレビ会議による協議の実施、団員人数の精査、調査団の在外事務所による代替などを実施している。

１７年度は、上記の効率化策に加え、新設の経済的な路線への切り替えによる航空賃の削減、予算制約下での調査日数・調査団員の抑制による日当・宿泊費の削減が行われた。

その結果、機構が直接派遣する調査団の一件当たり所要経費を地域別に見ると、平成１４年度に対する１７年度の実績は、アジア１４％減、北・中米１５％減、アフリカ２３％減、中東２７％減と大幅に減少した。

また、全世界の一件当りの所要経費（単純平均）は１，６４１千円となり、１４年度実績１，８６６千円に比べ１２％減となった。

５．コンサルタントに係る調達経費の１０％削減（一案件当たり）

平成１５年度の検討結果に基づき、１６年５月に定型的な要素が多い業務を対象に契約相手先選定における価格加味割合を一部拡大した。また、案件の計画段階では、内容の精査を含め、より適正な案件規模の実現を図っている。なお、コンサルタントの調達経費の実績は、当該年度に終了した案件の契約金額を基に算出している。

その結果、独立行政法人化以降に発注した案件の１７年度実績は、１３２百万円（１４年度実績１４５百万円)、１４年度実績比９％減となった。

６．印刷製本費の１０％削減

機構が直営で作成している報告書及び業務実施契約、業務委託等により作成している報告書等について徹底した合理化を図るため、平成１６年度に策定した基本方針（①印刷・製本を行う報告書の種類の整理、②配布先の見直し、③報告書のページ数の削減）の下に

報告書の電子化促進等、印刷製本費の削減に係る取り組みを進めた。

その結果、平成１７年度実績は４５９百万円（１４年度比４３３百万円減、１６年度比１９９百万円減）となり、平成１４年度実績に比して４９％減となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度末 目標値
印刷製本費	892 百万円	824 百万円 (8%減)	658 百万円 (26%減)	459 百万円 (49%減)	802 百万円 (10%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

小項目 No.4　本部管理経費の効率化

【中期計画】

（ハ）機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成 14 年度と比べて 10%程度の効率化に努める。具体的には、

●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成 14 年度と比べて 10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。

（ニ）「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後５年間で５％以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、平成１８年度から５年間において５％以上の削減を行う。

【年度計画】

（３）一般管理費などの効率化

本部の管理経費について、各経費の節減の検討を行い、引き続き効率化に努める。

【当年度における取り組み】

一般管理費（退職手当を除く）の平成１７年度実績は９，４７１百万円（１４年度予算比１０．３％減）となり、１５年度に外務省独立行政法人評価委員会に報告した削減計画額に沿って順調に効率化が進んでいる。

１．削減に向けた取組み

機構は、平成１８年度には１４年度に比べて本部の管理経費の１０％（１０．５７億円）を削減するため、本部事務所借料の削減、新人事･給与制度の導入、早期退職の促進等、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策に取り組んでいる。ただし、消費税修正申告など独法化に伴う特殊事情が発生したことから、１５年度の業績報告において、１６年度以降の削減計画を改めて提示し、この削減計画を基に１８年度の最終目標に向けて削減努力を継続している。

（表１：削減計画）　　（単位：百万円）

	14 年度予算（実績）	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
一般管理費	10,563　(10,954) →ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ	10,953 →3.7%増	10,998 →4.1%増	9,771 →7.5%減	9,506 →10%減
うち物件費	3,493　(3,314)	3,481	3,765	3,071	2,964
人件費	7,070　(7,640)	7,472	7,233	6,700	6,542

注：平成 16 年度の物件費の計画額には、平成 12、13、14 年度に係る消費税の修正申告による納付額約 305 百万円が含まれている。

２．平成１７年度の実績

平成１７年度の本部管理経費（物件費、人件費）の実績は、１４年度予算比１０．３％減の９，４７１百万円（物件費２，７８３百万円、人件費６，６８８百万円）となり、削

減計画（上表）で設定した１７年度の計画支出額を下回った。

（表２：平成 17 年度の実績）　　（単位：百万円）

	14 年度 予算額 (A)	14 年度 支出実績 (B)	15 年度 支出実績 (C)	16 年度 支出実績 (D)	17 年度 支出実績 (E)	増減 (対 14 予算) (E)－(A)	増減 (対 14 実績) (E)－(B)
一般管理費	10,563	10,954	10,953	10,828	9,471	△1,092 (△10.3%)	△1,483 (△13.5%)
物件費	3,493	3,314	3,481	3,603	2,783	△710 (△20.3%)	△531 (△16.0%)
人件費	7,070	＊7,640	＊7,472	7,225	6,688	△382 (△5.4%)	△952 (△12.5%)

＊14 年度と 15 年度上期は、決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算

（１）物件費

平成１７年度の物件費は、外国出張計画及び通話料金サービス契約の見直し等の節減努力に加え、消費税納付額の減少により、支出実績は２，７８３百万円となり、評価委員会提示額３，０７１百万円を下回った（１４年度予算ベース比７１０百万円減、１６年度支出実績比８２０百万円減）。

（２）人件費

平成１７年度の人件費は、１６年度に導入した新人事・給与制度（年功序列的な給与体系から、より勤務成績を反映する給与体系への変更）の定着を進めるとともに、引き続き早期退職を進めたことから、支出実績は６，６８８百万円となり、評価委員会提示額６，７００百万円を下回った（１４年度予算ベース比３８２百万円減、１６年度支出実績比５３６百万円減）。

（３）施設、設備の効率的利用

小項目 No.5　施設、設備の利用者数の増加

【中期計画】

機構が保有する国際センター12 施設、青年海外協力隊訓練所 3 施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。

【年度計画】

（４）施設、設備の効率的利用

研修事業における研修実施時期の平準化及び国民参加協力推進事業における施設の活用促進等により、引き続き利用者数の増加を図る。

【当年度における取り組み】

機構が保有する国際センター等の施設の利用者数を増加させるため、１６年度に引き続き各国内機関における研修実施時期の平準化と、国民参加協力推進事業の一層の拡充に加え、国内機関毎に策定された利用者数向上のための計画を実施した。具体的には枠囲みのとおりである。

【施設の利用者数向上のため実施した方策の例】

ア．研修実施時期の平準化

研修員のセンター外宿泊を減少させるため、研修実施時期を調整できるコースをオフピーク時に実施するなど、研修実施時期の平準化を行った。

イ．国民参加協力推進事業の拡充

① 教師海外研修（１泊２日）、高校生国際協力実体験プログラム（２泊３日）等を、センター泊にて実施した。（ＪＩＣＡ筑波、ＪＩＣＡ大阪等）

② 各種イベント（ファシリテーター養成研修や、ＰＣＭ研修、エッセイコンテスト反省会など）をセンター内で実施した。（ＪＩＣＡ大阪）

③ 大学との連携講座をセンター泊にて開催した。（ＪＩＣＡ筑波）

ウ．その他施策

① 国際協力に関連するＮＰＯ／ＮＧＯ、学校、その他外国人研究者などからの施設使用依頼に対し、可能な限り柔軟に対応することによって施設利用率を高めた。（国際協力総合研修所、ＪＩＣＡ沖縄）

② 利用者の利便を考慮して、イベント情報をホームページや新聞に掲載し、来場者数向上に努めた。また、センターが主催した各種イベントへの参加者のメーリングリストを作成し、登録者の関心事項に合わせた各種イベント情報を提供した。（ＪＩＣＡ沖縄）

この結果、国内機関での各種イベントの開催や、会議室等の貸し出しなどを通じて、施設利用者が増加したことなどから、平成１７年度の利用者数は、３２４，１２３人（１５年度比２０，０７３人増）となり、１５年度実績３０４，０５０人に比して６．６％増と

なった。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度末 目標値
利用者数	N/A	304,050 人	318,165 人 (4.6%増)	324,123 人 (6.6%増)	319,253 人 (5%増)

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

２．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）　総論

小項目 No.6　効果的な事業の実施

【中期計画】

（イ）開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、

●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。

●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。

●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。

●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。

●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。

●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。

●ＪＢＩＣとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。

【年度計画】

１．効果的な事業の実施

ア．優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、国別の重点開発課題に対

する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査等を引き続き積極的に行う。この際、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、能力開発を含め「人間の安全保障」の視点に十分留意する。また、国毎に現地ＯＤＡタスクフォースに積極的に参画し、資金協力との連携案件数の増加に貢献する。

イ．平成１６年度のプログラム集約化の状況をレビューするとともに、事業重点化の観点から引き続き各対象国におけるプログラムの集約化を進める。

ウ．援助協調について、各種会議・協議への参画・開催、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。

エ．援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取り組みについて、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性について検討を行う。

オ．技術協力プロジェクト関係費の事業・予算管理の方法や制度について見直し及び改善を図り、各種事業形態のより総合的な運用を定着化させる。また、プログラムを意識して、案件の形成から要望調査、事業実施までの各過程において一貫した各種事業形態の総合的運用が行えるように工夫する。

カ．課題別指針の更新または新規策定を引き続き行う。

キ．分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの充実、在外でのアクセス環境整備及び活用の促進を図る。また、新たに導入される予定の事業管理支援システムと同ネットワークシステムとのデータの連携を図る。

ク．「国際協力総合研修所のあり方検討会」の結果に基づき、国際協力総合研修所が主導する調査研究の強化とともに、調査研究調整委員会を通じ、機構全体の調査研究の舵取り、質の維持向上のサポートを行なう。

ケ．機構の事業の事例分析のシリーズ化や、外部読者の理解促進に資する調査・分析手法の読本化、援助潮流に関する説明資料作成等を強化する。

コ．調査研究成果の現場へのフィードバックを促進するため、人材養成事業との連携を強化する。

サ.平和構築支援に関する事業実施指針の策定、平和構築アセスメントの実施及び案件形成支援、教訓事例集の作成、初動体制の整備等を行う。

シ.平和構築支援分野の人材登録を引き続き推進する。

ス.平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家の養成研修を実施し更なる充実を図る。

セ．平和構築支援に係る安全管理研修を実施し充実を図る。また、必要に応じ危機管理マニュアルの改訂を行う。

ソ．JBIC との連携については、引き続き、意見交換及び情報共有の強化を行うとともに、これらの活動を通じて、具体的な案件を実施するよう連携を強化し、連携案件数を増加

させる。
タ．関係府省が行う技術協力事業との連携を、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、促進する。
チ．派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために引き続き研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。
ツ．犯罪被害データの分析に基づき防犯指導、海外巡回指導を実施し、被害防止に努める。
テ．安全対策クラークを対象としたセミナーを開催し、安全対策クラークの質の向上に努める。
ト．国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、平成１７年度においては主要な協力対象国について概ね次の事業を実施する。（別紙）
ナ．課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、各開発課題について、平成１７年度においては概ね次の事業を実施する。（別紙）

【当年度における取り組み】

機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、途上国の援助ニーズに対しより的確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、主に１）優良プロジェクトの形成支援、２）国際援助協調・他援助機関との連携強化、３）事業の総合的運用、４）開発課題等の知識・ノウハウの共有、５）調査研究の質の向上、６）平和構築支援、及び７）資金協力との連携促進等に取り組んだ。

平成１７年度における取り組みの実績は次のとおり。

１．優良なプロジェクトの形成支援

（１）国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等

機構は、１６年度に引き続き、政府の開発援助政策・方針に則り、在外主導を積極的に推進する中で途上国の援助ニーズをより一層把握することに努めるとともに、重要な開発課題に対しては総合的に解決するアプローチとしてのプログラム化を推進し、優良案件の形成を支援した。（本項の取り組みについては、小項目Ｎｏ．２５に詳述。）

（２）「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるための取り組み

機構は、「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるため、平成１６年度にその概念整理と周知を進めたのを基に、１７年度には、各国の国別事業実施計画、各地域に対する取組み方針、課題別指針の策定・改訂にあたり、人間の安全保障の実践のための取組みを明記した。また、ＪＩＣＡ関係者向け研修を実施し、大学・ＮＧＯともセミナーや相互研修を行って人間の安全保障の考え方を共有した。

例えば、ボリビアでは先方政府の国家開発計画に人間の安全保障の考え方が取り込まれ

るよう他援助機関とも協調して働きかけた（下記２．（３）の事例にて詳述）。また、タンザニアでも世銀の社会政策セミナーにパネリストとして参加し、人間の安全保障の考え方を発信・共有した。

人間の安全保障の考え方の事業への反映に関しては、平成１８年度新規案件要望調査では、人間の安全保障の考え方を色濃く反映した技術協力プロジェクト（在外事務所による選定）の割合が、要望案件の約２０％を、新規採択案件の約２３％を占めた。なお、こうした人間の安全保障の考え方を色濃く反映した案件は、ホームページや月間広報誌への紹介を通じ、ＪＩＣＡ内外で共有した。

【事例　スーダン（ダルフール）難民キャンプ周辺コミュニティ開発計画調査】
チャド東部では、平成１５年以来スーダン・ダルフール難民が大量流入し、国際機関が難民キャンプへの援助を行っている。一方、慢性的な貧困状態のなかで生活していた周辺地元住民には十分な援助が届いておらず、地元住民と難民との間に摩擦が生じている。ＪＩＣＡは平成１７年４月にフィールドオフィスを開設し、短期緊急的な農業・農村開発事業で住民を支援すると共に、東部２州の中期的な開発計画策定・実証パイロット事業を行っている。短期緊急的支援から中長期開発支援まで継ぎ目なく行い、住民の自立と行政の機能強化を支援し、難民と地元住民の共存にも貢献しており、人間の安全保障の視点を色濃く反映した取り組みとなっている。

２．国際援助協調・他援助機関との連携強化

２００５年の開発援助委員会（ＤＡＣ：経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の下部機関）における援助効果にかかる「パリ宣言」の採択以降、特定のセクターにおいて被援助国の開発政策を中核として被援助国・援助国が協調して取り組むセクター・ワイド・アプローチ（ＳＷＡｐｓ）や一般財政支援等の導入等、国際援助協調や援助効果向上への取組が一層加速化している。我が国も「援助効果向上のための我が国の行動計画」を発表、援助効果向上に取り組むこととしている。機構においても、こうした動きについて組織内での周知を図り、組織全体として適切な対応を図るため意識の共有及び体制整備を行う必要があるとの認識に立ち、以下の取り組みを行った。また、機構の実施する事業の効果向上の観点から、他援助機関との連携を進めるとともに、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の達成のために、既存の関連プロジェクトの効果的な実施、新規案件の形成、ＭＤＧｓを踏まえた国家開発計画の策定、モニタリング強化にかかる支援を実施した。

（１）国際援助協調への参画・貢献・発信

包括的なアプローチが国際社会で進展していく中、援助動向にかかる最新の情報を入手しつつ、ＯＥＣＤ／ＤＡＣにて開催された各種会合に出席し、国際社会への貢献・発信に

努めた。

【国際会議等における発信の事例】
ＯＥＣＤ／ＤＡＣ援助効果作業部会（１１月）、一般財政支援評価会合（２月）等について、外務省への情報提供を行うとともに当該会合へ出席した。また、マレーシア事務所との協力の下、世界銀行と Commonwealth Parliamentary Association の共同開催によるアジア国会議員向け開発セミナーにおいてアジア地域におけるＪＩＣＡ事業の概要を発表した。
その他、国連開発計画（ＵＮＤＰ）と日本政府によるインフラ開発のあり方にかかる報告書の取りまとめの際に報告書のコンセプトや技術面からのコメントを提出、本報告書の完成に大きな役割を果たすとともに、本報告書の発表会では、ＪＩＣＡによるインフラ開発への取組の紹介等を行った。また、ＤＡＣ及び世銀が主催するアフリカ地域におけるキャパシティ・ディベロップメント会合に参加、アフリカ地域在外事務所から当該地域におけるＪＩＣＡによるキャパシティ・ディベロップメント協力の具体例について発信を行った。
国内においても、国連アジア太平洋統計研修所主催セミナーにおいて、ＪＩＣＡによる国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）への取組について紹介を行った。

（２）他援助機関との連携の促進

機構の事業の効果を向上させ、援助手法にかかる知見を他ドナーとの間で共有し、援助活動の補完性を確保する目的で、世界銀行、ＵＮＤＰ、アメリカ国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）等、他の援助機関との意見交換及び連携に関する協議を実施した。特に、世界銀行については、アフリカ地域における連携を促進するべく、具体的な連携案件づくりにかかる協議を行い、インフラ、コミュニティ開発分野におけるＪＩＣＡ＝世銀連携の具体化に努めた。また、アフリカ地域水分野にかかる協力について、我が国外務省とともに米国国務省及びＵＳＡＩＤと協議に参加し、日米水分野連携協力のとりまとめに貢献した。
その他、ドイツ技術協力公社（ＧＴＺ）については、アフガニスタン、ガーナ、ウガンダにて案件レベルでの連携を進めるべく現場での調整を進め、またＵＮＨＣＲとはケニアにてアフリカ地域（ルワンダ、スーダン、モザンビーク）紛争後復興にかかるワークショップを共同開催し、ＵＮＩＣＥＦとはバングラデシュにて合同視察を行い連携の進捗を確認する等、他援助機関との更なる連携の推進に努めた。
また、組織間でのより緊密な情報の共有化のため、人事交流も積極的に行っている。

（３）貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）等援助協調の枠組みへの対応

各被援助国における貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の実現に向けた取り組み等に適確に対応するため、１６年度に引き続き現地ＯＤＡタスクフォース等と連携し、ドナー連携や途上国の分野・課題別の「計画策定・実施・モニタリング」プロセスへの参加を図るとともに、積極的にＪＩＣＡのＭＤＧｓ及びミレニアム宣言への貢献をアピールし、事業に対する理解を促進するため、パンフレット「世界のよりよい明日のためにーＪＩＣＡのミレニアム開発目標に向けた取り組み」（英文・和文）を作成し、「人間の安全保障」の理念に基づくＪＩＣＡの取り組み方針やＭＤＧｓの各課題に関する取り組み事例等の対外発信にも努めた。

【ボリビアの事例】

機構は、世界銀行及び国連開発計画（ＵＮＤＰ）と共同でＭＤＧｓの達成及びＰＲＳＰの策定プロセスへの支援を実施している。右支援の下、ボリビア政府は、首都圏及び県庁所在地においてＭＤＧｓ進捗状況調査を実施するとともに、右調査結果の普及を目的としたセミナーを開催、当該国におけるＭＤＧｓにかかる知識の普及／啓蒙活動に努めた。また、首都圏のみならず、県別のＭＤＧｓ進捗評価にかかる作業も開始した。今後、機構は世界銀行、ＵＮＤＰ、ボリビア政府との協働により、ＭＤＧｓや「人間の安全保障」の概念を取り入れたＰＲＳＰの策定を進めていく計画である。

３．事業の総合的運用を推進するための取り組み

平成１６年度から、地域５部・課題５部の新組織体制のもと技術協力関連の４つの事業費を統合した「技術協力プロジェクト関係費」の運用を開始し、地域・国レベルでの戦略性を高めることに努め、１７年度も以下のとおりこの改善・定着に努めた。

（１）組織・予算の統合

事業の統合的運用を進めるため、１６年度には技術協力プロジェクト、開発調査等の予算統合を図り、１７年度には国別研修の予算を「技術協力プロジェクト経費」に統合した。これにより、国別研修について技術協力プロジェクト、開発調査と併せてプロジェクトごとの予算に基づいて一元的に予算執行管理ができるようになり、また、技術協力プロジェクトの成果達成に向けて人材育成を行うという、プロジェクトの視点から国別研修を実施できるようになった。

上記に加え、国際情報通信網（ＪＩＣＡ－ＷＡＮ）を通じて、在外事務所において技術協力プロジェクトや開発調査等、在外事務所が主管している事業の予算執行管理や次年度の事業・予算計画作成を行うシステムを導入した。これにより、在外事務所における事業・

予算の管理が本部と同様に行えるようになり、現場の状況に迅速に対応する等、統合した予算をより現場の必要性に基づき活用するなど、運用面でも改善が行われた。

これらの取り組みにより、事業の総合的な取り組みを促進し、事業形態（スキーム）にとらわれない戦略的な協力プログラムの導入が進展した。

なお、下記（２）以下の項目を含め、各種事業形態の総合的運用の推進上、平成１６年４月の組織改編による地域５部･課題５部体制の導入の効果が大きい。それまで、技術協力事業は地域４部及び分野・事業形態別８部体制の下で、同一国の同一の開発課題に対する取り組みであっても事業形態の別により複数の部署が事業を分担実施することとなっていた（例：特定分野の政策ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣は「地域部」、プロジェクトは「○○協力部」、開発調査は「○○開発調査部」）が、組織改編により、１）地域４部を地域５部体制に強化し、基本的に事業実施は課題部(及び在外事務所)に移管し、地域部は在外事務所と一体になった協力プログラムの形成、計画の機能を強化、２）課題部は、従来の分野・事業形態別の８部から、課題別に技術協力事業を一元実施する課題部５部に集約、統合することで、担当する開発課題に関する事業運営、知見･経験の蓄積、課題解決に向けた対応能力の向上等が強化、されることになった。この組織改編に併せて、事業形態別であった予算の「技術協力プロジェクト」予算への統合も進み、平成１６年以降、地域部による国別のニーズを踏まえた計画の策定や予算の配分の下、課題部が各開発ニーズに対し、従来の分野別・協力スキーム別の投入にとらわれず、技術的視点を活かして様々な投入を柔軟に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施してきている。その中では、下記のガーナのプログラムの事例のように、課題部が直接担当する技術協力事業のみならず、ボランティア事業、資金協力事業を含めたさらに総合的な取り組みも本体制の下で進展している。組織改編の具体的な成果は、事業計画の改善、向上、協力プログラム化の進展、開発課題別の知見の集積･活用等本業務実績の中でもさまざまな形で現れているところであり、また、現在進展している在外主導の事業運営の中においても、事業の計画、予算管理部分において地域５部、事業実施部分において課題５部が在外事務所の業務運営、各種支援に大きな役割を果たしている。

【事業の総合的運用の事例】

ガーナ国アッパーウエスト州住民の健康改善プログラム

機構は、外務省の定めたガーナ国別援助計画に基づき、アフリカ部及びガーナ事務所を中心としてガーナに対する事業戦略である国別事業実施計画を定め、「地方農村部の活性化」を援助重点課題の一つとして、保健医療や教育を中心とする社会サービスを改善する「基礎生活改善」に重点的に取り組んでいる。また、本プログラムの対象地域であるアッパーウエスト州は最貧困州の一つで、５歳未満児死亡率等の保健指標が最低となっており、援助優先対象地域としている。

本プログラムは、アッパーウエスト州において、医療施設の機能・サービス向上及び住民参加による州の地域保健強化を行い、住民の健康状態の改善を達成することを目標とするもので、ガーナ事務所が人間開発部の保健セクター分野の課題専門性を活かして実施する技術協力プロジェクトによる保健師駐在所（ヘルスポスト）の拡大を中心に、青年海外協力隊によるコミュニティの健康改善にかかる様々な活動を通じた地域住民の参加促進、及び無償資金協力による医療機関への機材供与を有機的に組み合わせて、課題へのアプローチを図るものである。

以上により、地域部・在外の定める戦略に基づき、課題部の専門的な課題対応能力を軸として、技術協力以外のスキームも柔軟に活用しつつ、効果的な協力事業を展開することを意図している。

（２）要望調査段階における取り組み

事業形態の総合的運用を推進するため、国ごとの重要課題に対し、プログラムの視点から具体的案件の検討を引き続き行った。また、現地ＯＤＡタスクフォースによる案件評価確定前の本部・在外事務所間での調整実施等については、全ＪＩＣＡに対してこれを促進するよう周知するとともに、国際情報通信網（ＪＩＣＡ－ＷＡＮ）を通じた案件に関する情報・知見の本部と在外の間での交換や、ＴＶ会議の活用を促進することで、より早い段階から案件の検討を進めることが可能となった。

（３）プログラムの集約化

機構は、我が国の援助戦略に沿って効果的かつ効率的に事業を実施するため、「国別事業実施計画」を策定し（１７年度末までに７５カ国について策定済み)、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にしている。この「国別事業実施計画」では、重点開発課題を総合的に解決するための方法として「協力プログラム」を設け効果的・効率的な協力を進めてきている。

事業の効率化を進めるため、「国別事業実施計画」の策定・見直しの過程において協力プログラムの集約化を随時実施しており、平成１７年度は、プログラム策定国が６カ国増えて７４カ国８６５件の協力プログラムを策定した。１カ国当たりの平均プログラム数は、１４年度の１４．７件に対し、１７年度は１１．７件となり、集約化が進んでいる。さらに、１７年度からは途上国の開発政策や日本政府の援助政策に沿ったプログラムの目標や協力シナリオを明確にし、事業の有機的な組み合せや他ドナー等との連携を強化することで、プログラムの戦略性強化に取り組んでいる。

４．開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

（１）課題主管部、課題別指針の策定

平成１６年度から本格導入している「ＪＩＣＡナレッジマネジメント（分野・課題ネットワーク）」を引続き推進し、その構成要素の一つである分野課題情報システム（通称ナレッジサイト）の整備と普及（研修セミナーや電子ニュース）を進めるとともに、機構内関係者によるグッドプラクティス検討会等の開催などを通して、開発課題等の知見を共有、事業へ活用する体制の一層の整備を図った。

具体的には、全２３の分野・課題のうち１９の分野課題で課題タスクフォースのメンバーを正式に任命した。また、これまでに２３の課題別指針を整備するとともに、平成１７年度からは課題別指針を理事会に諮ることとし、組織的に課題別指針の方針を事業に反映させていく体制を整えた。

分野課題情報システム（通称ナレッジサイト）については、国際情報通信網の接続により在外のアクセス環境が改善されたことに伴い、在外からのアクセス数が増加し、システムの活用の定着が図られた。また、１８年度導入の新事業管理支援システムとのデータ連携により、予算管理とも連動した案件情報の蓄積・共有への対応を進めるとともに、分野課題に関するコンテンツの整備も積極的に進め、在外強化を推進する上で重要な基盤となる「情報」の蓄積を推進した。

なお、課題タスクフォースの具体的な活動事例としては以下のものがあげられる。

①現場の経験をふまえて課題毎に課題別指針作成をサポート。

②経験やノウハウ、分野課題の視点などをナレッジサイトに蓄積

③案件形成・事業運営のための手法改善（ハンドブック（貧困削減）・チェックリスト作成（農業・農村開発）等）

④タスク会議・勉強会等の実施、ビデオ・教材作成を通じた職員間の経験・ノウハウの共有

⑤セミナー、ワークショップ開催等による外部への発信

（２）分野課題情報システム（通称ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

平成１７年度末には、計２，７３３件の分野課題データを新たに整備した結果、合計５，２９７件のデータが蓄積され、このうち１，４１２件のデータを外部公開している。なお、本情報システムへのアクセス数は、月平均８８０人（平成１６年度平均　６３７．４人／月）となっている。

平成１７年度に新規に整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	５３件
ガバナンス	３１件
社会保障	６９件
運輸交通	１４９件
情報通信技術	４６件
エネルギー・鉱業	３８１件
経済政策	２７４件
民間セクター開発	９９８件
都市開発・地域開発	５６５件
環境管理	４９件
援助アプローチ	４５件
南南協力	６６件
その他	７件
合計	２，７３３件

５．調査研究の質の向上への取り組み

知識やノウハウを集約かつ共有し、事業の質の向上に貢献するため、事業戦略の分析・検討、及び援助潮流の整理・検討、事業の実践経験の体系化等を重点に、調査研究に取り組んだ。その成果は、職員研修や専門家派遣前研修等の人材養成事業との連携を通じて現場へのフィードバックを行った。（本項の取り組みについては、小項目Ｎｏ．２５に詳述。）

６．平和構築支援

より迅速かつ機動的な平和構築支援事業を行うため、事業実施プロセスの簡素化を含む業務改善、安全管理体制の強化等が必要であるとの認識に立ち、以下の取り組みを行った。

（１）平和構築支援分野の事業実施体制の強化

１７年度は平和構築支援を始めとする緊急性の高い事業（紛争、自然災害、ＳＡＲＳ等感染症対策、経済危機等）を、迅速に計画・実施する制度（「ファスト・トラック制度」）を立ち上げ、パレスチナ支援、南スーダン支援、パキスタン地震復興支援の３件に適用し、迅速な事業実施を実現した。

【ファスト・トラック制度】
定義：緊急性の高い事業を、簡素化された手続きなどにより、迅速に計画・実施する制度
適用範囲：国・地域単位、課題単位（例えば津波対応）、あるいは場合によっ

て案件単位のいずれかを想定。（ただし、あくまでも例外的措置として限定的適用。）

制度の周知：制度の概要及び適用先について、適宜ホームページ等により公開。

内容：構成要素として想定していた以下のものにつき、具体的な制度整備を行った。

① 立ち上げまでの手続きの簡素化（事前評価表記載事項の簡略化等）

② 人材確保の迅速化（初動時のコンサルタントプール制、専門員・職員等各種人材のリスト化、専門家選定手続きの迅速化等）

③ その他（手続き支援体制の強化の検討等）

成果：スーダン「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」案件では、９月下旬に要請書を受理後、１０月に案件採択、１１月に事前調査開始、１月に本格調査開始と、すべてにおいて迅速な対応が行われた。また、パレスチナ・ジェリコ地域開発マスタープラン調査においても、通常に比し半分ないし３分の２の期間で迅速にコンサルタント選定が行われた。

そのほか、４カ国（スリランカ、リベリア、セルビア・モンテネグロ、マケドニア）の平和構築アセスメント（事業の計画、実施等の各段階で紛争予防配慮の視点を盛り込むため、紛争の背景にある要因等、紛争経験国特有のニーズを包括的に分析するもの）、平和構築支援案件の形成支援、平和構築教訓事例集（初版）の作成・更新・ナレッジサイトへの掲載、課題別指針の改訂等を行った。

（２）平和構築支援分野の人材育成

平和構築支援事業の計画・実施に際し、紛争予防配慮の視点を盛り込むため、平和構築の考え方、開発援助と平和構築の関係、平和構築ニーズアセスメントの理解促進等を目的とした職員研修を実施した。

なお、上記研修は過去一定の実施回数を重ね、すでに相当数の参加があり、研修ニーズが全般的な平和構築に関する研修から今後の必要性が見込まれる新たな分野にシフトしつつあることも踏まえ、１７年度は、緊急援助後から開発援助に移行するに当たって必要な視点を盛り込んだ「移行期支援」について、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）と合同でパイロット・ワークショップを実施した。

また、本年度は、従来からの専門家養成研修に加え、専門家養成個別研修を新たに実施した。

・職員研修実施（２回）：２０人
・専門家養成研修　　：　６人
・専門家養成個別研修　：　４人
計　　３０人

（平和構築支援研修）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
研修受講者数	45 人	108 人	77 人 （185 人）	30 人 （215 人）

＊カッコ内は１５年度からの累計数を示す。

さらに、上記のほかに、職員赴任前研修の一環として、９３人を対象に、平和構築支援の概要にかかる研修を実施した。

（３）平和構築支援分野の人材確保及び登録者の確保

平和構築分野の人材確保のため、専門家養成研修修了者や平和構築支援実務者ネットワークのメンバーに人材登録を勧奨するなど努めた結果、平和構築支援分野の登録者数は、平成１７年度末で３１６人（平成１６年度２０８人、１０８人増）に上っている。

（平和構築）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
登録者数	0 人	77 人	208 人	316 人

（４）平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂及び安全管理研修

安全管理上、特段の配慮が必要な地域（アフガニスタン、パレスチナ等）では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策上の措置を講じてきた。具体的には、通信機器（携帯衛星電話、無線等）の配備、防弾車輌の配備、安全対策コンサルタントの配置（アフガニスタン：治安情報の収集及び対策の立案）などであり、治安情勢が厳しい状況下では、行動地域や行動時間帯の規制など厳密な行動規範のもとに関係者が行動するよう安全管理上の措置を講じている。

安全管理研修については、こうした現場に配属される予定または配属中の関係者に対する研修として充実を図ってきており、国内及び海外双方においてＵＮＨＣＲ・ＪＩＣＡの連携の枠組みのもと、安全管理研修を実施している。国内では、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）から安全対策官を機構本部に招聘し、国連の安全管理体制及び紛争地域での活動に必要な安全管理の知識を修得する研修を実施した。海外ではＵＮＨＣＲと共同でタイにおいて実施する１週間プログラムに、ナショナルスタッフを含む１６名を参加させた。以上により、平成１７年度の研修受講者は合計７３人となり、研修後の参加者へのアンケートからは、内容的には満足度が高く、有意義な研修であることが確認できた。

さらに、一般職員向け研修では主に個人として承知しておくべき事前の知識について、また、管理職者向け研修では主として管理者として関係者を指導・指揮する上で承知しておくべき事項について研修を実施した。

危機管理マニュアルについては８月に地雷や銃器の写真の貼り付けを行うなど、より見やすく、わかりやすいものに改定を行った。以降、内部研修の機会などで適宜、有効に活用している。

（安全管理研修）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
参加者数	0 人	55 人	88 人	73 人

７．資金協力との連携促進

（１）資金協力との連携

技術協力による技術や能力の向上と資金協力による施設建設等の実施における連携を強化することにより、双方の協力形態の効果を高めることが期待できる。このため、１６年度に引き続き現地ＯＤＡタスクフォースや日本での実施機関相互の情報交換や連携を密にすることに努め、平成１７年度の業務実績は以下のとおりとなった。

・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数※1　８６件

・開発調査／無償資金協力連携案件数※2　２３件

・開発調査／有償資金協力連携案件数※2　２４件

※1 当該年度に実施された技術協力プロジェクト（新規及び継続）で過去に無償資金協力で供与した施設・機材を何らかの形で活用している案件、又は実施中の技プロと連携する形で無償資金協力による施設整備・機材供与が行われた案件の数

※2 当該年度の 1～5 年前に終了した開発調査案件のうち、無償資金協力又は有償資金協力に結びついた案件数

加えて、研修事業では国別研修「ＮＥＰＡＤアドバイザーカウンターパート研修」、集団研修「環境改善・公害対策融資セミナー」、「公的債務管理能力強化セミナー」及び「円借款プロジェクト評価セミナー」等を有償資金協力との連携の下に実施した。いずれも、国際協力銀行との密接な協議の上に実施に至っており、有償資金協力事業の円滑な実施促進の観点から効果をあげている。また、有償資金協力との連携に係る技術協力個別案件（専門家）の採択件数については、平成１６年度１９件から平成１７年度２５件と増加している。

【無償資金協力と技術協力の連携事例】

技術協力プロジェクト「ニジェール国住民参画型学校運営改善計画」

プロジェクト実施地域であるタウア州では、本プロジェクトに先立ち、無償資金協力による小学校建設「ニジェール国ドッソ県、タウア県小学校建設計画」が実施され、学校建設に加え、父母会強化を通じた施設維持管理などの学校運営改善活動を行った。本技術協力プロジェクトでは、無償資金協力で開発した学校運営ガイドラインをより汎用性の高いものに改良したり、研修の実施方法を参考にする等して連携を図っている。平成１７年度には、これらの経験を踏まえ、研修やモニタリングの効率化を図り、より効果的な普及型の学校運営改善モデルの構築に努めた。このように無償資金協力での経験を有効に取り入れたことにより、プロジェクトの効率化が実現し、当初予定より前倒しでプロジェクトが進捗し、プロジェクトの普及活動の拡充を計画する等更なる活動が可能となった。

（２）ＪＢＩＣとの連携

平成１６年度に引き続き、理事・部長レベルでの協議、各機関の部長連絡会等での意見

交換、在外赴任予定者への相互オリエンテーション（毎月１回開催）など緊密な意見交換及び情報共有を行った。

平成１８年度技術協力要望調査においても、平成１６年度に構築した連携案件形成のためのＪＢＩＣとの調整の仕組みを活用して、在外及び本部双方でＪＢＩＣと緊密な意見交換・調整を行い、連携候補案件の形成・採択を促進した。

例えば、下記のカンボジアの事例に加え、ベトナムでは、現地ＯＤＡタスクフォースを中心に関係者間の調整を進め、有償資金協力と技術協力によりハノイ工科大学内に日本語環境でソフトウェア開発に対応できる人材育成のコースを設置する計画を策定した。現在、人材育成に関する技術協力プロジェクト「ＩＴ高等教育人材育成プロジェクト」の立ち上げを準備中であり、また、日本語教育、留学生等に関する協力については、有償資金協力プロジェクト「高等教育支援事業（ＩＴセクター)」の借款契約が３月３１日に署名されたところである。

なお、平成１８年３月に政府は、平成２０年にＪＢＩＣの海外経済協力業務を機構に承継させる旨の方針を打ち出したところであり、今後、機構においても、これまでの業務面での連携という枠組みを越えて、組織的な統合に向けた準備を進めていくこととしている。

【ＪＢＩＣとの連携事例】

カンボジアでは、メコン地域の通信ネットワーク整備に関する有償資金協力プロジェクト「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊)」と情報技術者育成に関する技術協力を連携モデル事例として進めるため、１７年度は技術協力プロジェクト「情報通信技術者育成プロジェクト」の事前評価調査を実施した。カンボジアにはＪＢＩＣ現地駐在員事務所がないものの、ＪＩＣＡカンボジア事務所にＪＢＩＣからの出向職員を所員として赴任させていることもあり、在外主管案件として在外事務所を中心に関係者間の調整を進めている。

※以下の３項目（８～１０）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

８．関係府省が行う技術協力事業との連携促進

外務省以外の関係各府省が行う技術協力事業との連携促進、及びそのための情報収集の努力を行うことは、機構が行う事業のみならず、我が国ＯＤＡ事業全体の効果的かつ効率的な推進のために重要であるとの認識に立ち、平成１６年度に引き続き、平成１７年度は、技術協力関係各府省との連携及び調整を一層有機的に行うための技術協力連絡会議等への出席も含め情報収集及び意見の交換に努めつつ、特に以下のような情報の収集や連携の促進のための取り組みを行った。

（１）ＪＥＴＲＯ・ＪＯＤＣとの連携促進

経済産業省所管の独立行政法人日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ)、財団法人海外貿易開発協会（ＪＯＤＣ）が行う技術協力事業について、経済開発部、国際協力人材部よりそれぞれ検討委員として参画し、専門家人選及び案件選定について、機構の技術協力事業との調整を行った。

（２）農林水産省所管の２団体からの案件移管

２団体（(財)食品産業センター、食品流通システム協会）からの移管案件のうち、(財)食品産業センター案件については１６年度をもって終了し、食品流通システム協会案件について１７年度をもって終了した。

（３）ＪＩＣＷＥＬＳからの事業移管

厚生労働省所管の国際厚生事業団(ＪＩＣＷＥＬＳ)事業について、契約に基づき事業を実施するとともに、今後の方向性について外務省と協議した。

９．派遣専門家等関係者の安全対策強化

（１）安全対策強化のための研修・オリエンテーション等

安全研修・オリエンテーションについては、一般犯罪被害防止のため、①安全管理セミナー６回（受講者は在外事務所で安全管理に携わる所員および調整員とし、計１７１名が受講）②ボランティアの赴任前研修におけるオリエンテーション（特に今年度から始まった短期ボランティア派遣、フィールド調整員に対する安全ブリーフィングを含む）を行った。また、機構職員の在外事務所派遣研修及び長期専門家派遣前研修において、安全管理研修を２５回実施した。これらのセミナーでは特に生命･身体の安全を脅かす、強盗・住居侵入、性犯罪、テロ事件のセルフデフェンスに重点を置いて講義を実施した。

また、上半期の犯罪被害増加件数、手口を分析し、アフリカ３カ国、アジア１カ国、大洋州３カ国に安全対策アドバイザーを巡回防犯指導派遣するとともに、５月にはパプアニューギニアに広域安全コンサルタントを配置し、犯罪被害の防止に努めた。

（２）現地安全対策クラーク配置等

現地安全対策クラークについては、１０３カ国中７６カ国（７４％）に９１名を配置するとともに、８月には大洋州５カ国５名のクラークの業務の質の向上を目的としたワークショップを実施した。

一般犯罪被害認知件数は１７年度は発生件数５４６件、被害人数５６４名（平成１６年度：発生件数５８３件、被害人数６０３名）となり、被害件数、被害人数ともに６．５％減となった。

１０．国別・課題別の取り組み

資料編１．のとおり。

小項目 No.7　外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

（ロ）外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【年度計画】

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【当年度における取り組み】

平成１７年度においては、外務大臣より機構に対し、特に緊急に必要な措置をとるよう要請した実績はない。

小項目 No.8　情報公開、広報の充実及び知見の公開

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号)」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。

【年度計画】

ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。

イ. 機構全体の広報戦略に基づき、広報充実のための取り組みを順次実施する。

ウ. ＪＩＣＡプラザの利用実態調査に基づく改善案について、順次具体化を進め、特に国内機関のＪＩＣＡプラザについての支援強化を行っていく。

エ. 広報媒体のあり方について、平成１６年度に決定された方向性やスケジュールを基に、一部の広報媒体について整理統合を行う。

オ. 国民一般の機構に対する理解の促進を図るため、各マスコミを通じた広報活動やイベントの実施に取り組む。

カ.　在外広報の強化のため、優良事例を事例集としてとりまとめ、在外事務所間で共有する。

キ. 業務、調査研究を通じて獲得した知識・ノウハウの公開については、引き続き機構が作成した報告書等の公開を促進するとともに、新規作成報告書の電子ファイル作成とそのインターネット上の公開を推進する。

【当年度における取り組み】

法律の定めに従い情報開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護体制を着実に整備した。広報については、青年海外協力隊発足４０周年記念式典をはじめとする各種行事を国内外で開催し、国際協力及びボランティアへの理解と参加を促進した。さらに、機構が業務を通じ獲得した知見を広く公開・共有するため、機構が作成した報告書のインターネット掲載数を引き続き増加させた。

１．情報公開の実施の実績

（１）情報公開法に基づく開示請求への対応

平成１７年度の開示請求件数は６０件（１６年度は５９件）で、３月中に請求のあった３件を除き年度内に処理はすべて完了している。処理されたすべての請求が情報公開法で定められた規定の日数以内に終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。

開示請求の処理状況を表１に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表２に記す。（なお、開示請求１件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当

する理由欄に計上しているので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）

（表１）　開示請求の処理状況

	平成１７年度の件数	平成１６年度の件数
全部開示	５件	１６件
部分開示	２７件	３２件
不開示	４件	０件
不存在	１３件	１件
存否応答拒否	０件	０件
請求取下げ	８件	１０件
処理中（各年度末現在）	３件	０件
合計	６０件	５９件

（表２）不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第５条第１号　（個人に関する情報）に該当	２８
第５条第２号　（法人等に関する情報）に該当	7
第５条第３号　（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第５条第４号　（事務・事業に関する情報）に該当	2
第５条第４号イ（国の安全等に関する情報）に該当	1
第５条第４号ロ（公共の安全等に関する情報）に該当	0
第５条第４号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第５条第４号二（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	0
第５条第４号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第５条第４号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	1
第５条第４号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

（２）個人情報保護法に基づく開示請求への対応

平成１７年４月１日に施行された個人情報保護法では、個人情報の「利用目的の明示」、「適正な取得」、「安全確保の措置」等、個人情報の適切な取扱いを義務付けること、個人情報ファイル簿（１，０００件以上の個人情報を含むファイルの帳簿）の作成・公表を行うこと、本人からの個人情報の開示請求への対応を行うことが要請されている。右要請に適切に対応するため、これまで関連規程の制定、全職員を対象とした研修等の取組みを通じて、個人情報保護体制を着実に整備した。

平成１７年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は５６件で、３月中に請求のあった６件を除き年度内に処理はすべて完了している。処理されたすべての請求が個人情報保護法で定められた規定の日数以内に終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。

開示請求の処理状況を表３に、部分開示における不開示情報理由の内訳を表４に記す。（なお開示請求１件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているので、部分開示の合計件数と一致しない。）

（表３）開示請求の処理状況

	平成１７年度の件数
全部開示	０件
部分開示	４９件
不開示	０件
不存在	１件
存否応答拒否	０件
請求取下げ	０件
処理中（年度末現在）	６件
合計	５６件

（表４）不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第１４条第１号　（開示請求者の生命、財産等に関する情報）に該当	０
第１４条第２号　（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当	４９
第１４条第３号　（法人等に関する情報）に該当	０
第１４条第４号　（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	３
第１４条第５号　（事務・事業に関する情報）に該当	１１
第１４条第５号イ　（国の安全等に関する情報）に該当	０
第１４条第５号ロ　（公共の安全等に関する情報）に該当	０
第１４条第５号ハ　（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	１
第１４条第５号ニ　（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	０
第１４条第５号ホ　（調査研究に関する情報）に該当	０
第１４条第５号ヘ　（人事管理に関する情報）に該当	０
第１４条第５号ト　（企業経営上に関する情報）に該当	０

（２）報告書の公開

平成１７年度に作成され、機構の図書館に収められた報告書は８５２件あり、そのうち

８３４件を一般公開指定、１８件を期限付非公開指定とした。全報告書のうち期限付非公開指定報告書が占める割合は２％（１６年度は７％）であり、報告書の公開が進んでいる。期限限定非公開指定を受けた報告書の約６割が入札の公平性を保つための措置であり、情報公開法の観点からも適切な対応である。

２．広報実施体制充実への取り組み状況

（１）国民のＪＩＣＡへの理解の向上

平成１７年度は青年海外協力隊発足４０周年にあたり、国内外における国際協力関連のイベント開催や各種媒体等を通じて、国際協力に対する理解促進、機構の活動紹介に加え、青年海外協力隊事業の実績について積極的な広報活動を展開した。１７年度に開催した主なイベントは下表のとおり。

	開催日	開催場所	来場者数
グローバル・フェスタ JAPAN2005 （外務省等との共催） （旧国際協力フェスティバル）	１０月１、２日	日比谷公園	約 75,000 人
青年海外協力隊発足４０周年記念式典	１０月２９日	ＮＨＫホール	約 2,700 人
ＪＩＣＡボランティア・フェスタ	１０月２９、３０日	代々木公園	約 23,000 人

また、「ピース・トーク・マラソン」（歌人田中章義さんを中心に「平和」と「国際協力」を市民の方々と考えるため、平成１５年８月から３年半をかけて、全国４７都道府県を巡回して開催するシンポジウム）については、１７年度は１８府県で開催し、計４，７００人の参加者を得た。開催各県にゆかりのある著名人やＪＩＣＡボランティア経験者を加えたパネルディスカッションをはじめ、地元における機構の活動、国際協力分野で活躍するＮＧＯの紹介など、地元に密着したプログラムを企画し、ピース・トーク・マラソンのメインテーマである「一人ひとりにできること。一人のためにできること。」を後押しする機会を設けた。アンケートの結果では、参加者の９６％から国際協力や平和についての興味・関心が深まった（「深まった」、「どちらかといえば深まった」との回答の合計）との回答を得た。

【青年海外協力隊発足４０周年記念式典及び関連行事】

平成１７年１０月２９日、天皇、皇后両陛下をお迎えし、代々木のＮＨＫホールにおいて、青年海外協力隊発足４０周年記念式典を開催した。来賓の小泉首相、谷川外務副大臣をはじめ、国会議員、協力隊員派遣先国の駐日大使等とともに、帰国隊員や派遣中隊員のご家族ら約２，７００人が全国から集い、４０周年を祝った。来賓の小泉首相は「厳しい環境の中での活躍は現地の高い評価を得ており、総理として、一人の日本人として皆さんを誇りに思う」と述べ、谷川外務副大臣は「現地で様々な体験をし、それを日本に持ち帰り、新た

な種をまいている。これはわが国にとって将来への大きな財産だ」と協力隊事業に対してエールを送った。

記念式典に併せ、１０月２９日、３０日には代々木公園において「ＪＩＣＡボランティア・フェスタ」を開催し、隊員ＯＢ／ＯＧ会や帰国隊員が所属するＮＧＯ、１３の在京大使館の参加を得て、ＪＩＣＡ関係のブースを含め全体で６３のブースが並び、２日間で約２３，０００人の来場者で賑わった。

また、１０月２５日から２７日にかけては、欧米、アジア、大洋州地域を中心に１５ヶ国、２２団体から３２名が出席した国際ボランティア会議が東京で開催され、「国際ボランティア宣言」が合意された。海外においても、ラオス、ホンジュラス、チュニジア、コロンビア、ヨルダン、ベトナム、セントルシア等で各種イベントやボランティアを取材対象とするプレスツアーなどが実施され、メディアを通じ、広く一般の方々にも協力隊事業をアピールした。

（２）広報媒体の見直し

国際協力及びボランティアに関する国民の理解を促進し、より効果的な広報を行うために、広報媒体の見直しを行っており、機構の広報誌については平成１６年度に「海外移住」誌を廃刊し、平成１７年１０月に新たな総合広報誌「Monthly JICA」を発刊した。本誌は、「国際協力」誌（教育関係者、一般市民向け）と「フロンティア」誌（実践者・関心者向け）を統合し、ボランティア事業や海外移住・日系人支援についても取り込んだもので、二誌の統合により約３３百万円の経費削減となった。新広報誌の発刊に際しては、アンケート調査を実施し、広報誌を読みたい、活用したいという読者からの希望を確認した上で、配布先を見直した。

また、青年海外協力隊事務局が発行している「クロスロード」誌については、今後、海外ボランティアに関心のある層をターゲットとした内容に変更するとともに、１７年度にはページ数の削減により、経費の効率化を図った。

（３）情報提供機能の強化

一般市民に対する情報提供の総合窓口としてのワンストップサービス機能、特に国際協力に関する理解促進及び情報提供機能を強化するため、広尾青年海外協力隊訓練所を市民参加協力の全国的拠点として再編し、平成１８年４月に広尾センター（ＪＩＣＡ地球ひろば）として開設する準備を進めた。「ＪＩＣＡ地球ひろば」においては、国際協力や機構についての情報発信に加え、開発教育への支援、国際協力に関する各種相談を実施するほか、国際協力に関わるＮＧＯ、自治体等の情報発信及び交流、研修の拠点として活用されることが期待されている。「ＪＩＣＡ地球ひろば」に蓄積される市民参加に関する様々な知見や展示物については、機構の各国内機関に設置しているＪＩＣＡプラザ（各国内機関の一般市民に対する情報提供・公開の総合窓口）でも利用することにより、各国内機関での交流

も向上させることとしている。

（４）広報充実に向けた機構内の取組み

国内外における国際協力への理解と参加を促進し、機構が質の高い広報を的確に行っていくためには、職員をはじめ機構関係者が広報の重要性を認識し、有効な広報活動を行う必要がある。

このため、平成１７年度においては、機構関係者の広報に対する意識の向上と優良な広報事例の共有を目的とする内部活動として、１６年度に引き続き、国内・海外における広報活動の審査を行った。これは、国内外の全ての関係者を対象に、外部とのより良い関係作りに貢献した事例、機構の理解度・認知度の向上に貢献した事例を募るもので、１６年の応募総数２３６件を大幅に上回る３４４件の事例から、「ＪＩＣＡ広報グランプリ」、「入賞」等の優秀な事例３１件を選出した。これら入賞対象の活動は事例集として整理し、ノウハウ共有化に活用することとしている。

（５）在外広報の強化

平成１６年度に作成した一般職員向けの広報マニュアルについては、各国の現地職員の広報意識向上のため、１７年度に英語版を作成し、全ての在外事務所に送付した。職員向けの広報研修については、在外・国内機関への赴任予定者等を対象に１７年度は約４０回実施した。

【マラウイにおけるＪＯＣＶ隊員の活動事例】

青年海外協力隊員としてマラウイで活動した山田耕平隊員が、ＨＩＶ／ＡＩＤＳの予防啓発のためにつくったキャンペーンソングが現地で話題になっている。音楽テープなど商業ベースでの販売は行っていないにもかかわらず、マラウイのヒットチャートで１位になるなど、ＨＩＶ／ＡＩＤＳをテーマとした曲としては異例の広がりをみせており、１８年２月には現地のレコード大賞にもノミネートされた。

マラウイにおけるＨＩＶ／ＡＩＤＳ感染率は１４．４％、約９０万人が感染しており、年間約８万７０００人がエイズで亡くなっている。ＨＩＶ新規感染者の約半数は１５歳から２４歳の若者が占めている。

山田隊員は、高校生など若い世代の友人とＨＩＶ／ＡＩＤＳについて語り合った際に、彼らの予防意識の低さに驚き、この国で最も一般的な娯楽であるラジオから流れる歌で意識を変える方法を考えたという。

なお、日本を含め世界のテレビやラジオでこれらの曲が流れた際には、その使用料が各国の著作権管理団体を通じてマラウイの著作権管理団体に送金され、マラウイでＨＩＶ／ＡＩＤＳ予防啓発活動に力を入れているＮ

ＧＯに寄付されることになっている。山田隊員の取り組みは、日本でも平成１８年１月に報じられたＴＢＳ系「ブロードキャスター」の報道を皮切りに、朝日新聞、毎日新聞、ＮＨＫ国際放送局（テレビ、ラジオ）等様々なメディアで取り上げられている。

３．知見の積極的提供

機構が新たに作成した報告書については、製本したオリジナルとともに電子データ（ＰＤＦファイル）を国際協力総合研修所内の図書館に保管している。同図書館では、機構が業務を通じ獲得した知見を広く公開・共有するため、当該電子データを機構のホームページにある図書館ポータルサイトに掲載しており、インターネットを通じて外部から報告書の閲覧が可能である。１７年度は、１７年度中に作成・納入された報告書に加えて、過去に納入され、製本のみが保管されていた報告書についても電子化作業を行い、電子化されたものから順次掲載を行った。その結果、平成１８年３月末現在、８，６７３件（１７年３月末比３，９０２件増)の報告書が掲載されており、機構の情報公開に貢献している。

小項目 No.9　ＮＧＯ等との連携推進

【中期計画】
（ニ）ＮＧＯ等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、ＮＧＯ等との連携を推進する。
【年度計画】
ＮＧＯ等との連携を推進するため、草の根技術協力においてＮＧＯ等との連携件数の着実な増加に努めるとともに、各種委員会等へのＮＧＯの参加を引き続き推進する。

【当年度における取り組み】

ＮＧＯ等による国際協力活動は、機構の国際協力事業をより充実させていくためにも効果的な連携が期待されていることから、幅広い国民の参加を得られるよう様々な形でＮＧＯ等との連携を積極的に推進し、ＮＧＯ等からの意見を反映させる形で草の根技術協力事業等の充実を図った。また、関連する小項目として、Ｎｏ．１８、２０においても草の根技術協力事業の充実や事務手続きの合理化等について報告している。

１．ＮＧＯ等との連携強化

ＮＧＯ等との連携については、双方の連携による効果的な国際協力や国際協力に対する市民の理解・参加を促進することを目的として、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ協議会（年四回開催）とその小委員会であるＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携事業検討会（毎月開催）・開発教育小委員会（毎２ヶ月開催）・評価小委員会（毎２ヶ月開催）を開催し、例えば、ＮＧＯ等からの知見を得て、途上国の地域住民に直接裨益するプロジェクトの視点をとりまとめ、草の根技術協力のモニタリング･評価マニュアルを改訂する等、連携の成果を業務運営に反映させている。また、事業に関するＮＧＯ等の知見を広く共有するべく、ＮＧＯ等の各種委員会・シンポジウムへの参加について引き続き連携を推進した結果、１７年度は２５件の実績を挙げた。

また、地域での連携強化を目的として、１６年度から地域会合を開催しており、平成１７年度は名古屋で開催した。同会合では、中部地区でのＮＧＯとＪＩＣＡの連携が効果的に行われるための留意点などが共有された。また、関西では、１６年度の地域会合のフォローとして草の根技術協力事業に関するワークショップが行われ、ＮＧＯが草の根技術協力事業に参加するための留意点が議論された。このように、従来から行われている東京での協議に加え、地域での協議が着実に進んでいる。

２．草の根技術協力事業の実施

ＮＧＯ等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、ＮＧＯとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成１７年度には合計１３５件実施し、１５年度（１１２件）に比べ２０％増となった。内訳は下記のとおり。

・地域提案型（地方自治体を対象）：５４件
・草の根協力支援型（途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：３２件
・草の根パートナー型（途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：４９件

（草の根技術協力事業）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
実施件数	－	112 件	153 件 （37%増）	135 件 （20%増）

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の実施事例】
ケニア「ムインギ県ヌー郡における住民参加に依拠した基礎教育改善事業」（草の根パートナー型、実施団体：（特活）アフリカ地域開発市民の会（CanDo）」

本案件では、地域の住民、教師、行政の相互連携を促し、教育環境を改善するため、①小学校での環境及び保健教育・活動、②幼児教育の定着、③基礎教育リソースセンターの設立・運営指導を行っている。特に、保護者としての住民の声を集約し、学校の運営に反映させる活動を通じて、教師の意欲向上を図り、行政の理解と支援を得られるように配慮し、住民、教師、行政の連携で教育環境を改善してきている。

小学校の保護者の中にはシングルマザーが多いが、地域の中でも貧しいにもかかわらず、農作業で得た賃金を教員の給与にするため寄付する等地域の小学校での教育を支えている。また、教員には女性が多いにもかかわらず、校長には男性が多い状況の中、地域の信頼が厚い女性が小学校校長に就任する等、本事業の活動を契機にジェンダー関係に変化の兆しも生まれている。

小項目 No.10　環境及び社会への配慮

【中期計画】

（ホ）事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

ア．ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。また、職員を対象としたガイドライン執務参考資料を更新する。

イ．ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申し立て制度の運営を行う。

ウ．本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

エ．国際環境規格（ＩＳＯ１４００１）への対応については、１６年度に認証を取得した本部及び１１国内機関において JICA 環境マネジメントシステムの適切な運用、継続的改善を図り、環境配慮に努める。また、認証未取得の８国内機関において、認証を取得する。

オ．光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等について上述の環境マネジメントシステムの一環として取り組む。

【当年度における取り組み】

環境及び社会に配慮した業務運営の更なる定着のため、環境社会配慮ガイドラインの適用及び職員への研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムの構築・運用を更新し、これまで未認証であった国内８機関も含めて国内全部署にてＩＳＯ１４００１の認証を取得した。

１．環境及び社会に配慮した業務運営

改定された環境社会配慮ガイドラインの施行（平成１６年４月）から約２年が経過し、環境社会配慮が浸透してきている。

１８年度要請案件のうち、環境社会配慮に係るカテゴリー分類の対象となる案件（約８００件）に対して、影響の大きさに応じてカテゴリー分類を行い、カテゴリーＡ（影響の大きい)、カテゴリーＢ（影響がある)、カテゴリーＣ（影響が最小限）の３つに分類した。これにより、案件検討段階から開発途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払う

ことが可能となっている。

さらに、採択後の実施中案件については、カテゴリーＡが１３件、カテゴリーＢが１５２件あり、後述する環境社会配慮審査会のコメント等により、環境や社会面の影響の把握方法、緩和策等をプロジェクトに反映させることができた。

また、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として、外部専門家から構成される環境社会配慮審査会を１３回開催し、７案件について具体的な審査を行った。

審査会の答申については、例えば、「フィリピン国 Cavite-Laguna 東西道路事業化促進調査」の事例では、環境社会配慮調査における検討方法についての答申内容を、実際の調査方法に取り込む、といった反映を行った。

１７年度採択案件から適用される環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度については、異議申立の手続き等の記載を含む異議申立制度設置要項（英文）をホームページに掲載し、国外への発信も行った。（なお、１７年度に異議申立の実績はない。）

また、１７年度は職員向けの環境社会配慮に関する研修を２０回、１９３人（１４年度実績に対し１７３人増）に対して行った。１６年度は、１６年３月の環境社会配慮ガイドラインの改定の周知のため、できるだけ多くの職員を対象としたが、本年度はガイドラインの定着を目的に、ナショナルスタッフも対象に含めつつ、研修を実施した。さらに、派遣前専門家、案件受注コンサルタントその他関係者に対してもガイドラインの説明を行った。

（環境社会配慮に関する研修）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
研修参加者数	20 人	167 人 （147 人増）	491 人 （471 人増）	193 人 （173 人増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

２．環境マネジメントシステムの構築・運用

国際環境規格ＩＳＯ１４００１の認証未取得の８国内機関も加えた国内全部署において、「ＪＩＣＡ環境方針」に則り、ＩＳＯ１４００１規格に基づいて構築した環境マネジメントシステムの運用を開始した。また、同システムが、ＩＳＯ１４００１規格に適合し、かつ取り決めた計画にしたがって適切に運用されているか評価し、システムの継続的改善を図るべく、内部環境監査を実施し、指摘事項については全て適切に処理するか対応策を打ち出した。

さらに、平成１６年度実績、内部環境監査結果等をもとにシステムの課題およびそれに対する対応について、関係部門長レベルによる環境マネジメント調整会議を開き、その協議結果を踏まえ、マネジメントレビュー（最高経営層による見直し）を実施した。

システムの運用が一巡したところで、外部機関による審査（定期審査、拡大審査、移行審査）を受け、本部およびこれまで認証未取得であった８機関を含む全国内機関において、２００４年版改訂規格に基づく認証を取得した。

また、光熱水量、廃棄物削減、再生紙利用等について、平成１６年度に引き続き取り組んでおり、ほぼ全ての項目で、環境目標で定める対１４年度比目標削減率８％を達成した。特に紙の使用量は２３％減と目標を大きく上回った。

小項目 No.11　男女共同参画

【中期計画】

（へ）男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

ア．ＪＩＣＡ内部のジェンダー主流化推進体制を通じ、部署毎のジェンダー主流化に係る取り組みの年間計画の策定と実施報告の提出を促進することにより、ジェンダー主流化を推進する。

イ．職員及び専門家等に対し、研修を継続的に実施するとともに、自習教材の開発等による研修内容の充実を図る。

ウ．要請案件調査におけるジェンダー関連情報を充実させるとともに、ジェンダー主流化の推進に資する活動を実施する。

【当年度における取り組み】

機構は、ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から結果に至るまでのプロセスに組み込む「事業におけるジェンダー主流化」を本中期計画の達成に向けてのアプローチとしている。機構は、これを４つの段階（下記（注）参照）に分け、順次重点をシフトさせ、中期計画を達成することを目指している。平成１６年度には、第１段階を重点に、第２段階にも着手した。平成１７年度は、これを受け、第２・３段階を中心に第４段階への重点のシフトを目指して取り組みを行った。右概要は以下のとおりである。

（注）第１段階：ジェンダー主流化実施体制の整備（ハードの整備）、第２段階：ジェンダーに敏感な視点と正しい知識を有する職員と援助人材の育成（ソフトの整備）、第３段階：様々な協力分野やスキーム、また、多様な開発途上国のジェンダーに対応するための支援ツールの開発（ソフトの整備）、第４段階：第１から第３段階までを基盤とした協力の展開。

ジェンダー主流化推進体制は定着し機能が発揮されつつある。職員その他関係者を対象としたジェンダーに関する一般的な知識・手法研修は、新たに開発した研修ツールなどを活用しながら、対象者の面的拡大を順調に遂げている。これらを基礎として、実践に向けた主体的な取り組みも増加傾向にある。

１．ジェンダー主流化推進体制の定着と機能化

ジェンダー主流化推進体制の導入が平成１６年度に完了したことを受けて、平成１７年度は、その定着と機能の発揮を重点に取り組みを行った。主な実績は以下のとおりである。

ア．平成１６年度に部署毎に配置されたジェンダー担当者（日本人職員男女各１名）に加え、より効果的に活動を推進する観点から、在外事務所においてナショナルスタッフのジェンダー担当者の配置、日本人ジェンダー担当者の追加配置が行われた。３月末日現在、ジェンダー責任者・担当者合計：３２８名（ナショナルスタッフ担当者も含む。役職員に限定すると５人に１人に相当）

イ．昨年度に続き、部署別のジェンダー主流化に係る取り組み計画／実施状況報告シートを作成した（作成率９７．５％）。ジェンダー責任者会議において、全体進捗状況と課題について確認、情報を共有した。概観すると、①一般的なジェンダーの知識の習得、②ＪＩＣＡ事業に関わる援助実務者への働きかけ、③自らの業務における実践への着手・試行において、特に進捗が見られた。シートはジェンダー平等推進チームによる全部署への支援活動を検討するためにも活用されている。

ウ．部長会や理事会などの経営層の定例会議において、ジェンダー関連トピックの共有やジェンダー主流化の進捗状況が確認されることが定着した。

エ．各部署のジェンダー担当者という意識が浸透しつつあり、ジェンダー平等推進チームへ相談が寄せられるだけでなく、チームと各部署の担当者が協力して勉強会などを行う例も見られた。（共催の勉強会は５回）

オ．地域支援事務所主導による「中南米地域在外事務所ジェンダー主流化会議」が開催され、各国での取り組みの共有や、今後の事業における共通課題が検討された。

２．職員その他の関係者に対するジェンダーへの理解の促進

受講必修のジェンダー研修の継続的実施、ＪＩＣＡ－Ｎｅｔ（ＴＶ会議）や遠隔自習用教材を活用した研修に加え、課題解決型研修（部署別勉強会など）の実施により、引き続き受講者の裾野の拡大を図るとともに、「知識」を「実践」に結びつけるための研修の充実に努めた。

ア．職員対象のジェンダー研修は、専門研修や階層別研修（新入職員研修）、部署別勉強会など様々な形態で実施した。

イ．援助人材対象のジェンダー研修（必修）は、専門家（３３１人）、ボランティア調整員（５８人）、専門員／ジュニア専門員（２６人）が受講した。

ウ．「開発とジェンダー」に関する国民の理解の裾野拡大を目指す活動（県や市の男女共同参画課や関連センターでの講演等）やジェンダーの視点を持った将来の援助人材支援に資する活動（大学での講義、ジェンダー関連のインターン５名受け入れ：国内２名、海外３名）、開発途上国からの技術研修員等に対するジェンダー研修を昨年に引き続き実施した。

エ．本年度の新たな取り組みとして、遠隔自習用教材を開発（平成１７年１１月使用開始）し、ＪＩＣＡ－Ｎｅｔによる研修機会を得ることのできない援助人材やナショナルスタッフへの研修実施体制を確保した。平成１８年度３月末日現在の利用者数は、１７

７人（男性８６人、女性９１人）である。

オ．「廃棄物とジェンダー」、「エネルギーとジェンダー」など部署属性に関連したジェンダー課題や具体的案件におけるジェンダー視点を検討するための勉強会を開催した。

カ．公開セミナー「開発課題においてどのようにジェンダーの視点を取り入れていくか」を国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）ジェンダーアドバイザーを招聘し、一般参加者、国内外ＪＩＣＡ職員、外務省、ＪＢＩＣの約１８０人の出席の下、開催した。

以上のとおり、積極的に研修を推進した結果、平成１７年度の主な実績は以下のとおりとなった。職員研修受講者数が、引き続き増加しているのは、取り組みの浸透による職員の積極的な受講、ＪＩＣＡ－Ｎｅｔによる研修受講環境の整備、課題解決型研修の実施による。

（ジェンダー研修）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
職員研修受講者数	18 人	49 人	498 人	414 人
遠隔自習用教材利用者数				177 人

（参考）研修受講者の男女別内訳

	男性	女性	計
職員研修	277 人	137 人	414 人
専門家の研修	264 人	67 人	331 人
ボランティア調整員の研修	28 人	30 人	58 人
専門員（新規採用、ジュニア専門員）	10 人	16 人	26 人

３．ジェンダーに関する情報の整備、調査研究の実施

事業の各段階へのジェンダーの視点の反映のための環境整備としての主な取り組みは以下のとおり。

ア．ジェンダー国別情報の８カ国分のデータ更新を行った。在外事務所は更新作業を当該国のジェンダー状況の把握と位置づけ、当該国で活動する日本側援助人材に対する基礎資料として活用を開始した。

イ．ＧＡＤ（Gender and Development）イニシアティブのフォローの観点から客員研究「女性に対する暴力」を実施した。

ウ．具体的なジェンダー配慮の実施方法に対する理解を促進するためのツールとしてジェンダー配慮の良い事例シリーズを作成し普及に努めた。

エ．ジェンダーとの関連が見えにくい分野におけるジェンダー配慮を行うため、「経済インフラ分野における社会配慮（非自発的住民移転・補償）チェックリスト」を作成し、一部の調査における試行について検討した。

オ．新規案件要望調査において、ジェンダーとの関連で必要とする取り組みを確認するためのチェックリストを策定し、試行活用を図った。

４．以上３段階を基盤とした主な業務実績

ア．全部署もしくは複数部署共通事項の主要実績

① 新規案件要望調査に関連し、約１７００件の案件のジェンダー配慮確認状況をチェックした。平成１６年度と比較し、配慮内容につき記載のあった案件の属性、記載内容など、全体として改善しつつあることが確認できた。

② ホームページや展示等におけるジェンダーコーナーの設置や特別紹介を行った。

③ 援助の潮流も勘案し、集団研修におけるジェンダー関連課題体系とその関係性を整理中である（研修事業におけるグランドデザインの作成）。

イ．本部の主要実績

① 国別支援委員会等にジェンダー分野の有識者を登用した。

② 草の根事業募集要項にジェンダー配慮について盛り込んだ。

③ 策定中の課題別指針に当該課題とジェンダーの関わりについて記載した。

④ 緊急援助隊医療チームを対象にジェンダーに関する講義を行った。また、具体的オペレーションにおいて、宗教や被災者の属性とジェンダーについて意識した活動（例：男女別診療待合室の設置や女性医師の配置、男性家族を失い診療列に並べない女性患者への受診呼びかけ、女性患者の受診機会の増加を通じた児童・乳幼児患者の救済など）を展開した結果、一般的にイスラム圏での災害では女性受診率が低くなる中、パキスタン等大地震に対する緊急援助では女性受診率は全体の 46%、児童・乳幼児の受診者数の増加(通常受診率 10～15%が 21%強)が図られた。

ウ．国内機関の主要実績

① 性差に配慮し、青年海外協力隊員派遣前訓練において女性候補生を対象に性犯罪防止セミナーを開催した。

② 集団研修コースのアクションプラン評価項目にジェンダー評価を導入し、また、集団研修コースその他事業等において、ジェンダーに関連する講義を組み込んだ。

③ 広報誌に男女の視点を反映するため、女性編集員の参画等を進め、また、国内の女性団体主催イベント支援を行った（パネリストとして参加、展示協力など）。

エ．在外事務所の主要実績

① 在外事務所主催で、専門家やボランティア等を対象として当該国のジェンダー等に関連した研修や説明会を行った。

② 在外事務所主管第三国研修の出席者における男女間格差が生じているものはその原因を分析し、男女が平等に参加できるよう検討した。また、ジェンダー研修受講済みカウンターパートによる、ＪＩＣＡ関係者へのワークショップを実施した。

女性省や女性課題を取り扱う部署を訪問し意見交換を実施した。あわせて、それらが実施しているプロジェクトを視察し、具体的協力のあり方について検討した。

小項目 No.12　客観的で体系的な事業評価

【中期計画】

（ト）客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。

●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の 50%以上とする。

● 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

● フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。

【年度計画】

ア. 事前から事後まで一貫した効率的な評価を導入するため、評価体制・手法の一層の充実を図るとともに、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。

イ. 事業事前評価表における案件の達成目標に関する客観的な指標の設定を引き続き推進するとともに、指標に関する指針を策定する。

ウ. 青年海外協力隊事業については、ボランティア受入機関へのアンケート調査等を新たに加え、平成 16 年度に確立した手法により事業評価の本格導入を図る。

エ. 災害援助等協力事業については、救助、医療、専門家チーム各ガイドラインに基づき、平成１６年度実施案件の評価を行うとともに、手法の一層の充実に努める。

オ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。

カ. 評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が直接の評価者（一次評価者）として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）を外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、事後評価に関して

は、平成１７年度においては外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を５０％に増加させる。

キ．評価結果をわかりやすい形で迅速に公開するべく、終了時評価報告書要約表のホームページ掲載までの期間の短縮に引き続き努めるとともに、より分かりやすい結果の公開を図る。

ク．評価によって得られた教訓の新たな事業実施へのフィードバックを強化するため、事業事前評価表における過去の類似案件の教訓の活用に向け、組織的な取り組みを図る。

【当年度における取り組み】

案件規模等に応じた効率的な評価の実施や在外強化の流れにも配慮しながら事前から事後までの一貫した評価体制の更なる整備、在外事務所による案件別事後評価の拡充、青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価調査の実施等、着実な取組みを行った。また、外部評価の充実のため、第三者機関への評価の委託や外部有識者・機関が参画する評価の拡充に取り組んだ。さらに、評価結果をホームページで迅速に公表するよう引き続き努めるとともに、評価結果から得られた教訓を活用するための取り組みを実施した。

１．一貫した評価の導入

（１）一貫した評価体制の整備

平成１６年度に引き続き、事前から事後までの一貫した評価体制の確立に取り組んでおり、特に平成１７年度は、在外事務所が実施する在外主管案件の本格導入を受け、在外事務所に対する評価監理業務に重点を置いた対応を実施するとともに、事業規模に応じた効率的な評価の実施を行うべく評価制度の合理化を図った。

ア．在外に重点をおいた評価監理業務の推進

平成１７年度は、重点推進３０事務所における在外主管案件の本格導入により、在外事務所が作成する事業事前評価表の件数が大幅に増加するなど（平成１６年度：７件→平成１７年度：３２件)、在外事務所主体の事前から事後までの一貫した評価が増加した。そのため、在外に対する支援を強化し、事業事前評価表の作成を含む意思決定プロセスにかかる制度の周知徹底、評価監理業務を通じた事業事前評価表の評価の質の向上に取り組んだ。なお事業事前評価表については、一定規模以上の技術協力プロジェクト全案件について作成した。

また、在外に対する支援の強化の一環として、事業評価ガイドラインの英語版に加え、フランス語、スペイン語版を作成し、対象在外事務所に配布するとともに、ホームページ上でも公開した。

さらに、新規に事後評価を実施する対象国については、現地の評価能力向上の観点から、コンサルタントを派遣して、現地職員や現地のコンサルタントに対してＪＩＣＡの評価手法の周知を図るとともに、評価結果の幅広い公開を目的に評価セミナーを開催した。また、

新規の事後評価実施国数の拡充に取り組み、技術協力プロジェクトの案件別事後評価を７カ国、無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価を４カ国で新たに実施した。その結果、１７年度までに在外事務所による案件別事後評価の制度を導入した国数は４４カ国（１４年度に比較して３０カ国増）となった。

（在外事務所による案件別事後評価）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
制度導入国数の累計	14 カ国	22 カ国 （8 カ国増）	33 カ国 （19 カ国増）	44 カ国 （30 カ国増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

イ．技術協力プロジェクト小規模案件の簡易評価制度の導入

技術協力プロジェクトには、２、３年間で数千万円の投入のものから５年間で数億円の投入を行うものまで、その規模にはかなりの差がある。こうした案件について、規模の差異なく一律の評価制度を適用することは効率的ではないことから、悉皆的な評価の実施を確保しつつも、評価の合理化を実施すべく、技術協力プロジェクト小規模案件について、事前評価や終了時評価の際に、評価段階に応じて、簡略的な評価方法や評価項目で評価を行うことを可能とした簡易評価制度を導入した。

ウ．ファスト・トラック制度に対応した評価制度の導入

災害復興や平和構築関連など緊急性を有するファスト・トラック案件については、事前段階での評価を簡素化し、意思決定プロセスの迅速化を図った。なおファスト・トラック案件については、案件開始後、モニタリング等を通じ、１年以内を目安に案件開始段階での基礎情報の収集に努めるとともに、中間評価以降の評価に関しては、通常の案件と同様の評価を実施する。

エ．指標設定の標準化

事業実施部門の行なう評価の支援・監理において、案件の計画段階で作成される「プロジェクト準備実施計画書」や「事業事前評価表」について評価の視点から内容確認を行い、案件開始後の適切な事業の進捗管理、評価、改善が行われるよう、判断基準となる客観性のある指標の設定を推進した。また、終了時・事後の評価においても、設定された指標に基づき、より客観性のある評価・分析が行われているかを検討し、助言を行った。

さらに、指標設定にかかる指針として「評価実務ハンドブック：アウトカム指標の考え方」を策定し、本部・在外のＪＩＣＡ関係者への配布・周知に取り組んでおり、今後、各種研修等を通じて、指標の設定のあり方について意識向上を図っていく予定である。また、在外事務所のナショナルスタッフが事業の運営管理を行う場面も増えつつあることを考慮し、同ハンドブックの翻訳（英語版、スペイン語版、フランス語版）に取り組んでいる。（事業評価のマニュアルとしては既に「事業評価ガイドライン」が４カ国語で整備されているが、同ハンドブックは評価の質の向上を図るため指標の設定に焦点を当てた指針として新

たに作成したもの。）

（２）青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取り組み

青年海外協力隊事業の評価については、平成１５年度に策定したボランティア事業の体系的な評価手法に基づき本格導入しており、平成１７年度は「ボランティア・受入機関・受益者」、「ボランティア留守家族・本邦所属先関係者」、「帰国ボランティア」に対するアンケート調査を実施のうえ、結果の集計・分析を行った。

（ボランティア事業評価の実施状況）

ア．ボランティア・受入機関・受益者に対するアンケート調査（５７２名の協力隊員、６０１名の受入機関関係者、８０７名の受益者から回答）

－平成１８年１月末時点までの分析結果によれば、ボランティアによる活動の達成度に対する受入機関の評価や受益者の満足度は総じて高く、また、ボランティアの技術面における貢献のみならず、日本人の仕事に対する姿勢や取り組み方に対して高い評価を得ていることがわかった。

イ．ボランティアの留守家族・本邦所属先関係者へのアンケート調査（平成１５年度２次隊～１６年度１次隊の留守家族及び本邦所属先６３１名から回答）

－関係者の９３％は青年海外協力隊員から活動の状況や派遣国の人々の様子について何らかの情報を受信しており、７４％が派遣国に対する理解が深まったと回答した。

ウ．帰国ボランティアへのアンケート調査（帰国後２年目（３９７名）、帰国後５～７年目（９１７名）から回答）

－事業に参加したことにより、問題解決能力や価値観など自身の内面がより前向きに変化したと評価している者が多かった。

また、ボランティア事業の効果等をより総合的に評価することを目的に、ホンジュラス・マラウイ・バヌアツに派遣された青年海外協力隊員を対象に、「ボランティア事業」に関するテーマ別評価を実施した。

同評価では、対象３カ国における現地調査を通じ、配属先・受益者・省庁・派遣中隊員・ＪＩＣＡ関係者へのインタビュー、配属先へのアンケート調査、隊員活動の観察等を実施し、「開発途上国・地域の経済及び社会の発展又は復興への寄与」、及び「開発途上国・地域と我が国との間の友好親善及び相互理解の深化」の視点から、各対象国におけるボランティア事業の効果を検証した。現場に根ざした草の根レベルの活動が相手国側や他援助機関から高く評価されていることや、対象国の人々から隊員の活動における姿勢（仕事への姿勢、時間厳守、相手の尊重等）が日本人の価値観として好意的に受け止められているこ

と、協力隊参加が価値観･意識の変化や自己成長につながったとする隊員や環境への配慮や外国人との交流など個人レベルの行動変化が見られる隊員が多いこと、等が確認された。評価結果については、ＪＩＣＡ公開セミナーにおいて発表しており、６８名の参加を得て活発な議論が行われた。こうした結果を踏まえ、機構では、今後、隊員の派遣計画や支援体制の強化、社会還元活動のあり方など、ＪＯＣＶ事業の一層の充実に取り組むこととしている。

災害援助等協力事業については、過去の教訓を将来の類似案件の実施に活用することを目的に、「緊急援助隊評価ガイドライン―STOP the PAIN」に基づき、迅速性（Speed)、ターゲット（Target)、オペレーション（Operation)、プレゼンス（Presence）の視点から、事前、中間、終了時及び事後の各段階において、スマトラ島沖地震・インド洋津波災害を始めとする４案件を対象に評価を実施した（結果は１８年度に取りまとめ予定)。さらに、新たな取り組みとして、上記ガイドラインに基づき、パキスタン地震を対象に外部評価の実施を予定している。

また、世界保健機関（ＷＨＯ）及び国連人道問題調整官事務所（ＵＮＯＣＨＡ）主導により国際機関・ドナーで構成された津波合同評価連合（ＴＥＣ）に、外務省、ＪＢＩＣ、ＪＩＣＡの三者が共同で参画しており、ＪＩＣＡは日本側の事務局として関係者間の調整やＴＥＣとの連絡を行うとともに、津波被害対策関連分野の協力実績の取りまとめを実施している。

２．外部評価の充実

平成１７年度は、引き続き外部有識者事業評価委員会を通じた評価の質の向上に努めるとともに、外部有識者・機関が参画する評価を拡充した。

（１）外部有識者事業評価委員会の開催

平成１７年度は外部有識者事業評価委員会を開催し、外部の有識者から評価制度・手法や評価結果のフィードバックの制度化等について助言を得た。

また、外部有識者事業評価委員会の下で手法の確立に取り組んできた終了時評価の二次評価に関し、より客観的な視点から評価・分析のできる外部機関（特定非営利活動法人日本評価学会）に委託して実施した。同結果については外部有識者事業評価委員会による検証・承認の後、「事業評価年次報告書２００５」に掲載した。二次評価結果からは、経年的な評価の質の向上が明らかとなっている。(外部有識者事業評価委員会と二次評価作業部会を合わせて計５回開催)

外部有識者事業評価委員会（五十音順）

氏名	所属・役職
青山温子	名古屋大学大学院医学系研究科教授
池上清子	国連人口基金東京事務所長
中山　洋	社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）国際協力本部アジアグループ長兼国際協力グループ長
熊岡路矢	日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）代表理事
杉下恒夫	茨城大学人文学部教授、元読売新聞社
長尾眞文	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
古川俊一	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
三好皓一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科教授
牟田博光	東京工業大学大学院社会理工学研究科長

（２）外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

外部有識者・機関の事後評価への参画状況については、本邦事後評価と案件別事後評価を合わせ、５８件中３４件（５８％）について外部有識者による一次評価（外部有識者・機関が直接の評価者となる）および二次評価（機構が行なう内部評価を外部有識者・機関が評価を行う）を実施しており、昨年度に引き続き、中期計画に定める目標の５０％を上回った。

（外部有識者･機関等の参画割合）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度末目標値
本邦事後評価	4 件/9 件中	2 件/7 件中	6 件/15 件中	6 件/12 件中	－
在外事後評価	0 件/64 件中	10 件/23 件中	28 件/43 件中	28 件/46 件中	－
合計	4 件/ 73 件中 (5.5%)	12 件/30 件中 (40%)	34 件/58 件中 (58%)	34 件/58 件中 (58%)	50%

３．評価内容の情報提供

評価結果を迅速にわかりやすい形で情報提供するため、事前から事後までの個別案件の評価結果要約のホームページでの公開を促進した。ホームページについては、平成１７年度には月平均で日本語約２，５００件、英語約１，７００件のアクセスを得ているが、より分かりやすい情報の提供に向け、ホームページの大幅な刷新に取り組んでいる。

評価結果の公開に加え、評価結果のより分かりやすい提示に向けて、評価方法についても改善を行っており、１６年度に引き続き、個別案件の評価結果を総合的に取りまとめ、共通の傾向や課題を抽出する「評価結果の総合分析」を実施した。

また、国別・課題別の視点を重視した事業の必要性に鑑み、事業評価においても各国の課題に焦点を当てたプログラム評価の手法の開発に取り組んでおり、ホンジュラスの基礎教育分野を対象に試行的に評価を実施した。本プログラム評価では、ＪＩＣＡ事業に留ま

らず、無償資金協力・有償資金協力等の関連する協力事業との連携の効果についても包含した形で検証する予定としている。

また、本年度からの新たな取り組みとして、より分かりやすい評価結果の提示に向け、特定テーマ評価の結果の概要を分かりやすく取りまとめた要約版（フライヤー）を作成し、評価セミナー等の各種機会を活用して関係者に広く配布した。

上記取り組みに合わせ、ＪＩＣＡ内外の関係者による評価結果の活用を促進することを目的に、フィードバックセミナー（公開）において評価結果を発表するとともに、日本評価学会・国際開発学会等を通じ、評価関連の外部関係者に対して周知した。

また、平成１７年度に実施した特定テーマ評価「経済連携」では、評価結果を途上国の関係者にフィードバックすることを目的に、アジア４カ国において公開セミナーを開催した。

以上のような事業評価活動の概要と評価結果を、「事業評価年次報告書」として取りまとめた上で、関係先に幅広く配布するとともに、作成後速やかにホームページ上で公開した。平成１７年度は、「ＪＩＣＡの評価への取り組みと評価を活用した事業改善への取り組み」、「ＪＩＣＡの新たな事業取り組みに関連した、横断的・総合的な評価結果」、「外部第三者の視点を通じた、個別評価結果の総合的な検証」を３つの大きな柱として同報告書を作成した。

４．評価内容のフィードバック

ア．事前評価における過去の教訓の活用状況

平成１５年度下半期に事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の項目を新たに加え、引き続き、過去の評価結果から得た教訓を新事業に活用することを促進しており、１７年度に作成された一定規模以上の技術協力プロジェクトの事業事前評価表全てについて、過去の評価結果から導き出された教訓を記載している。これにより事業担当部署が過去の類似案件の評価結果を参照して将来の計画に反映することを定着させた。

イ．評価結果活用の制度化

本年度からの新たな取り組みとして、評価結果をＪＩＣＡの課題ごとの協力方針である課題別指針の策定に際し反映させることを制度化した。

ウ．評価結果の活用事例の収集・共有

評価結果の事業への一層のフィードバックの推進のためには、評価の質の一層の向上を図るとともに、評価結果を事業に活用した良い事例を具体例として共有し、経験からの学びを促進することが重要である。

平成１７年度は、評価結果活用に関するグッドプラクティスや活用に向けた取り組みについて組織内で情報を共有・蓄積していくことを目的に、平成１６年度の「評価結果活用

に関するアンケート調査」に引き続き、平成１７年度は新たに、ＪＩＣＡ内で組織横断的に分野ごとの情報共有・蓄積に関する取り組みを行っている「課題タスクフォース」を対象にアンケート調査を実施・分析しており、同結果は「事業評価年次報告書２００５」に掲載し職員・関係者に周知している。

【評価結果の活用の４形態（分析結果の一部抜粋）】

ア．個別プロジェクトの計画・運営への活用

－過去の類似案件の評価結果を参考として、新規案件の計画の改善や、実施中の案件の軌道修正を行う。また、プログラム・レベルの評価であるテーマ別の評価結果を、個別プロジェクトの改善に活用する例もある。

（例）テーマ別評価「貧困削減／地域社会開発」において関係者間の役割の明確化の必要性が明らかとなったことを受け、平成１７年度に開始されたスリランカの農業農村分野のプロジェクトでは、計画策定段階において、関係者間での情報の共有を徹底するとともに、事業開始後も多くの関係者が参加し、相互に協力しあう体制の構築を目指している。

イ．課題別の事業実施方針策定への活用

－分野課題ごとの事業実施方針を策定する際に過去の評価結果を活用する。

（例）看護教育分野では、平成１７年度に課題別指針を作成しており、その策定過程において、過去のプロジェクトから得られた教訓を活用している。例えば、「女性の地位が低い国では看護師の地位が低く扱われる可能性があることから、事前のジェンダー関連の問題分析が必要」との教訓が得られたことを踏まえ、課題別指針では、女性の地位の低い国々における協力においては、特にジェンダー配慮の視点の必要性が留意点として記載されている。

ウ．事業実施上の制度改善への活用

－より効果的かつ効率的な事業の実施に向け、評価の結果、既存の制度改善の必要性が明らかとなった場合、関係部署に対して問題を提起し、改善を図る。

（例）平成１６年度に実施した「平和構築支援－アフガニスタン支援レビュー」において、平和構築支援を迅速かつ機動的に実施するため、案件形成における手続きの簡素化の必要性が指摘された。同提言も参考に、平成１７年度にファスト・トラック制度を導入し、緊急性の高い事業について、通常の事業実施プロセスの簡略・短縮化などにより、迅速に計画・実施することを目指している。

エ．事業改善に向けた知見の共有・体系化

－評価結果を個別プロジェクトの計画・運営に直接反映しない場合でも、将

来的な類似案件の実施を想定して、分野ごとの知見を共有・体系化する取り組みを行う。

（例）教育分野では、プロジェクト担当者や国際協力専門員などが実務レベルでの情報・意見交換を交換する場として「シェアリング・ランチ」を平成１６年度から開催しているが、その中で、各種の評価調査で得られた教訓や留意点を共有している。

（２）各事業毎の目標

（イ）技術協力（法第１３条第１項第１号）

小項目 No.13　現地人材、民間等の活用による効果的･効率的事業実施

【中期計画】

（ｉ）技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、ＪＩＣＡ事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。

●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

【年度計画】

（１）総論

ア．南南協力支援事業について、平成１６年度にとりまとめた課題別指針の活用・改訂を図る。また、制度改善や広報の充実に向け、引き続き検討を行う。

イ．ＪＩＣＡ事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を促進するために、帰国研修員の同窓会幹部を対象に同窓会ネットワーク構築に係るノウ･ハウの共有を図る。

ウ．現地事情に適合したきめの細かい事業の実施のため、現地又は第三国のリソースの活用を積極的に進める。

エ．事業委託方式による技術協力プロジェクト及び民間提案型プロジェクトの契約数を増加させる。

オ．技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会、課題別委員会等についても、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

カ．「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」の視点を反映した事業管理手法の改善を行う。

キ．職員・専門家・カウンターパートとキャパシティ・ディベロップメントの視点・手法を共有するため、各種研修を行う。

ク．国際的なキャパシティ・ディベロップメントの主流化に貢献するため、キャパシティ・ディベロップメントに関する国際的な会議・セミナーに積極的に参加する。

ケ．国際情報通信網の整備とあわせてＪＩＣＡ-Ｎｅｔで接続できる海外拠点を増加させるとともに、「ＪＩＣＡ改革推進のためのＩＴ活用計画」に基づき事業におけるＪＩＣ

A-Ｎｅｔの活用を促進する。

【当年度における取り組み】

平成１６年度に引き続き、技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、各種事業における現地のコンサルタント・ＮＧＯ等の活用を図った。また、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトを始めとして民間のノウハウの活用を推進したほか、技術協力事業にかかわる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。

１．南南協力支援事業の充実等

（１）南南協力支援事業の充実

アジア、アフリカ、中南米等各地域における南南協力支援への基本的考え方、具体的な進め方等を整理して、１６年度に作成した南南協力の課題別指針（初版）を改訂し、またその内容を地域別の事業実施方針にも反映させた。

また、効果的な南南協力支援実施のため、課題別タスクフォースにおける議論をベースに「南南協力支援推進に向けた制度改革提案」をとりまとめ、①要望調査・国際約束のあり方、②現地活動費活用による南南協力支援、③パートナーシップ・プログラム（ＰＰ）下の事業実施のあり方、④広域技術協力のあり方の４項目にわたり、課題別指針に基づく今後の南南協力支援のための具体的な制度改革の方向性を示した。

さらに、南南協力支援事業をより充実させるために、新たな専用ホームページの公開、在外事務所を含む関係者との情報共有やメーリングリストでの情報発信、各種国際会合におけるパンフレットの配布（４月米州開発銀行総会、４月バンドン会議５０周年会議、５月南南協力ハイレベル会合）やパンフレットのスペイン語版作成等を通じて、積極的に広報や情報共有を行なった。

１７年度の実績としては、「第三国研修」（開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、各国・地域の現地事情により適合した技術研修を実施する事業）については２４５件（平成１６年度１９４件、平成１４年度１３９件）、また、「第三国専門家」（協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業）については、３８３人（平成１６年度２４０人、平成１４年度１０９人）といずれも増加しており、南南協力の充実が図られた。

【南南協力支援事業の活動例】

ア．東南アジア地域（ＡＳＥＡＮ加盟国）

東南アジア域内の社会経済格差是正に資する南南協力案件の案件形成メカニズムとして、「ＪＩＣＡ－ＡＳＥＡＮ地域協力会議」（ＪＡＲＣＯＭ）を導入している。ＪＡＲＣＯＭでは、年１回域内で開催される年次会合を中心として、域内プロジェクト形成調査や案件形成ワークショップの開催などを

通じて、域内のニーズとリソースのマッチングを重視した案件形成を行っており、平成１７年度は１１件の案件が形成された。

イ．大洋州地域

サモアの地域国際機関「太平洋地域環境計画（ＳＰＲＥＰ）」を拠点とし、大洋州諸国を対象とした第三国研修を中心に広域技術協力を実施している。このプロジェクトでは、福岡方式と呼ばれる簡易かつ安価な廃棄物処理方式の普及やゴミの減量化を通じた廃棄物処理問題の改善を目指している。

ウ．中南米地域

平成１６年度に中南米諸国のイニシアティブに基づきＪＩＣＡ後援で開催された「能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）に向けた南南協力」フォローアップセミナーの２回目が平成１７年１０月末からコロンビアで開催され、参加者である国連開発計画（ＵＮＤＰ）南南協力スペシャルユニットからＪＩＣＡの南南協力支援に対する高い評価がなされたほか、南南協力を通じキャパシティ・ディベロップメント推進を支援するための拠出金として１０万ドルの提供がなされた。さらに、コロンビアからは「南南協力のためのラテンアメリカ基金」構想やキャパシティ・ディベロップメントのためのプロジェクト案（４分野）の提案がなされた。その後、上記セミナーを受け開催された「ラテンアメリカおよびカリブにおける戦略作成のための会合」（平成１８年１月、於エル・サルバドル）においては、その中から防災分野における能力開発を目的とした広域プロジェクトの形成を試行的に進めることが合意された。来年度はアルゼンチンにて第３回開催が予定されており、本セミナーが、中南米地域における南南協力とキャパシティ・ディベロップメントを考えるための取り組みとして定着しつつあることが確認された。

エ．アフリカ地域

アフリカ域内の南南協力への支援およびアジア・アフリカ協力を推進した。ブラジルと連携したポルトガル語圏アフリカ諸国支援の調査も行なった。

特にアジア・アフリカ協力については、４月のアジア・アフリカ首脳会議や７月のＧ８サミットでの小泉首相演説などを受け強化した。１７年度は、ネリカ米普及支援、日本とタイが合同で形成したアフリカ向け農業普及研修、ザンビアの投資促進環境整備に対するマレーシアの協力支援などを行なった。１７年３月にはアジア・アフリカの知識・経験を共有する「アジア・アフリカ知識共創プログラム」の農村コミュニティ開発サブ・プログラムを開始し、現在アフリカ６カ国での研究事業を実施中である（１８年６月とりまとめ予定）。さらにＪＩＣＡ内においても、アフリカのニーズを重視しか

つ組織的な取組みを可能とすべく事業の進め方の見直し作業を行った（１８年６月とりまとめ予定)。

オ．中東地域

引き続きアフリカ向け協力を推進するとともに、アラブ域内での協力を拡充した。特にイラク向け第三国研修では、アラブ域内（エジプト・ヨルダン・シリア）での研修を１１件（うち新規５件）実施するとともに、マレーシアでの研修も１件実施した。また、モロッコでは、６月にパートナーシップ・プログラム協定に基づく南南協力計画委員会が開催され、実施予定の南南協力事業の確認及びモロッコ側から新規案件が提案された。

（２）開発途上国の人材・組織のネットワーク化

治安の悪化から邦人の立ち入りに制限のあるパレスチナでは、過去実施したプロジェクトの事後状況の確認を同窓会活動の一環に組み込むなど、実施した技術協力事業の成果の普及・発展のためにも、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持及び効果的な支援は欠かせないことから、ＪＩＣＡでは成果の普及・発展を主たるテーマとして、同窓会支援のあり方について在外事務所の意見も採り入れて検討を進めた。その一つとして、大洋州地域４カ国の同窓会会長およびＪＩＣＡ事務所の現地スタッフからなる「大洋州地域同窓会委員会」の設立が決定され、今後同委員会で、４カ国（フィジー、マーシャル、サモア、バヌアツ）のみならず大洋州地域全体としての域内の連携のあり方や、ＪＩＣＡ事業との関わり方を議論していくことが決められ、これまで繋がりのなかった域内の同窓会間の連携強化の基礎を構築した。また、在外事務所と同窓会に対しアンケートを実施し、同窓会における活動状況や支援ニーズを把握した。１８年度にはアンケートの分析結果を同窓会活動支援に生かしていく予定である。

こうした取り組みもあり、平成１７年度には、同窓会会員名簿の更新が５４件、新規同窓会立ち上げ件数はイエメンおよびセルビア・モンテネグロの２団体となり、世界中のＪＩＣＡ研修員同窓会の団体数は合計で１０５団体となった。

（３）現地リソースの積極的な活用

機構は、技術協力プロジェクト、または開発調査など各種技術協力事業において現地ＮＧＯ及びコンサルタントの活用を推進している。

平成１７年度において、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託は３５３件（平成１６年度１８７件)、また、現地ＮＧＯとの連携件数は１５６件（平成１６年度６８件）と大幅に増加した。事例としては、パキスタン「地方行政能力向上プロジェクト」では現地コンサルタントを活用して、行政官・住民代表者等と共に、異なる階層の地域住民が抱える開発ニーズを把握するための調査を実施した。また、セネガル「衛生教育・施設維持管理プロジェクト」では現地ＮＧＯを通じて地域住民に対する学校教育に関

する啓蒙活動を行った。

また、契約(業務実施契約）に基づき実施された開発調査、無償資金協力基本設計調査、技術協力プロジェクト等において、本邦のコンサルタント等が現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査等を委託した実績は合計１８４案件（平成１６年度１５０件）であり、全体に占める割合は４７．２％と約半数の案件で現地リソースを活用している。

２．事業における民間の活用

「現場に近い知見・ノウハウを持つ団体をより積極的に事業に取り入れること」、及び「国民の発意が一層事業に反映されること」の双方を可能とするため、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト、提案型技術協力などを実施している。

平成１７年度、全体で９１件（新規案件５６件、継続案件３５件）を実施し、特に業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトが大幅に増加している（１６年度４４件：新規２６件、継続１８件)。

ア.「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」：実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度であり、新規案件５６件、継続案件１８件を実施している（計７４件)。全体のうち２８件は在外主管案件であり、民間活用の流れが在外事務所においても着実に根付いてきたと言える。また、そのうち１０件は大学・ＮＧＯ等との契約であり、様々な民間の知見の活用が徐々に進んでいる。

イ.「提案型技術協力（略称：ＰＲＯＴＥＣＯ)」：民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で実施段階の事業を委託する制度で、平成１７年度は、１６年度から継続して準備を行っていた以下の３件について新たにプロジェクトを開始し、１４件が実施中、３件が準備中である（計１７件)。

①トリンコマリー県　住民参加型農業農村復興開発計画（スリランカ）

②メキシコチアパス州都市部スラム地域における女性の生活向上プロジェクト（メキシコ）

③バングラデシュ持続的砒素汚染対策プロジェクト（バングラデシュ）

【大学への委託事業の事例】

「バングラデシュ　小学校理数科教育強化計画」（２００４．１０～２００８．１０）

本案件はバングラデシュのダッカ及びマイメイシン県における小学校理数科の教員研修・授業の質の向上を目的とし、広島大学と民間コンサルタント会社の共同企業体（ＪＶ）が受託・実施している。広島大学の参加により、教科や指導技法の専門知識に加えて教育に対する考え方が現地に移転され、徐々に教員の授業に対する意識の変化・向上見受けられている。また、広島大学大学

院国際協力研究科に蓄積された国際協力の経験や知識が、バングラデシュにおける技術移転の際に活用されると同時にバングラデシュで現在行われている活動の経験が、学術的な知識・経験として日本・バングラデシュ双方で有益な情報が共有されている。

３．技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

国別・地域別の中期的な計画の策定や、当該国の横断的な課題にかかる案件の実施について、平成１７年度には１３の国別・地域別支援委員会を設置し、個別の技術協力プロジェクトないし開発調査の実施に関しては、国内支援委員会（１５年度までの開発調査にかかる「作業監理委員会」は国内支援委員会に統合）や８つの課題別支援委員会を設置するなどして、学識経験者、ＮＧＯ等から様々な提言・助言を得た。また、研修事業の実施に際しては、地域の自治体、各種団体、及び地域住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者事業評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

上記各種委員会における学識経験者やＮＧＯの人数割合は、国別・地域別支援委員会では８７．８％（平成１６年度８９．７％）、国内支援委員会では６６．７％（平成１６年度６３．９％）、課題別支援委員会では７６．３％（平成１６年度８１．４％）、外部有識者事業評価委員会は１００％（平成１６年度１００％）となっており、平成１６年度に引き続き高い割合となっている。

【委員会の活動事例】

①ＮＥＰＡＤ支援有識者委員会

本委員会は、アフリカ諸国のイニシアティブで２００１年に策定されたＮＥＰＡＤ（New Partnership for Africa’s Development：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ）を踏まえた具体的なアフリカ支援の方策を検討することを目的に設置され、経済成長を通じた貧困削減に資するインフラの優良候補案件の選定や意見交換を行った。本委員会は学識経験者４名、民間企業顧問２名、ＪＩＣＡ国際協力専門員１名で構成されている。

②アフリカ支援委員会

アフリカ支援について、ＮＧＯ関係者等を講師に招き、砂漠化に直面した国や内戦からの復興を目指す国における開発課題や支援の可能性について意見交換を行った。

※以下の２項目（４～５）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

４．途上国の総合的能力開発にかかる取り組み

国際社会において、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の実現に向け、途上国の能力が制約要因となっており、能力開発を効果的に行うことが必要と認識されてきていることを踏まえ、機構としては、これまでにも能力開発の視点から機構の実施してきた事業の特徴の分析や、国際シンポジウムの開催（平成１５年１月）を通じ能力開発にかかる考え方の共有を図ってきたところである。平成１７年度は、以下の取り組みを行った。

（１）キャパシティ・ディベロップメント（ＣＤ）支援の実践

ここ数年ＣＤ支援の考え方の共有に努めてきたが、ＣＤの考え方を実践に移した事業が生まれつつある。

【実践例：中米「シャーガス病対策プロジェクト」】
保健省県事務所が行う媒介虫駆除事業から、コミュニティの駆除協力・媒介虫監視、保健省の政策運営、さらに国際機関による広域的取組みまで、各層へのボランティア・専門家の派遣により包括的に支援。他のドナーとも協力して媒介虫駆除の大きな成果を上げた。媒介虫駆除で強化されたキャパシティを基礎として、現在は駆除後に再侵入する媒介虫の監視体制構築に取り組んでいる。

（２）ＣＤの視点の制度への取り込み

調査研究「事業マネジメントの改善」を継続中。内発的な気付きの過程を成果管理する手法、包括的なキャパシティの分析やプログラムによる支援枠組みなど、ＣＤの視点を取り込んだ事業マネジメント手法を整えている（１８年度上半期完成予定）。

（３）研修等の実施

ＣＤの基本的な考え方とＪＩＣＡの事業改善の方向性を示す調査研究「キャパシティ・ディベロップメント」の報告書を作成・普及した。

専門家派遣前研修（下半期３回）、地域別研修「中南米国際協力セミナー」などでＣＤに関する研修を実施。また JICA ホームページ Info-Site にＪＩＣＡのＣＤ支援に関するページを立ち上げた。

（４）国際的な主流化

ＪＩＣＡも属するナー間のネットワーク（LenCD）共同作成のグッドプラクティスペーパーは２月にＤＡＣで承認。

また、２月にドイツの研修機関 InWEnt が共催した研修事業実施機関意見交換会（タイ・韓国・マレーシアの援助窓口機関が参加）において、ＣＤの考え方を共有。

５．情報通信技術を活用した遠隔技術協力（ＪＩＣＡ－Ｎｅｔ）

１７年度には、全ての国内機関への JICA-Net 設備導入が完了した。また、海外の JICA-Net 拠点は４２カ国となった。さらに５カ国において１７年度末に導入準備を行っており１８年度初めから稼動する予定である。

このように JICA-Net 設備の導入が進んだこと、在外と本部や在外と在外での業務打合わせのためのツールとしての役割が確立してきたこと、さらには事業における JICA-Net の活用が徐々に浸透して、事業部が主催する遠隔セミナーが増加したことなどにより、１７年度の実績は、利用時間数６，３０４時間（１６年度比９２％増)、参加者数４５，６０７名（１６年度比５１％増）と大幅に増加した。

なお、コンテンツ開発については、平成１６年度から分野課題別に戦略的に開発することにより課題対応力強化に資するとの方針を導入し、それまでの量的拡大から質の向上に重点を移している。この方針の下、１７年度には 18 本の JICA-Net マルチメディア教材を作成した。そのタイトル例は以下のとおりである。

・日本の３Ｒ推進の経験
・学ぶ機会を全ての人へ−ＪＩＣＡの基礎教育協力−−
・ＪＩＣＡ運輸交通ハンドブック
・３０分でわかる！開発に役立つジェンダー入門
・情報倫理
・日本の公害対策経験
・日本の生活改善の経験
・社会保障：日本の経験と国際協力
・彩（ＩＲＯＤＯＲＩ）−−木の葉の里の元気作り−−
・道の駅って何？−−日本の地域活性化事例−−

小項目 No.14　案件の適切な投入要素の決定

【中期計画】

（ⅱ）我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのために、

●技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。

●派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。

●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。

【年度計画】

（２）適切な案件内容の決定と迅速な実施

ア．開発課題毎の調査必須項目の設定を引き続き促進する。

イ．技術協力案件の目標と活動範囲の明確化を図るため、事前の調査・評価のプロセスを定着させる。

ウ．派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する既存データベースに蓄積されている情報量を増加させる。また、これらデータベースの活用を推進するためのアクセス環境向上に努める。

エ．事業実施にかかる制度や手続きの変更をガイドライン・マニュアルに反映させる仕組みを検討し、必要に応じ改訂を進めるとともに、併せて電子版のメンテナンスを行う。

オ．技術協力案件の実施手続きに関する現行の業務を見直し、改善が可能な項目の洗い出し、必要な取り組みの優先順位付けを引き続き行いつつ、優先度の高い項目については、改善策を策定し、順次実施する。

【当年度における取り組み】

平成１６年度に発足した課題５部体制の下、本部と在外事務所の連携を強めつつ、技術協力案件の速やかな実施と適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前調査の充実、専門家・調査団等の情報蓄積・活用、技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備などに引き続き取り組んだ。

１．目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実

ア．事前評価の充実

機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前調査を行っている。事前調査にあたっては、１６年度に引き続き調査実施前に調査対象項目の適切さ、調査実施後の事前評価結果の適切さを確保するために、主管部署のほか、事業評価担当部署による審査を行った。事前調査の結果は、一定規模以上の全ての新規案件については「事業事

前評価表」を作成し、小規模案件については事前評価の観点からの記述を含めた「実施計画書」を作成し、事業の妥当性を確認した。

イ．課題アドバイザーによる技術的知見の活用

各課題部に平成１７年度は２７名の国際協力専門員を課題アドバイザーとして配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。

ウ．事前調査の質の向上の取り組み

事前調査の調査対象項目の漏れをなくし、品質向上と内容の標準化を図ることを目的とし、地球環境分野及び農村開発分野をモデルとして、事前調査の調査必須項目を抽出したチェックリストを含む事前評価調査のための指針の策定を行った。また、この成果を共有するため、ＪＩＣＡ内においてセミナーを３月に実施するとともに情報システムであるナレッジサイトに掲載し、事前調査の質の向上を図った。

エ．在外事務所への支援

在外事務所が主管する案件についての技術支援についても、課題アドバイザーによる技術的知見活用の強化やＴＶ会議の積極的活用をはじめとして、本部からサポートする体制を強化するとともに、同様に事前調査内容の充実を図った。また、地域共通のセクター課題に対して、国際協力専門員６名を地域支援事務所に配置して、地域における課題対応能力を支援した。

２．技術協力プロジェクト、専門家・調査団等の情報の蓄積及び活用

技術協力に係わる各種データベース（専門家、調査団員、研修員、機材等）について、引き続き情報量を増加させるとともに、蓄積された情報をプロジェクト設計や新規案件検討、専門家リクルート対象者の審査や研修事業の進捗管理などに積極的に活用した。

さらに、これら情報のより一層の効率的かつ戦略的活用を目的とした新基幹システム「事業管理支援システム」の開発を推進し、３月１３日より一部運用を開始し、平成１８年度からの本格導入が可能となった。

これにより、在外強化、課題部の創設、地域部の機能強化、組織のフラット化等改善に取り組んできた事業実施体制のもと、機構の各部署が適確に事業の計画、実施や意思決定を行い、集約的に情報を管理していくことが期待される。

情報の蓄積及び活用の観点から、具体的には、従来専門家派遣、研修員受入、技術協力プロジェクト等個別のシステムで処理されていた様々な事業情報の集約化が可能となり、要望調査、プロジェクト等事業の計画立案、予算の執行管理、進捗管理、事業実績取りまとめ、事業情報の抽出・分析・提供等、「Plan-Do-See」の一連のプロセスに関して、新基

幹システムを通じた、事業関連情報の蓄積・共有・管理の「三位一体」の活用体制の整備を進めている。

３．技術協力プロジェクト実施にかかるガイドライン・マニュアルの改善・整備

平成１６年度まで課題部制度推進タスクにより整備されていた内容を確認整理のうえ、企画・調整部を中心とした関係各部と、今後のフォローアップ体制について整理した。

検討テーマ	１７年度の活動の成果
①新プロジェクト実施計画書	プロジェクト実施計画書については、平成１７年度版を策定するとともに、平成１８年度から稼動する事業管理システム用にフォーマットを開発した。
②技術協力事業の法人契約化	１６年度作成の法人契約ガイドラインや１７年度作成の業務指示書作成の手引きに基づき、確実に運用されている。
③在外強化	平成１７年４月から開始した在外主導案件の本格実施にともない地域会議にて指摘された事項等についてモニタリングの上在外強化ガイドラインの改訂を行った。
④課題対応力の強化	共有データベース上の課題部マニュアルについて、課題部内に改訂タスクフォースを設置し、レイアウトの変更、内容の修正とアップデートを実施した。これにより調達情報、人材部情報、機材マニュアル等とのリンクが可能となり、事業実施に際しての必要情報へのアクセスがより容易になった。また、在外主管案件の実施要領について掲載するとともに、適宜修正を行った。
⑤プロジェクト、プログラムの整理・プログラム化の促進	「プロジェクト・プログラムマネジメント」のＪＩＣＡ事業への適用のための手引きを整備した。また、事業のプログラム化に関し、課題部内で３回にわたり勉強会を実施した。具体化に向けて、アフリカ各事務所、インドネシア事務所等とプログラムデザイン会議を実施した。
⑥技術協力プロジェクト関連の研修事業の取扱い	研修事業の法人一括契約を試行的に実施するとともに、受注者マニュアルと危機管理マニュアルを整備し周知するとともに担当者マニュアルを開発した。
⑦調達関連のガイドライン	平成１２年度に作成した「供与機材ガイドライン」について見直しを行い、制度の変更等をアップデートする形で改訂した。 ローカルコンサルタントへの再委託契約手続きのあり方を検討し、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」を作成した。

小項目 No.15　本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

【中期計画】

（ⅲ）研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、

●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。

●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。

【年度計画】

（３）研修員受入

ア．研修コースの評価について、平成１７年度に実施する全集団コースについて、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、研修コースの評価を行い、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。

イ．平成１８年度に新設する集団コースについて、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、研修員が習得すべき具体的な到達目標とそれを測るための方法を予め明確にする。

ウ．帰国研修員やその同窓会、帰国研修員の所属機関等が実施する活動を支援するため、ソフト型フォローアップの実施促進に努める。

【当年度における取り組み】

研修事業の評価については、到達目標の具体化及び精緻化を進めるとともに、評価結果に基づき、既存コースの見直し、改廃等を行った。また、集団研修の課題対応型への再編、研修の質の向上等、ＪＩＣＡ改革プランにおいて打ち出された方針を着実に進めた。また、帰国研修員に対するフォローアップ（ソフト型フォローアップ）件数は１４年度比４７％増となった。

１．研修コースの評価の実施

（１）研修事業の評価

１）平成１７年度実施案件の評価

平成１７年度に実施した集団研修３７０件の全案件について、終了時に研修員、業務受託機関、研修監理員の意見を聴取し、年次評価を実施した。個々の研修案件について設定した到達目標（各案件３～５項目の目標を設定）の達成度（平均）は８１．５％であった。なお、１６年度の達成度（８９．４％）から低下しているのは、現在の評価制度が導入２年目を迎え、到達目標の具体化及び精緻化を進めたことによるものである。

２）平成１７年度に終了する案件の評価

平成１７年度に協力期間を満了した集団研修５８案件について、終了時評価の結果に基づき、１９案件について廃止することとし、３９案件について評価結果を踏まえて改善を行った上で更新した。また、１８年度計画として新規開設が要望された１３案件について事前審査を行い、６案件を採択した。

（２）ＪＩＣＡ改革プランに基づく研修事業の改善

研修事業を途上国のニーズに一層的確に即応できるよう再編することとしたＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）を踏まえ、研修コースの選択と集中、研修成果の発現の促進、日本独自の経験の活用の面で以下の具体的な改善を行った。

１）課題別研修グランド・デザインの策定（戦略性の強化）

課題別研修の改廃を戦略的に行い、事業の選択と集中を進めるために、３０の開発課題について今後３年程度の整備計画（「グランド・デザイン」）を策定した。また、各開発課題に関する国内の事業資源の情報や事業経験を集約することとした。

２）課題別研修のインパクトの増進

研修員が帰国後に、現地で実施されているプロジェクトに具体的に関与し、研修で得た成果を具現することを促進するために、在外事務所・地域部において、当該国の他の事業と組み合わせて課題別研修を計画するよう、計画方法を改善した。

３）研修用教材の開発

日本国内で行われる技術協力としての強みがさらに発現されるよう、地方行政や組織経営等日本が国際的にも独自の経験を有し、かつ途上国の需要が高い分野の２０件について、日本の経験を体系的なテキストや視聴覚教材にとりまとめた。

２．帰国研修員等への各種支援の充実

日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を共有し発展させるため、研修員自身又は所属する政府機関が行うセミナーの開催、調査研究、教材作成等の活動に対して、ソフト型フォローアップ事業として支援を行っている。

これまでの活動の結果、ソフト型フォローアップの実施・運用についての理解が年々深まっている。平成１７年度は具体的な成果をより迅速に導き出すことを目的に、研修員の帰国後の活動を支援する新たなスキームを本格開始し、研修員による現地セミナーに対する支援、研修実施機関による帰国研修員に対する継続的支援（インターネットによる相談サービス、現地への講師の派遣等）等３１件を実施した。

さらに、ナショナルスタッフ研修及び在外赴任者オリエンテーションにおける説明や、研修改善ミッション（メキシコ）・大洋州地域同窓会総会（フィジー）の機会を活用したフォローアップ事業の広報活動により、関係者への理解を深めることができた。

上記取り組みの結果、本事業の実施が促進され、ソフト型フォローアップの実績は

１５６件（１４年度比５０件増、１６年度比１４件増）となり、１４年度実績１０６件に比して４７％増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
ソフト型フォローアップ案件実施件数	106 件	122 件 (15%増)	142 件 (34%増)	156 件 (47%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

【ラオス・バングラデシュ・ネパール「女性起業家のための指導者セミナー」】

本研修は経済及び社会的に立場の弱い地方に住むラオス・バングラデシュ・ネパールの女性に対して、起業意識を芽生えさせ、それを実践することにより、指導者を育成することを目的としている。

平成１６年度に実施された本邦研修では、各参加者は習得した知識と各人の経験を踏まえ活動計画書を作成した。その中で優れた内容の活動計画書に対して、１７年度にフォローアップ協力を行った。

実際の活動では、帰国研修員がそれぞれの活動計画に則り、研修に参加できなかった同僚への指導及び技術訓練を主体的に行い、これらの人員を活用しながら現地の女性住民に対する研修を実施した。

このことにより、帰国研修員は研修により得られた知見を実際の場で活用することで、研修の目的である指導者の育成につながった。また研修の成果が同僚、地域住民など多くの人々に広まり、現地の女性にとって社会的な立場の向上に対する意識・意欲の醸成につながっている。

小項目 No.16　専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

【中期計画】

（ⅳ）案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

● 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。

●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。

またコンサルタントについては、

●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。

●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。

【年度計画】

（４）専門家・コンサルタントの適正かつ迅速な選定

（専門家）

ア．民間人材の活用が円滑に進むよう、国際協力人材センターと協力して専門家の不足している分野の人材登録を促進する。

イ．公示（公募）による人選を拡大する。

ウ．人選ガイドライン及び人選基準に沿って透明で公正な人選を実行する。

エ.評価ガイドラインに沿った専門家の評価を導入し、その結果を専門家の人選に反映させる。

（コンサルタント）

オ．業務実施に係るプロポーザル競争における価格要素の強化及び実績評価の見直し等、平成１６年度に行った制度変更の結果を確認し、制度の着実な運用を行う。

カ．特に緊急な選定が求められる案件については、公示から契約締結までに要する期間を３０日以内とするとともに、選定手続き期間の短縮が当該案件の業務の質や契約の公正性にもたらす影響について情報収集・分析を行う。

【当年度における取り組み】

質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うため、平成１６年度に引き続き、専門家においては民間人材の登録者の拡大を図るとともに、コンサルタントについては１６年度に導入した選定方法に係る新制度の定着や緊急案件の着実な実施に努め

た。

１．民間人材の積極的活用

（１）民間からの専門家候補者の登録者拡大

幅広い人材の確保を目指し、国際協力人材センターホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」や、国際協力キャリアセミナーなどの活動を通じ、積極的に登録の働きかけを行った結果、平成１７年度末の国際協力人材登録者は累計７，３１６名（平成１６年度末６，０３８名）と、１，２７８名増加した。また、拡充の必要性が認められている平和構築分野での登録者は３１６名に達した。

（２）透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備

平成１５年度に機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として策定した、３つのガイドライン（「専門家人選のあり方」、「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」、「公募の手続きについて」）を改善するとともに、同ガイドラインに基づき、透明で公正な人選が担保されるように努めた結果、平成１７年度は公示（公募含む）による人選に基づき、計１，２２１名（平成１６年度計６７１名）を派遣した。

なお、人選のための委員会については、平成１７年度は開催されなかった。

また、国際協力人材に求められる６つの資質と能力（①分野・課題専門力、②総合マネジメント力、③問題発見・調査分析力、④コミュニケーション力、⑤援助関連知識・経験、⑥地域関連知識・経験）を整理、分析し、ホームページ等を通じて外部発信することにより、人材の確保の促進を図った。

２．人材の業績評価の充実

専門家の評価について、新専門家活動評価制度を平成１７年１０月から試行的に導入した。従来の評価制度は、専門家人材としての適性の確認を主目的にしていたが、新評価制度では、実際にどのような協力活動を行ったかという、協力プロセスを重視して評価することとし、充実を図っている。また、試行実施状況を踏まえたレビュー調査を実施し、１８年度中に更に内容を改善する予定である。この導入で、各専門家の契約上の業務内容（ＴＯＲ）に基づいた活動状況を出来る限り客観的に評価することにより、その結果を専門家の業務プロセス管理や、適正な人選等に活用することで、将来の専門家の人選の的確性や協力活動の質が向上することに寄与することが期待される。

３．コンサルタント選定方法の改善

コンサルタント選定の際の評価方法に関し、業務の質を確保しつつ参入を促進して競争性を高めることを目的に、平成１６年度に（１）プロポーザル評価表の配点を業務内容に応じて変えるなどの改善、（２）コンサルタント実績評価表の抜本的改訂、（３）コンサル

タント実績評価結果の法人への通知、（４）業務の難易度の低い案件におけるプロポーザル記載内容及び分量の軽減、（５）プロポーザル審査の際に、テレビ会議システム等を利用して海外からプレゼンテーションを行うことを可能とすることで海外で執務するコンサルタントの参加を容易にする制度の導入を行った。

上記制度の導入後、１年余が経過したが、新制度は定着し順調に実施されている。今後は、適宜コンサルタントへのヒアリング等を通じて更なる制度改善を図り、より適切なコンサルタント選定がなされ、将来の協力活動の質の向上に寄与することを意図している。

４．緊急案件における選定の迅速化

１７年度に実施した緊急支援案件全３件の業務実施契約では、公示から契約までの平均所要期間は２２．７日となり、迅速な選定が行われた。

（緊急案件）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
選定手続の期間短縮 （公示から契約までの所要日数）	（通常案件 72 日）	34.6 日	21 日	22.7 日

【平成１７年度の緊急案件（いずれもパキスタン）】
①北部地震被害施設復旧計画概略設計調査・・・・・１８日間
②ムザファラバード復旧・復興計画調査・・・・・・・・・・・１９日間
③全国総合交通網計画調査（実証事業）・・・・・・・・・・３１日間
（平均２２．７日）

（ロ）無償資金協力の実施促進（法第１３条第１項第２号）

小項目 No.17　無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

【中期計画】

無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

【年度計画】

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインや標準書式の改訂及び入札関連情報等の公開等を進める。

【当年度における取り組み】

無償資金協力の実施が公正かつ円滑に行われることを支援する実施促進業務については、実施を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）を対象に広く情報を公開してその参加を呼びかけるとともに、適切な調達プロセスの確保や外部監査による実施段階のチェックに努めた。

１．事業関連情報の公開の推進

（１）１６年度第４四半期から開始した入札案件（注：無償資金協力事業の調達・入札の主体は被援助国政府）のＪＩＣＡホームページ上における公告を、コンサルタントに対して積極的に利用するよう呼びかけた結果、１７年度においては合計８１件の公告を行うことができた。

（２）新規参入企業による入札参加を促進すべく、その方策を検討するタスクフォースを組織し、改善案を作成した。改善案として、入札公示の一般新聞における日本語による公告や、地域の商工会議所等と連携した無償資金協力事業説明会の実施、入札参加資格要件の大幅緩和などの方策をとりまとめ、外務省に提案した。

（３）従来から行っていた事業関係者説明会を大幅拡充し、セクター別に６回、全セクター対象に１回の合計７回実施した。延べ参加者数は、３００名に上った。また、外部主催のセミナー・後援会へ職員を講師として派遣し、新規参入を呼びかけた（延べ５回）

（４）こうした取り組みもあり、教育セクターの施設案件（学校建設案件）では、新規参入企業による応札・受注があった。

２．適正かつ効率的な無償資金協力事業実施促進のための取り組み

（１）コンサルタントから提出される入札結果速報において落札率を明記することとし、必要に応じてコンサルタント・応札者に対してヒアリングを行った。

（２）入札、施工・施工監理において発生する様々なトラブルに対し、実施監理室を試行的に設置して統一的な対応に努める等組織的に対応する体制を強化すると同時に、再発

防止の観点から関連情報をデータベースとして蓄積・共有できるようにした。

（３）貧困農民支援無償（食糧増産援助）事業に関し、昨年度改定されたガイドライン及び標準契約書の内容を見直し、スキーム名称の変更に伴う文言の修正等を行った。

３．技術的監査の実施

技術的監査を、アフリカ、南西アジア、大洋州、中米の４地域における代表的案件に対して実施し、関係者に事前に通知しない「第三者による抜き打ち監査」として行うことによって、当該案件の施工・施工監理が適正に実施されているか否かをチェックするとともに、他の案件を担当しているコンサルタント・施工業者に対して場合によっては「抜き打ち監査」があり得ることを周知し、適正な実施を促進した。（小項目Ｎｏ．３３にも関連の記載）

（ハ）国民等の協力活動（法第１３条第１項第３号）

小項目 No.18　国民等の協力活動の充実

【中期計画】

（ｉ）本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。

【年度計画】

ア. 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては、参加方法の多様化及び参加者数の拡大を図るため、１）国・地域毎の協力方針を踏まえたニーズの発掘及び派遣計画立案、２）短期派遣制度の導入による派遣期間の弾力化、等の具体的な方策の制度設計を進め、順次その実現を図る。

【当年度における取り組み】

ボランティア活動等を志望する国民の期待に応えるため、短期派遣制度を始めとする参加方法の多様化等に取り組み、ボランティア事業への参加者数は平成１４年度実績に比して６．４％増となった。また、草の根技術協力については、実施団体の発意をできるだけ反映できるように、提案段階から実施団体ときめ細やかな相談、意見交換を行いながら、事業の充実に努めた。また、開発教育支援、ボランティアの社会還元等の企画・立案機能を集約し、また、市民参加協力に関わる全国内機関の経験・知見を取りまとめ、本事業を効率的・効果的に実施するための情報発信機能を整備することを目的に、ＮＧＯ、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進に幅広く取り組む全国的な拠点として広尾センター（略称ＪＩＣＡ地球ひろば）の準備を進めた（１８年４月に開所した）。

１．ボランティア事業の充実

海外の協力活動に参加したいという多くの国民の希望に応えるため、ボランティア事業の充実に向けて、平成１７年度においては、以下の取り組みを実施した。

・途上国側のニーズを基本としつつ、国内において応募者の多い職種も念頭に置いた国別の派遣計画を作成し、これに基づきボランティアの募集、選考、派遣を実施した。
・また、要請数に対し応募者が比較的少ない職種についても、地域や業界団体などに個別に働きかけるなどの取り組みを行った。
・シニア海外ボランティアについては、１６年度に待遇・制度の改定（現地生活費、住居費の見直し等）を行い、新制度による派遣を実施した。
・希望者が参加しやすく、かつ途上国側の緊急性の高い要請にも対応できる短期派遣制度を１６年度に導入した結果、１７年度において６９４件の募集を行い、３３２名を派遣した。

【短期派遣制度に対する派遣者からの声の例】

・ これまで仕事の都合上参加することができなかったが、今回有給休暇を利用して参加することができ、非常に良い経験となった。この経験を周囲の人に伝えるとともに、機会があればぜひまた参加したい。
・ 任地は貧困地域であり、シニアにとって長期間の活動は厳しいところだが、短期であれば参加しやすいため、この制度を評価している。
・ タイミング良く派遣されて配属先のニーズに応えることができた上に、短期間で効率的に活動できたと感じる。

上記取り組みの成果もあり、１７年度のボランティア事業への参加者数（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等の合計数）は、１，８００人（１４年度比１０８人増、１６年度比４０人増）となり、１４年度実績１，６９２人に比して６．４％増となった。

（ボランティア事業）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
参加者数	1,692 人	1,682 人 (0.6%減)	1,760 人 (4%増)	1,800 人 (6.4%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

２．草の根技術協力事業の充実

（以下は、小項目Ｎｏ．９と同一の記述）

ＮＧＯ等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、ＮＧＯとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成１７年度には合計１３５件実施し、１５年度（１１２件）に比べ２０％増となった。内訳は下記のとおり。

・地域提案型（地方自治体を対象）：５４件
・草の根協力支援型（途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：３２件
・草の根パートナー型（途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：４９件

（草の根技術協力事業）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
実施件数	－	112 件	153 件 (37%増)	135 件 (20%増)

＊　カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の実施事例】

ケニア「ムインギ県ヌー郡における住民参加に依拠した基礎教育改善事業」（草の根パートナー型、実施団体：(特活) アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)」

本案件では、地域の住民、教師、行政の相互連携を促し、教育環境を改善するため、①小学校での環境及び保健教育・活動、②幼児教育の定着、③基礎教育リソースセンターの設立・運営指導を行っている。特に、保護者としての住

民の声を集約し、学校の運営に反映させる活動を通じて、教師の意欲向上を図り、行政の理解と支援を得られるように配慮し、住民、教師、行政の連携で教育環境を改善してきている。

小学校の保護者の中にはシングルマザーが多いが、地域の中でも貧しいにもかかわらず、農作業で得た賃金を教員の給与にするため寄付する等地域の小学校での教育を支えている。また、教員には女性が多いにもかかわらず、校長には男性が多い状況の中、地域の信頼が厚い女性が小学校校長に就任する等、本事業の活動を契機にジェンダー関係に変化の兆しも生まれている。

３．その他の取り組み

（１）市民参加の全国的拠点の整備と機能の拡充

各地で行われている市民参加協力の推進のための全体的な知見、経験の蓄積及び情報発信・交流を総括する全国的な拠点として広尾センター（略称ＪＩＣＡ地球ひろば）の準備を進めた（１８年４月に開所)。

（２）日系社会の人材育成

中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員１３２人に対して本邦で技術研修を行った。また、中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（４０～６９歳）を日系社会シニアボランティアとして１７人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（２０～３９歳）を日系社会青年ボランティアとして２９人派遣した。

小項目 No.19 ボランティアの人材確保及びサポート

【中期計画】

（ⅱ）青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、

●青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。

【年度計画】

イ. 現職参加促進のため、現職教員特別参加制度を中心に今までの現職参加制度に関し、参加促進の広報や関係機関への働きかけを引き続き行う。特に、派遣条例を制定した自治体に対しては、きめ細かい広報活動を行う。

ウ. 登録制度を活用し、派遣人数の増加を図るため、登録者の状況に応じた案件形成及び長期派遣の募集・選考で確保した登録者の短期派遣を実施する。

エ. 短期・集合型の技術補完研修について、適確な人材確保につながるよう、内容の充実及び効率化の観点から引き続き見直しを進める。

オ. ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画に基づく配置を行う。

カ. シニア海外ボランティアの交通安全対策については、引き続き交通安全委員会の設置を促進するとともに、交通安全に関する啓発など必要な取り組みを行う。

キ. 帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい進路支援ができるように、各支援制度の見直し結果に基づき順次支援策の改善等を行う。

【当年度における取り組み】

青年海外協力隊等について、適格な人材の確保のため、文部科学省等とも連携して教員の現職参加を推進した。また、登録制度の利用者が増加した。さらに、派遣者への医療・交通安全面でのサポート体制を引き続き充実させ、派遣中の参加環境改善を図った。帰国後の隊員については、新たにハローワークとの連携を試行する等により、進路対策の充実に取り組んだ。

１．適格な人材の確保

（１）地方公共団体等を通じた募集

青年海外協力隊への教員の現職参加を促進するため、平成１３年度に創設された「現職教員特別参加制度」の認知度を高め、関係者の理解を得るための取り組みを行った。

- 文部科学省・鳴門教育大学の主催する「現職教員特別参加制度担当者等会議（現職教員派遣制度の現在と未来－新世紀の地域国際化のために－）」に徳島県・筑波大学教育開発国際協力センターと共に協力した。
- 現職教員対象の通常の春募集に加え、秋以降に追加募集を実施し、派遣者増を果たした。

・　本制度を利用して協力隊に現職参加し、海外での協力活動を終えた帰国隊員による「国際教育協力シンポジウム」を文部科学省・筑波大学と協催した。

これら取り組みが奏功し、本制度による平成１７年度の現職教員の派遣数は、８３人（平成１６年度６４人)、合格者数９３人（１６年度８６人）となった。

地方自治体との連携については、現職公務員・現職教員のボランティア参加に対する教育委員会や自治体関係者の理解を促進するべく「地方自治体ＪＩＣＡボランティア理解促進調査団」を８回派遣し、１４の教育委員会・自治体の参団を得た。

（２）登録制度の積極的な活用

応募者のうち、選考試験で優秀な成績を修めながら、他により適任の応募者がいた場合や、応募者の希望する職種の中で適合する要請がないために合格とならない者を登録者とし、在外事務所を通じて登録者向けの要請開拓に努めている。

登録者数の実績については、１７年度は６１４人（内訳：春募集３２４人、秋募集２９０人。１４年度比２７５人増、１６年度比１７４人増）となり、１６年度実績４４０人に比して３９．５％増となった。

なお、１７年度春募集においては、登録者３２４人のうち、８５人が合格している。秋募集登録者の要請開拓は１７年度末から１８年度初めにかけて実施する。

（青年海外協力隊等）	１４年度	１５年度	１６年度	１７年度
登録者数	３３９人	４２９人 （２７％増）	４４０人 （３０％増）	６１４人 （８１％増）

＊カッコ内は１４年度実績に対する増減率を示す。

（３）技術補完研修の充実

青年海外協力隊選考合格者のうち、基礎的な知識・技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識・技能・経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。

平成１７年度は１６年度に引続き短期・集合型研修５コースについて見直しを行った。

このうち、「エイズ対策」については、アフリカ地域を中心としたエイズ対策及び関連職種隊員の派遣増に対応するため、技術補完研修の充実を図ることとし、現地での活動内容や必要度に応じて、①エイズ基礎講義　②エイズ配慮研修　③エイズ対策研修の３種類の研修メニューを導入し、さらに５日間で実施していた研修を最長１０日間とし、内容の充実を図った。また、研修委託先選定にあたっては、効率化及び透明性を重視し、プロポーザル方式を導入した。

また、「コンピュータ技術」については１６年度にも見直しを行っているが、研修を受講した派遣中隊員を対象に実施した現地での活用度等のアンケートに基づき、さらに研修内容及び実施方法の見直しを行った。この結果、講義形式に加え、一部ｅラーニングによる事前研修を導入したことにより、さらに研修期間を短縮（５日間）した。

このほか、現場での協力活動に直結する指導法の習得を中心とする研修とする方向で、研修受入先や講師と研修内容の再検討を行った結果、スポーツ関連の２コースについては５日間→３日間、「地域看護集合研修」では４日間→３日間に、それぞれ効率化した。

２．医療及び交通安全対策の充実

機構関係者の在外における健康管理をサポートするため、ブータン及びエクアドルに新規の在外健康管理員を配置した。この結果１７年度末までに在外健康管理員の配置国は３７カ国となり、兼轄国を含めて７３カ国（ボランティア派遣国５６カ国）をカバーしている。また鳥インフルエンザのアジア、欧州、アフリカへの発生拡大に伴い、これら地域のＪＩＣＡ事務所へのタミフル等の医薬品の送付や調査団による携行、さらに予防啓蒙のためのガイドブックの作成およびインターネット等での定期的な情報提供を行なった。

交通安全対策については、交通安全に対する意識向上や情報・経験の共有を図り、交通安全委員会の設置に努めた結果、平成１７年度に４カ国において新規にシニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置され、シニア海外ボランティア派遣国５４カ国のうちシニア海外ボランティアの交通安全委員会の設置国は２５カ国となった。

なお、シニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置されていない国においても、青年海外協力隊員の交通安全委員会や安全対策連絡協議会への参加を促してきた。また、交通安全調査団の派遣時に、当該国のボランティアに対する交通安全指導だけでなく、周辺国の調整員を集めての指導を併せて実施する等調査団の効率的・効果的活用を図った。機関紙に交通安全標語を掲載する等の啓発活動、派遣前研修時の交通安全講座の実施等、引き続き交通安全対策の充実を図っている。

３．参加環境の改善

帰国隊員の進路対策支援の充実を図るため、関係者の協力も得つつ、平成１７年度においては、以下の取り組みを行った。

ア．ハローワーク渋谷との連携強化

地理的に近接するハローワーク渋谷との連携強化を図り、隊員の帰国時オリエンテーションの際の「ハローワーク施設見学会」を４回実施した。また、ＪＩＣＡとハローワーク渋谷の間で情報交換連絡会を持ち、同見学会の調整を始め、連携事業の拡大などについて協議した。

イ．進路支援開拓セミナーの強化

進路支援開拓セミナーをテーマ別に１２回実施し、１８４名の出席を得た。各分野の

実務者の講話を聞くことは、実践情報として有益であり、認識を新たにしたとして概ね好評を博した。一方、ハローワークからの講義に関しては、実用研修として寧ろ「見学会」方式を支持する声が多く、見直しにつき検討することとした。

ウ．進路相談カウンセラーへの研修

進路相談カウンセラー相互の情報交換、経験共有、カウンセリング技術向上のため、カウンセラー全体会議を実施した。

エ．教員採用試験における協力隊経験者特別枠の設置

１６年度より特別枠の設置されている京都市において、平成１７年度実施の採用試験で１０名の協力隊経験者が採用された。また、長野県、富山県と平成１８年度試験からの特別枠設置に向けて準備を進め、１８年４月に設置が正式に決定された。

小項目 No.20　草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

【中期計画】

（ⅲ）機動性を有するＮＧＯ等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

●幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。

●国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。

●手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。

さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。

また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。

【年度計画】

ア．草の根技術協力については、国民の発意を積極的に支援するため、案件数の着実な増加に努める。

イ．幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるように、募集要項等の資料を活用しながらわかりやすい事業の説明に努める。また、事業を紹介するホームページについて、閲覧者からの意見をもとに、紹介事例の充実等内容の改善、充実を図る。

ウ．ＮＧＯ等の活動に役立つ途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開する。

エ．手続きの簡素化・迅速化のため、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携事業検討会など様々な機会を通じてＮＧＯ等との対話を行い、事務合理化案に盛り込まれた合理化方策のさらなる実現を図るとともに、その結果を的確に実施の手引きに反映させる。

オ．地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、ニーズの高い自治体への国際協力推進員の配置、ＮＧＯ－ＪＩＣＡジャパンデスクの設置及び市民参加協力事業の推進を図る。

カ．国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上等での広報を拡充する。出前講座については、質の向上に努めながら、引き続き積極的に行う。

キ．地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、ＮＧＯ等とで共催する事業については、質の向上に努めながら、引き続き積極的に行う。

【当年度における取り組み】

草の根技術協力事業について、幅広い市民の参加を得るためホームページを通じた各種情報提供をより一層充実させた。また、ＮＧＯ等からの提言を受けた事務合理化策を継続し、実施の手引きに反映させた。さらに、国際協力推進員配置自治体数やＮＧＯ－ＪＩＣＡジャパンデスクの設置国数の着実な増加を通じて、様々な団体・個人の国際協力への取り組みに対し、側面的な支援サービスを提供する国内外の支援体制を充実させるとともに、自治体・国際交流協会等の共催により、地域に密着した活動の推進に取り組んだ。

１．草の根技術協力事業にかかる説明・相談等

草の根技術協力事業に係るホームページについて、以下の取り組みにより、分かりやすい説明や情報提供に努めた。

- 平成１７年度は、ホームページに新たに２８案件の事業例を掲載（計１０５案件）するとともに、より分かりやすく事業内容を説明するため、１４案件・１８３枚の写真（計３１案件、３９１枚）を掲載した。
- 実施団体のホームページへのリンクを２１団体（計６４団体）追加掲載した。さらに、当該事業に係る閲覧者の理解促進を図るため、募集要項・様式集及び実施の手引きを改訂し、ホームページを更新した。
- 当該事業に係る最新情報を常にホームページで確認できるよう、採択内定案件を８８件（計３７２件）、実施中案件を２９件（計９３件）、事業終了案件を８９件（計２４９件）掲載した。

これらの取り組みの結果、１７年度は「市民参加」のホームページ（草の根技術協力事業やＮＧＯとの連携事業を掲載）を構成する全ページのアクセス総数は、５４万件（１６年度５８万件）となり、引き続き５０万件以上のアクセス数を維持した。

２．草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

草の根技術協力事業の実施に係る相手国からの了承取り付け方法、相手国におけるＮＧＯ登録等の要否、これらの手続きのための概ねの所要期間等、協力を実施する上で必要な最新情報について、具体的な採択案件を実施する過程で得た経験を含めて取りまとめ、順次、機構のホームページに掲載した。情報を整備した国は、次のとおり２９カ国（１４年度比２９カ国増、１６年度比９カ国増）となった。

インドネシア、カンボジア、タイ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、
マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、ウズベキスタン、スリランカ、中国、
ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、モンゴル、
ブラジル、ペルー、メキシコ、アフガニスタン、エチオピア、ケニア、ザンビア、
南アフリカ共和国、ヨルダン、ソロモン、パラオ

※下線は１７年度に情報を整備した国を示す。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
ＨＰ上に情報を掲載している国数	0 カ国	11 カ国 （11 カ国増）	20 カ国 （20 カ国増）	29 カ国 （29 カ国増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

３．草の根技術協力事業の事務合理化

草の根技術協力事業の手続きについては、ＮＧＯ−ＪＩＣＡ連携事業検討会等の機会を通じ、ＮＧＯ等との意見交換を行いながら、その見直しを図っている。平成１６年度までにＮＧＯ等からの要望に基づき、プロポーザル審査期間の短縮、電子データによる応募書類の受理、資機材購送時の見積書類の削減等の事務合理化を図ったところであり、これを実施の手引き（「相手国からの了承取り付けについて」、「契約までの手続きについて」、「支出状況の報告と精算の手続きについて」、「モニタリングと評価について」及び「安全管理について」の５種類）に反映させるとともに、ホームページの掲載及び事業説明会等を通じて周知を図った。なお、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携事業検討会等の議事録については、全てホームページに掲載している。

４．国際協力の試みに対する支援体制の充実等

（１）国内外の支援体制の充実

１）国内における支援体制の充実

平成１７年度は、新たに３つの地方自治体に各１名の国際協力推進員を配置し、これにより、国際協力推進員を配置した自治体は５６自治体（１４年度比１１自治体増、１６年度比３自治体増）となり、１４年度実績４５自治体に比して２４％増となった。

（国際協力推進員）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
配置自治体数	45 自治体	51 自治体 （13%増）	53 自治体 （18%増）	56 自治体 （24%増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

国際協力推進員は、国際協力事業に対する国民の理解の増進と国民参加型協力の促進を図るため、全国道府県や政令指定都市等の地域国際化協会に配置され、機構が実施する事業に対する支援、広報及び啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進等の業務を実施している。

【滋賀県　ＪＩＣＡパネル展】

国際協力推進員が中心となり、滋賀県内の図書館（６ヶ所）で滋賀県及び滋賀県青年海外協力協会との共催によりパネル展を開催し、地域住民に青年海外

協力隊の活動等を紹介した。図書館に展示するパネルは、開催地の出身者が撮影されているものを中心に展示したことから、来訪者の中にはパネルに写っている知人をみつける方も見受けられた。また、来訪者からは、「自分の県や町からいろいろな人ががんばってくれている。うれしいことだと思う。」、「小学校時代から思い続けてきた夢をやっとかなえることができた娘は、約２年間パキスタンでＪＩＣＡのお仕事をさせていただきました。このことがきっかけで私たち親もいろいろと海外協力の事を勉強させていただきました。図書館へ来るたびに、何度もこのパネル展を見せていただき、改めて皆さんのお仕事に感動しております。一人でも多くの方々がこの活動に参加されることを願っております。」といった感想がノートに書き込まれていた。

このパネル展を通じて、県内各地で機構の活動への理解を得ることができた。

２）海外における支援体制の充実

海外における支援体制の充実のため、ＮＧＯ-ＪＩＣＡジャパンデスクをラオスに新設した。設置国数の合計は２０カ国となり、１４年度実績５カ国に比して１５カ国増となった。

ＮＧＯ-ＪＩＣＡジャパンデスクは、本邦ＮＧＯの現地活動支援とＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携事業の強化を図る目的で設置され、現地の法律・制度や社会情勢、援助状況等の情報収集・提供、ニュースレターの発刊やパンフレット、ホームページの作成、人材リソース情報の整備やセミナー等を通じた交流等を行っている。

例えばカンボジアのＮＧＯ-ＪＩＣＡジャパンデスクは、（１）実施中の草の根技術協力事業（１１件）の進捗を確認してその後の案件実施に有用な情報を提供、（２）本邦ＮＧＯが形成しようとしている新規案件や計画策定等への助言、（３）日本からのスタディ・ツアーの受入（５１件）等を行い、現地におけるＮＧＯや市民参加活動の促進に貢献している。また、ＮＧＯとの連携強化や対話の促進を目的とした、在カンボジア日本大使館、ＮＧＯ、ＪＩＣＡ及びＪＢＩＣによる協議会（年間４５回開催）に積極的に参加し、援助協調の動向に関する説明、ＯＤＡ・ＪＩＣＡ・ＮＧＯ案件の活動現場視察、専門家との意見交換を行う等、積極的な活動を展開している。

(NGO-JICA ジャパンデスク)	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
設置国数	5 カ国	17 カ国 (12 カ国増)	19 カ国 (14 カ国増)	20 カ国 (15 カ国増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

（２）市民参加協力支援事業の推進

国内各地において地域の団体の発意を活かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事

業の推進を図った。平成１７年度の市民参加協力支援事業実施数は３５０件となり、着実に実施している。同事業では、自治体等と連携し、国際協力への理解の推進等を行っている。

【神戸市　防災教育に係る企画パネル展と活動報告会】

神戸では、被災地神戸から発信する国際協力活動として、日本の防災教育物語である「稲むらの火」を題材として、様々な団体が独自に国内外で防災教育普及活動を行なっている。

このような中で、国際協力推進員が中心となって調整を行い、神戸市内の地域団体（アジア防災センター、市民団体わらべ、スリジナラタナ社会福祉協会）が個別に実施していた「稲むらの火」に係る事業を、パネル展及び活動報告会「語り継ぐ、私たちの智慧　海を渡る防災教育『稲むらの火』」として実施した。１日に平均１，０００人が来訪する「人と防災未来センター」ロビーで３週間パネル展を行い、報告会では各団体の事業報告や市民団体わらべが指導している神戸市立丸山中学校からの発表に加え、機構の防災への取り組みや市民参加事業についても紹介した。

各団体が個別に実施していた企画を機構が調整し、一つのイベントとしたことにより、普段、機構やアジア防災センターの活動に触れる機会が少ない市民が身近に国際協力にアプローチすることが可能となった。

５．国際協力の体験を還元する機会の充実等

（１）国際協力の体験を還元する機会の充実

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。平成１７年度は２，１７４件となり、１４年度実績１，９３７件に比して１２％増となった。（詳細については小項目Ｎｏ．２１　１．（１）に掲載）

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
出前講座数	1,937 件	2,100 件 (8%増)	2,191 件 (13%増)	2,174 件 (12%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

（２）地域に密着した活動の推進

国内各地で地方自治体、国際交流協会、ＮＧＯ等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を積極的に支援した。国内機関と自治体、国際交流協会、ＮＧＯ等とで共催する事業を積極的に展開し、平成

１７年度は、３４１件の共催事業を実施した。

【国際交流協力実践者全国会議への協力】

全国の国際交流協力に携わる実践者が一堂に会し、国際交流・協力の活性化のために自らが何ができるのかを議論する会議が、平成１５年～１７年の３年にわたって開催された。機構は、国際協力銀行、国際交流基金及び自治体国際化協会とともにこの会議を支援した。平成１５年の第１回は全国の顔の見えるネットワークの構築、平成１６年の第２回は今後の活動の方向性として「協働」の重要性を確認し、最終年となる第３回（平成１７年８月）は、この３年間の成果として各地で実践されてきた「協働」の取り組みを事例として、その分析・検証を行なった。この会議の成果として、地域と機構の連携事業の具体化や、参加者とのネットワーク強化等が挙げられる。

小項目 No.21　開発教育支援

【中期計画】

（ⅳ）開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。

●開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。

【年度計画】

ア．教育現場への講師の派遣については、質の向上に努め、引き続き積極的に行う。

イ．国内機関・本部の訪問を希望する学校について、積極的に受け入れる。

ウ．教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、開発課題に関するホームページ上の教材及び情報の提供を引き続き充実させるとともに、ホームページを利用しやすい内容に改善する。

エ．開発課題等への理解を促進するため、開発教育支援事業の一環として地域毎に実施される教員向けプログラムについて内容の改善を図りつつ、引き続き積極的に実施する。

【当年度における取り組み】

開発教育支援については、出前講座や教員の国際協力現場への派遣において質の向上に向けた新たな取り組みを開始した。また、機構の本部・国内機関等の訪問においては、事前に学生のニーズを把握するなど、きめ細かい対応に努めた結果、訪問学校数が増加した。

１．教育現場との連携強化

（１）国際協力経験者による体験の還元

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。平成１７年度は２，１７４件（１４年度比２３７件増、１６年度比１７件減）となり、１４年度実績１，９３７件に比して１２％増となった。１６年度比で件数が減少したのは、１７年度から講師派遣に係る経費が原則受益者負担となり、年数回講師の派遣依頼があった一部の学校からの依頼が減少したことによる。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
出前講座数	1,937 件	2,100 件 (8%増)	2,191 件 (13%増)	2,174 件 (12%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

出前講座の質の向上を図るため、１７年度から教員現職参加として派遣予定の隊員を対

象とした社会還元に係る研修を開始した。さらに、初の試みとして、マレーシアに派遣中の隊員（３１名）に対し、社会還元（出前講座等）の手法についての研修を実施した。

今後についても、受講者のニーズに合致した講義内容とするため、依頼元のニーズを可能な限り把握するよう努めるとともに、講師・受講者に対するアンケートを実施し、事業の改善に役立てることとする。また、出前講座の講師を務める機会が多い帰国後の協力隊員を対象としたプレゼンテーション研修（話し方等に関する研修）についても、引き続き各国内機関において実施する。

なお、１７年度は地方自治体の国際交流協会が主体となって講師派遣プログラム（講師は、青年海外協力隊経験者、在留外国人、地域ＮＧＯの海外経験者等の国際交流協会の登録者）を推進する動きがみられた。これには、機構から配置された国際協力推進員も支援しており、こうした開発教育活動の広がりも当事業の波及効果と考えられる。

（２）本部・国内機関での学生・生徒への対応

修学旅行生や学生等による機構の本部・国内機関等の訪問に対し、職員、ボランティア経験者、途上国からの技術研修員が、業務の説明、途上国の現状等を説明している。１７年度は、引き続きホームページでの広報に努め、事前に学生のニーズ（何を知りたいか）を入手して、オーダーメード型の対応をした。この結果、訪問の問い合わせが増加したことに加え、リピーター校も増加し、平成１７年度は１，１１５校（１４年度比２７２校増、１６年度比２００校増）の訪問があり、１４年度実績８４３校に比して３２％増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
国内機関･本部を訪問した学校数	843 校	873 校 (4%増)	915 校 (9%増)	1,115 校 (32%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（３）開発教育に関する情報提供の充実

開発教育に関する教育現場からの求めに応えるため、環境、人口問題、貧困等の地球上の様々な問題を紹介し、自分たちに何ができるのかを一緒に考えていくコンテンツ「ぼくら地球調査隊」の紹介用シールを作成し、施設に訪れた学生・生徒に配布した。また、ホームページにおいて、各国内機関の教師海外研修報告書を掲載するなど開発教育の取り組み事例の紹介し、内容の充実に努めた。

これらの取り組みの結果、平成１７年度の開発教育トップページへのアクセス数は５９，６５０件（１４年度比１１，４４６件増、１６年度比１，５６８件増）となり、１４年度実績４８，２０４件に比して２４％増となった。

（開発教育に関する　　JICA ホームページ）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
アクセス数	48,204 件	55,615 件 (15%増)	58,082 件 (20%増)	59,650 件 (24%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

２．開発課題等への理解の促進

（１）教員の国際協力現場の理解促進

教員が国際協力現場を訪問することにより、途上国問題への理解を深め開発教育に役立ててもらうため、小学校教員（平成１５年度より対象）、中学・高校教員を対象に教員派遣を実施している（派遣費用の一部（宿泊費等）は本人負担）。１７年度においては、特に質の向上に努め、選択と集中の観点から重点化すべきポイントを絞り、開発教育ＮＧＯへの委託型教師海外研修コース、開発教育ＮＧＯや開発教育に関する知見を有する教員が同行するコース（ＪＩＣＡ中部、ＪＩＣＡ兵庫、ＪＩＣＡ八王子の所管するコース）を設計した。例えば、ＪＩＣＡ八王子では、全国国際教育研究協議会に所属する都立高校の教員がファシリテーターとして教師海外研修（スリランカ）に参加し、教材開発の中心的な役割を果たすとともに、参加者同士のネットワーク作りを行うことによって知識の共有を図り、参加者が各々の勤務先において質の高い授業を実践した。

また、従来から文部科学省との連携強化に努めており、教師海外研修については、これまで各国内機関と地域の教育委員会との間で連絡を取り合い、応募勧奨を行ってきたが、１８年度からは文部科学省より各都道府県の教育委員会へ応募勧奨依頼の文書が発出されることとなり、当該措置によって教師の応募がより一層促されることが期待される。さらに、教師海外研修のさらなる充実を図るため、マレーシア事務所と連携して、開発教育の視点をより一層重視した教師海外研修の日程モデル（研修の中心課題の設定に当たり、当該国と日本とのつながりのある問題（例：環境問題）を選択する、ホームステイを中心に据え日本とのつながりについて示唆を与えるようなプログラムを設定する等）を作成した。以上のことから、１７年度の国際協力現場への教員派遣数は、１９チーム１５３名の派遣となり、１５年度実績１２６名（計９チーム）に比して２１％増となった。

（国際協力現場への派遣）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
教員数	89 人**	126 人	191 人 (52%増)	153 人 (21%増)

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

＊＊14 年度は小学校教員を対象としていない。

（２）開発教育指導者への研修の拡充

機構では、開発教育（国際理解教育）で重要な役割を担う学校教員等を対象として、授業で開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を各国内機関で実施している。学校において「総合的な学習の時間」等を利用した開発教育が浸透してきたことや平成１７年８月に文部科学省の「初等中等教育における国際教育推進検討会」（有識者から構成）が国際教育に関する報告書を公表したことなどを受けて、教育現場で開発教育（国際理解教育）を知りたいとの声が非常に強くなってきていることから、１７年度の各国内機関が実施する教員研修の参加者数は、４，３５１名（１４年度比２，８５７名増、１６年度比

１，６９５名増）と、１４年度実績比で１９１％増との大きな伸びを示した。

１７年度は、出前講座・エッセイコンテストの応募状況から開発教育に積極的に取り組んでいる学校や教師海外研修の参加者への研修受講の勧奨に加え、教師海外研修で作成した教材を紹介するなどの取り組みを行った。また、協賛又は共催で研修を実施する団体の認知度が対象県内、地域内で向上すると、参加者が大幅に増加する傾向にあり、積極的なＰＲ活動が今後とも重要と考えている。

（開発教育指導者への研修）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
研修参加人数	1,494 人	2,118 人 （42%増）	2,656 人 （78%増）	4,351 人 （191%増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

(二)海外移住（法第１３条第１項第４号）

小項目 No.22　海外移住者に対する支援

【中期計画】
本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。
【年度計画】
本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

【当年度における取り組み】

１６年度に引き続き高齢者福祉および日本語教育を中心とした人材育成事業の重点化を図るとともに、一般の経済・技術協力の枠組みのなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。また、海外移住資料館の運営が軌道に乗りつつある。

１．事業の重点的な取り組み

１７年度海外移住関係費の総額は５２５百万円であり、１６年度予算（５６１百万円）比６．４％減と引き続き減少傾向にある。その中で重点化の対象としているのは、日系団体への助成及び日系社会リーダー育成等を通じた高齢者福祉と日本語教育を含む人材育成である。

ア．援助指導事業での取り組み

移住事業のコアの部分である援助指導事業（営農普及、医療衛生、教育文化及び施設等整備の四事業）は、主に日系団体への助成を通じ実施している。援助指導事業における、高齢者福祉対策を中心とする医療衛生事業と日本語教育を中心とする教育文化事業の割合は平成１６年度では７４％（事業費実績１１２百万円）であったが、１７年度おいては一層の重点化を図るべく在外事務所の要望も踏まえながら計画策定に取り組んだ結果、同事業の割合は８８．９％（事業費実績１１１．５百万円）となった。

事業の具体的な内容では、ブラジルにおいては高齢移住者・日系人向けの巡回診療サービスへの支援を引き続き行うと共に、本年度新たにアルゼンチンで、高齢困窮移住者・日系人へのアウトリーチサービスを行う日系福祉団体への支援を行った。さらに、日本語教育分野では、パラグアイ、ブラジルにおいて、持続的な日本語教育の発展のために、教師謝金等経費を現地日本語教師の養成研修に集中して投入するなどの見直しを行っている。

イ．人材育成事業での取り組み

日系社会リーダー育成については、わが国での修士号取得を目的として来日する日系人留学生を対象とした支援を行っており、本年度は新規に１４人を受け入れた。

また、日系人中学生を本邦に招聘し、中学校での体験入学、日本人家庭でのホームステイ等のプログラムで研修を行う日本語学校生徒研修は日系人社会の評価も高いことから、本年度は４７人を受け入れた。

２．経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組みの中で日系社会の支援を併せて行っていくことを目的として、以下の協力を行っている。

ア．ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ドミニカ共和国において、日系社会も裨益する農業、保健医療等分野の事業を１６件実施している。

イ．中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員１３２人に対して本邦で技術研修を行った。

ウ．中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（４０～６９歳）を日系社会シニアボランティアとして１７人、優秀な技術　とボランティア精神を持つ日本の青年（２０～３９歳）を日系社会青年ボランティアとして２９人派遣した。

３．その他の取り組み

横浜国際センター海外移住資料館（平成１４年１０月開館）の運営に当たっては、引き続き教育機関に対し開発教育の一環としての同資料館の活用を働きかけている。１７年度においては、２５，３８９人の入館者数となっており、これは昨年度（１９，０８６人）と比較し３３％増となっている。また、資料館ホームページのアクセス数も昨年度１９８，９８４件から本年度は６２１，９９６件と大幅に伸びており、資料館の運営が軌道に乗りつつあると言える。

(ホ)災害援助等協力事業（法第１３条第１項第５号及び第２項）

小項目 No.23　災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

（i）緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

（ii）緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、ＮＧＯとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

（１）緊急援助隊派遣

ア. 平成１６年度に整備を開始した携行機材電子備蓄台帳による適正な資産管理を行うとともに、緊急援助隊派遣の際の輸出手続実施時に同台帳を活用し、迅速な手続きを行う。

イ. 緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が救助チームに関しては２４時間以内、医療チームに関しては４８時間以内になるように努める。

民間航空機利用時に十分な座席数、カーゴスペースを確保するために、経由地となる各地域拠点（パリ、シンガポール、ロサンゼルス等）においてチャーター便の活用を図る。

ウ. 救助チームの訓練については、救助の現場により近づけた訓練を行う。このため、医療班及び他国の隊員との合同訓練を行い、その成果が現場での救助に反映するよう努める。

医療チームの研修については、アジアの近隣諸国で大災害が起きることを想定して、より急性期対応の携行機材の導入を図るとともに、急性期に応じた研修を導入・中級研修に組み込む。

（２）緊急援助物資供与

ア. 緊急援助物資の保管倉庫について、効率性の観点から現行の体制を見直し、ヨハネスブルク（新設）及びフランクフルト（現ロンドン倉庫の移設）に設置する。

供与物資のフォローアップ調査を引き続き行うとともに、これまでの調査結果を踏まえ、被災国内での最終輸送先の選定及び供与物資の現地調達に係るガイドラインを作成し、これに沿った業務を実施する。

イ. 平成１６年度のＮＧＯとの連携を踏まえ、ジャパン・プラットフォームおよび個別ＮＧ

Ｏとの意見交換を継続し、相互の利点が反映できる連携に取り組む。

【当年度における取り組み】

国際緊急援助隊の派遣については、必要機材・物資の備蓄と整備や隊員の訓練・研修など必要な準備に平時から取り組み、甚大な被害を出したパキスタン等大地震災害に対して、緊急援助活動を迅速かつ確実に実施した。また、緊急援助物資の供与についても１９件に及ぶ物資供与を適確に実施し、そのフォローアップにも努めた。

１．国際緊急援助隊の派遣

（１）緊急援助隊の迅速な派遣

平成１７年３月末に発生したインドネシア・ニアス島沖地震災害に、３月から４月にかけて２つの医療チーム２８人を派遣した。また、１０月に発生したパキスタン北西部地震による大規模災害では、１つの救助チームと２つの医療チームの計３チーム９１人をチーム派遣するとともに、現地で活動する自衛隊部隊のサポートチームの派遣も行った。

パキスタン地震対応では外務省指示後に救助チームが１７時間、医療チームが４２時間で出発して目標時間内の派遣を実現した。（１６年度に引き続き、達成率１００％）

【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
ニアス島沖地震災害（16 年度報告済み）			
医療チーム	3 月 29 日 18：40	3 月 30 日 11：30	16 時間 50 分
パキスタン地震			
救助チーム	10 月 8 日 16：45	10 月 9 日 10：00	17 時間 15 分
医療チーム	10 月 8 日 16：45	10 月 10 日 11:00	42 時間 15 分

このパキスタンオペレーションでは、震源地に近い都市部に国際チームが殺到する中、救助・医療両チームともに、国際緊急援助の手が届いていない山岳僻地に入り、他国のどのチームよりも先んじて活動を行った。ほとんどの生活インフラが欠乏する苛酷な環境下ながら、全３チーム通じて全行程を野営しながら救援活動を継続し、２，２７１人の診療という大きな成果が得られた。またこのオペレーションで医療チームは初めて高度医療機器を携行し、被災者のより高度な医療ニーズに対応して本チームの活動を充実するだけでなく、他の医療支援機関にもサービスを提供し高い評価を得るとともに、その後の地域援助の環境整備の中心的な役割を果たすことが出来た。

また、今後、更なる迅速なチーム派遣を推進していくため、派遣時の航空機利用に関し、定期商用便とあわせてチャーター便の利用も選択肢として検討し得るよう、移動手配の手順を整備し関係機関との調整を行った。

さらに、国際緊急援助隊の携行資機材を管理する成田倉庫において、平成１６年１２月

のスマトラ沖地震津波被害のオペレーション後に混乱した携行機材の棚卸を実施し、すべての携行機材の在庫状況を把握し電子情報化して管理台帳整備の基礎情報として整備した。これによりチーム派遣時に即座に必要となる携行品インボイス及びパッキングリストの作成がより正確にかつ迅速に実施できる体制が確保できた。

（２）研修・訓練の実施状況

平成１７年度中の研修・訓練実績は次のとおり。

- 救助関係者対象：総合訓練（２回・１４０人）
- 医療関係者対象：導入訓練（３回・１５０人）、中級研修（３回・２６９人）
- 業務調整員研修（２回・４４人）

救助関係者対象の総合訓練では、現実のオペレーションを想定した医療班との連携に十分に時間を割き、実践で役立つ知識を身につけるように訓練内容を変更するとともに、現場での外国の救助チームとの連携を念頭において、シンガポール、フィリピン、台湾から救助隊員を招聘し、合同で訓練を行った。

医療チームの研修においては、初登録希望者を対象とする導入研修にて急性期派遣の事例となるニアス島沖地震、パキスタン地震の対応事例を内容に盛り込み、同じく既登録者のスキルアップを目指す中級研修では好事例としてスマトラ島沖地震津波災害の対応を盛り込むなど、実践的な知識体得の工夫を行なった。

また、実践面を重視した研修内容を平成１８年度から開始すべく、導入研修及び中級研修の全面的な見直しを行った。導入研修ではスマトラ沖地震におけるオペレーションをモデルにした災害発生から現地での医療活動、そして帰国までを取り扱ったシミュレーションプログラムを導入し、中級研修では急性期医療サービスの向上を目指してレントゲンや超音波診断装置、生化学分析器などの高度医療機器利用についても研修計画に組み入れることとした。なお、導入研修の内容に基づいて、広く一般の方に緊急援助隊の活動について臨場感をもって理解してもらうことを目的として、外務省に協力して「国際緊急援助隊医療チーム派遣シミュレーションゲーム」を作成し、ＪＩＣＡのホームページ等に掲載した。

２．緊急援助物資供与

（１）適切な物資供与の実施と業務改善の状況

平成１７年度中の物資供与は１７カ国に対し、計１９件（約２９９百万円相当）の実績となった。

物資供与の実施にあたっては、災害の種類に応じて複数の情報源から情報収集と分析、ニーズ把握を行い、供与内容、数量、カウンターパートを判断するとともに、出来る限り被災地の近くに確実に届けるよう荷受者と効率的な輸送ルートを迅速に確定することに努めている。

また、フォローアップについては、モニタリング調査実施要領に基づき、案件ごとに被災地を管轄する在外事務所及び本邦在外公館等を通じて実施している。

【物資供与のフォローアップ事例】
ア．アフガニスタン国洪水災害（４月）
駐アフガニスタン日本大使、ＪＩＣＡ事務所立会いで緊急物資の受入担当機関である村落開発省への引渡しを行い、同省大臣は被災地域への効果的な配布を行う旨約束した。後日、アフガニスタン政府の使途報告書を取り付け、供与物資が被害地域の優先度に基づいて配布されたこと確認した。さらには、同国村落開発省発行の官報にて、当該物資が迅速に被災地域（北部１２県）に配布されたことを再確認した。
イ．エルサルバドル国集中豪雨災害（１０月）
被災国を訪問中の皇室関係者立会いのもとで、駐エルサルバドル日本大使より被災国外務大臣に供与物資目録の贈呈・供与式を行った。被災地の混乱の中、ＪＩＣＡ事務所は政府物資受入機関と密に連絡を取るとともに、再三にわたり各国からの供与物資の集積所に出向いて日本政府の供与物資の追跡確認を行い、効果的な配布が行われた状況を確認した。

物資供与実施体制の強化については、災害支援の緊急性に鑑み迅速かつ効率的な被災地援助に資するため、従来の３倉庫（マイアミ、シンガポール、ロンドン）による緊急物資備蓄体制に加え、１０月１日に新たな倉庫を南アフリカ・ヨハネスブルグに設置し、アフリカ中南部、中近東を視野に置いた体制を整備した。加えて２月１日にはロンドン倉庫をより物流効率の良いフランクフルトに移設し、新たな４倉庫体制（マイアミ、シンガポール、ヨハネスブルグ、フルンクフルト）を確立した。

さらには、現体制では汎用性の高い品目（８品目）に限定して備蓄しているが、災害種類や被災状況、ニーズの特殊性に応じたより効果的な物資供与とするため、必要に応じて被災地等の現地で物資調達を行うことも想定したガイドラインを作成した。本ガイドラインは平成１８年度より本格的な運用を図る。

（２）ＮＧＯとの連携の実施状況

効率的かつ効果的な緊急援助実施の観点から、災害発生時にはＮＧＯのジャパン・プラットフォームと情報交換し、被害情報の交換や国内ＮＧＯの支援取り組みに関する情報を入手している。

１０月のパキスタン地震での国際緊急援助隊派遣においては、ＮＧＯ等の支援団体と情報交換や支援協力、活動補完を常時積極的に行うとともに、災害発生直後の応急期に対応した医療チームの帰国後に必要な活動をジャパン・プラットフォーム傘下のＮＧＯであるＨｕＭＡ（災害人道医療支援会）に引継ぎ、次の支援ステージとなる復旧・復興期に向け

た切れ目のない支援を効果的におこなった。

現在、ＮＧＯとの定期会合を持つには至っていないが、１７年度下半期にジャパン・プラットフォームと災害対応時の連携について非公式に３回の意見交換をおこなった。

（へ）人材養成確保（法第１３条第１項第６号）

小項目 No.24　人材養成確保の充実

【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。

●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。

●ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。

●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、ＮＧＯ人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

ア. 国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努める。特に人材登録については、不足する分野に係る登録促進を引き続き行う。また、国際協力への参加を志向する人材に対するキャリアガイダンス機能の強化を図る。

イ. 平成１６年度に策定した研修内容の見直し計画に基づき、研修コース等の所要の改編を行い、研修を実施するとともに、技術協力案件の実施状況等により変化する専門家ニーズの動向及び研修成果の評価結果等に応じて、次年度の研修内容の見直し計画を策定する。

ウ. 人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを引き続き積極的に行う。

エ. ＮＧＯに関しては、ＮＧＯスタッフ研修（ＮＧＯ人材育成研修）、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ相互研修について、ＮＧＯ職員とＪＩＣＡ職員が共同で計画・実施し、引き続き、質の向上に努める。

オ. 国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の推進を図るとともに、質的向上を図る。

【当年度における取り組み】

平成１５年度よりサービスを開始した国際協力人材センターの体制の強化と定着に取り組み、専用ホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」の利用増加に努めた。また、人材養成ニーズを踏まえた専門家養成研修等の抜本的な見直しに着手するとともに、インターン受入の拡大等人材育成に取り組んだ。

１．国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

（１）国際協力人材センターの体制整備

国際協力への参画を志す人材と、有為な人材の確保を目指す国際協力関連団体・機関双方の利便を図ることを目的に、平成１５年１０月よりサービスを開始した国際協力人材センターは、２年半を経過し、その知名度・利用度共に拡大してきている。

後述の通り、専用ホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」を通じた国際協力人材登録、団体登録及び情報提供件数などは、いずれも当初計画を大幅に越える勢いで伸びてきている。登録団体からも「ＰＡＲＴＮＥＲ」を通じて優良な人材を確保することができた、との声が寄せられている。　また、民間人材の登用を推進するにあたり、「ＰＡＲＴＮＥＲ」を核として人材募集、登録、手続き等を一貫して行うシステムの整備を進めると共に、個人情報保護に配慮しつつ登録人材情報の活用を図るべく、複数の内部システムとの連携を構築している。

さらに、昨年度に実施した「国際協力を志す人のためのキャリアフェア２００４」参加者のニーズや「ＰＡＲＴＮＥＲ」利用者の声を踏まえ、キャリアガイダンス機能の強化を図った。また国際協力関係機関・団体による「国際協力キャリアフェア２００５」（於ＪＩＣＡ国際協力総合研修所、約５００名参加／１１月）への協力・参画や、ＪＩＣＡ事業への参画を志す人を対象とした「ＪＩＣＡ国際協力キャリアセミナー　ｉｎ　関西」（於ＪＩＣＡ兵庫、約２００名参加／１２月）の開催などを通じ、面談によるキャリア相談を幅広く行い、いずれも好評を博した。

（２）情報提供件数、情報提供制度の利用者数

国際協力関連機関・団体による情報提供団体としての登録は本年度も順調に伸張し、１６年度比１５．５％増の２５２団体となった。内訳は、ＮＰＯ／ＮＧＯは全体の３４％、法人コンサルタントは２４％、公益法人１９％、国際機関・政府機関１０％、その他１３％となっている。ＪＩＣＡを含むこれら登録機関・団体による「ＰＡＲＴＮＥＲ」を通じた情報提供件数は、２，２９１件と、１６年度比約１２２％に達した。

●登録機関・団体数　　６５団体　（累計　２５２団体）

●情報提供件数（求人情報、研修・セミナー情報等）

２，２９１件　（累計　４，１７４件）

これらの「ＰＡＲＴＮＥＲ」を通じた情報提供制度の利用者も順調に増加している。求人情報の利用者数（アクセス数）について見ると、月平均約２万件と安定しており、全体では１６年度比約３６％増となった。

一方、キャリアガイダンス機能強化の一環として、新たにキャリア相談員を４名配置すると共に、ＪＩＣＡ関係者や国際協力関係機関・団体との連携強化を図り、多様な相談に対応する体制を整え、相談件数は１９５件に上った。相談員による丁寧な対応に対しては、

利用者から度々感謝の声が寄せられている。

【情報提供制度ごとの利用状況】
・求人情報利用者数（アクセス件数）　　２４２，００１件（累計４１９，９０２件）
・研修・セミナー情報利用者数（アクセス件数）４０，２１５件（累計　７０，３８７件）
・メール配信サービス（登録者数）　　５，５７７件（累計　１５，４３２件）
・キャリア相談サービス利用者数（相談件数）　　１９５件　　（累計　３６５件）

（情報提供制度）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
提供件数	－	358 件 （716 件）	1,883 件 （163%増）	2,291 件 （220%増）
利用者数 （「PARTNER」トップページのアクセス数）	－	106,571 件 （213,142 件）	233,368 件 （9.5%増）	282,216 件 （31.4%増）

＊1.15 年度のカッコ内は、通年換算した件数を示す。
＊2.16 年度以降のカッコ内は 15 年度実績（通年換算）に対する増減率を示す。

（３）専門家等登録件数

平成１６年度末の登録者数６，０３８名に対し、１７年度末の登録者数は、１，２７８名増の７，３１６名と、１８年度末目標を既に大幅に上回るに至った。この背景には、「ＰＡＲＴＮＥＲ」上や広報活動を通じた人材登録制度の紹介及び登録勧奨に加え、登録団体が増加したことに伴い、情報提供件数が大幅に充実したことが挙げられる。

（専門家等登録件数）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
登録件数	3,352 人	4,607 人	6,038 人	7,316 人

一方、登録者のうち３９．５％にあたる２，８８８人が、「ＰＡＲＴＮＥＲ」上で専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開している。これにより、ＪＩＣＡをはじめとする国際協力関連機関・団体が、有為な人材にアクセスし得る機会（登録者にとっては就業機会の増加）を提供することが期待されている。例えば、専門性や経験を有する人材を速やかに確保したい法人コンサルタントなどからは、「ＰＡＲＴＮＥＲ」を通じ求める人材にコンタクトすることが出来た、といった反応を得ている。

２．専門家養成研修の見直しと充実

機構は、開発途上国において技術移転を行う技術協力専門家や、将来国際協力分野での活躍を希望する若手人材等を対象にして、それぞれのニーズに応じた各種の研修を行っている。

平成１７年度においては、平成１６年度に実施した人材養成事業の見直しのための調査研究や受講生に対するアンケート等を通じた評価結果を踏まえ、これまで実施してきた「技

術協力専門家養成研修」の対象分野を大幅に見直し、平成１６年度の１６コースを１１コースに改編・統合して、実施した。また、各コースごとにカリキュラムの見直しを行い、一部コースについては語学課程を廃止し、分野別課程を拡充するなど、一層の効率化と内容の充実を図った。

赴任直前の専門家に対する「専門家派遣前研修」についても、海外派遣中の長期専門家と在外事務所に対してアンケート調査を実施し、２００５年５月末までに派遣中の長期専門家３５７名と５６の在外事務所から回答を得た。このアンケート結果に基づいて、初任者と赴任経験者との研修ニーズの違いや、専門家の活動形態の違いに応じた研修受講者の研修ニーズ等を抽出し、必須科目の見直しによる受講期間の短縮や、これまでの専門家の教訓・経験則を共有する科目の充実などをはじめとするカリキュラムの改善を図った。

さらに、来年度以降の研修実施へ向けた取組みとして、援助の現場で活躍できる即戦力人材の育成を強化する観点から、「技術協力専門家養成研修」及び「派遣前研修」の見直しを行った。その結果、「技術協力専門家養成研修」については、人材養成ニーズの特に高い６分野に限定した短期集中型の研修カリキュラムに改編して「能力強化研修」として実施することとし、語学研修は廃止することとした。また「専門家派遣前研修」については、従来全ての受講者に対して一律であったカリキュラムを、全員を対象とした「共通研修」と初赴任者のみを対象とした「タイプ別研修」とに改編し、語学研修は短縮することとした。さらに、各研修科目のモジュール化や在外事務所へ赴任する機構職員に対する研修との併用など、国際協力人材全体に対する研修の一元的な実施により、研修効果の向上と効率化を図る方向で、既存の人材養成事業プログラム全体の見直しを行った。

他方、中長期的な視点からの若手人材の育成についても、機構でのＯＪＴを通じた能力開発を図る「ジュニア専門員制度」や、国内・海外の大学院等での研修を行う「長期研修制度」等を中心に、応募資格要件の一部見直しや、より援助事業ニーズに直結した研修課題の設定、機構内の専門技術者による指導体制の整備を図るなどの見直しを行った。

３．幅広い人材育成のための取り組み

（１）インターンの受入

大学院生を対象に行っている公募型のインターンシッププログラムでは本部・国内機関・在外事務所における様々な業務に係る実習の機会を与えることによって、より多様な専攻分野の学生に実習機会を提供するようにしている。また、ＪＩＣＡ国内機関がそれぞれの地元の大学等からの要望に基づき、受入の条件が整えられた場合協定を結ぶことによって、インターン実習生を大学側のニーズに応じて受け入れる取り組みも行っている。平成１７年度に、公募型インターンシッププログラムで実習した学生は６２名（本部１１名、国内機関１５名、在外事務所３６名）であった。また国内機関等が大学側と協定を結んで受け入れた協定インターンは７１名であり、インターン受入の合計は１３３名となった。

（インターンの受入）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
受入人数	89 人	110 人 （24%増）	112 人 （26%増）	133 人 （49%増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）ＮＧＯ人材育成研修等の実施

ＮＧＯの人材育成を支援するため、１７年度においては、下記の研修を行い、参加者合計は１３２名であった。参加したＮＧＯからは、参加して有益であり今後の事業の実施のために研修で得た知見を活用したいという声が多数あった。

（NGO 人材育成研修等）	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
参加人数	51 人	59 人 （16%増）	99 人 （94%増）	132 人 （158%増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

【ＮＧＯを対象とした研修や技術支援実績】

ア．　ＮＧＯ－ＪＩＣＡ相互研修を９月１５日～１７日に開催し、ＮＧＯ、ＪＩＣＡ双方より３３名が参加した。また３３名のうち１５名が１１月２１日～２９日にフィリピンでの海外研修に参加した。研修テーマは「現場から考える人間の安全保障～ＮＧＯの視点、ＪＩＣＡの視点」で、貧困層に届くための協力、多様な協力関係者の連携等の視点について考察した。

イ．　ＮＧＯスタッフのためのスタッフ研修を２００６年１月２７日～２月８日まで実施し、フィリピンにおける草の根技術協力案件を訪問し、連携のあり方について協力の現場で考える研修を実施した。ＮＧＯより８名が参加した。

ウ．　ＮＧＯスタッフのための１日ＰＣＭ研修を福島県（８月２０日、２３名）、及び高松市（２００６年１月１５日、２１名）で開催した。また、草の根技術協力の事業提案書作成のための研修を、東京（１１月５～６日、２３名）、及び大阪（２００６年１月１４日～１５日、２４名）で開催した。本年度は、従来、東京で開催していたものを、地元で開催してほしいという地方のＮＧＯの要望に応えて、上記のように地方開催を推進した。

エ　ＮＧＯ技術者派遣

ＮＧＯからの要望に基づきＮＧＯの海外協力案件にＮＧＯが有していない特定の技術を有する技術者を派遣し、ＮＧＯの活動を支援するＮＧＯ技術者派遣を６件実施した。ＮＧＯの海外協力を効果的に補完する協力としてＮＧＯ側からも有益な制度として活用されている。ＮＧＯ団体名、派遣国、派遣分野、派遣時期の内訳は下記のとおり。

・ワールドビジョンジャパン　建築修繕事業　モンゴル　4/22-7/19

・ネパールの視覚障害者を支える会　視覚障害者の自立と生活訓練　ネパール　5/15-7/1
・クリエイテイブアクト　医療機器等の技術調査・指導　ベトナム　6/1-6/15
・エーピーエスデー　灌漑及び測量　ソロモン諸島　6/27-9/21
・ＪＶＣ　　事業中間評価ワークショップ　ベトナム　9/20-10/2
・ＩＣＡ文化事業協会　　灌漑計画作成と維持管理　　10/20-11/18

（３）大学との連携講座の実施

大学との連携講座は、平成１７年度に６９件実施した。単位認定がなされる大学は３１大学であり、平成１６年度の１５大学から大幅に増えている。これは単に国際協力について触れるということのみならず、大学との連携が着実に進んでいることをあらわしている。また、ＪＩＣＡと大学の二者間で連携講座を実施する形式以外にも、地元のネットワークＮＧＯも参加して、連続講座が行われた事例もある。（ＪＩＣＡ四国では、愛媛大学法文学部と四国ＮＧＯネットワークの三者で大学内公開講座を実施した。講義をきっかけとして国際協力イベントや勉強会に参加するなど、講義から実践につながっている事例もある。）

さらに、研修員の受入、専門家の派遣、技術協力プロジェクトの実施、連携講座の実施等、機構との協力実績を有する大学との間で、こうした数多くの協力に包括的な枠組みを与えて関係を強化する連携包括協定を１６年度より導入し、１７年度は、４月に北海道大学と、１２月に広島大学との間で締結した。なお、１６年度に協定を締結した帯広畜産大学との間では、協定締結前から実施している研修事業や連携講座に加えて、ボランティアを核とした人材育成等新たな展開が見られた。具体的には、海外でのボランティア経験者を対象とした「大学院畜産学研究科修士課程国際協力特別選抜」の新設につき準備が進んだ（１８年度より学生募集。修了後、国際協力関係の業務に従事した場合は奨学金返還を免除する支援制度も導入)。

また、１７年度には、これまで機構と協力実績が豊富でない場合でも、今後の国際協力事業への熱意・発展性が見込まれる大学との間で協力枠組みを強化することを目的に、覚書を締結することとし、①９月に横浜市立大学とＪＩＣＡ横浜の間で、３月には②四国国立５大学（高知大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、鳴門教育大学）とＪＩＣＡ四国、③同じく３月に山口大学教育学部・経済学部とＪＩＣＡ中国の間で署名し、連携講座を実施した。

（ト）附帯業務（法第１３条第１項第７号）

小項目 No.25　附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況

【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

【年度計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

【当年度における取り組み】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は政府の政策や方針にもとづき、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。

また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、事業実施のための方針の整理や事業経験の体系化、援助マネジメント手法の研究を行うとともに、その成果の発信に努めた。

１．プロジェクト形成調査等の実施状況

１６年度に引続き、協力対象国の重点開発課題について、現地ＯＤＡタスクフォースの枠組みを用いた在外主導により、課題を解決するための中長期のプログラムをデザインし、具体的な技術協力プロジェクトや開発調査、専門家派遣等協力案件の形成促進を行った。

１７年度は、８８カ国で３０７のプログラムについて案件形成支援事業を実施した（東南アジア６７プログラム、その他のアジア６３プログラム、大洋州１７プログラム、中南米４１プログラム、アフリカ８１プログラム、中東３０プログラム、東欧８プログラム）。この結果、これまでに４４０件の具体的な案件を形成し、１９年度の新規案件として検討される予定となっている。このうち緊急性が高く熟度のある案件１８４件については、１７年度下半期もしくは１８年度の新規案件として既に採択された。

なお、１６年度に案件形成支援事業を通じて形成した４５３件（９５カ国３７３プログラム）については、１７年度及び１８年度新規案件検討にて３３６件（７１％）が採択され、効率的に事業実施に寄与することができた。

【案件形成プログラムの実施事例】

１．　ベトナムでは、感染拡大が懸念されている鳥インフルエンザに関し、先方政府及び現地ＯＤＡタスクフォースとの協議、他ドナーとの調整を通じ、ＪＩＣＡ協力の方向性を取纏め、技術協力プロジェクト「国立衛生疫学研究所能力強化計画」及び無償資金協力「高度安全性検査室整備計画」の案件形成を促進し、１７年度中の案件採択となった。

２．　ルワンダでは、東部における給水サービス向上、衛生状況の改善を目的とした、技術協力プロジェクト・無償資金協力連携プログラム及びプロジェクトの案件形成を促進した。結果として、１７年度に無償資金協力案件「地方給水計画」の基本設計調査を実施し、技術協力プロジェクト案件「地方給水事業実施能力強化計画」が採択に至った。

３．　アフガニスタンでは、「教育」「女性支援」の企画調査員を派遣し、政府や現地ＯＤＡタスクフォース、他の援助機関と協議・調整の上、現地の開発課題を踏まえた支援ニーズの絞込みと具体化を行った。結果として「障害児教育強化プロジェクト」（１７年度開始)、「特殊教育強化プロジェクト」及び「女性情報処理研修（ジェンダー統計整備支援)」（１８年度開始予定）の技術協力プロジェクト２件及び研修１件の形成を促進し、採択に至った。

２．調査研究等の実施状況

（１）事業実施に効果的な調査研究の拡充・強化

機構は、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため、援助課題や事業戦略の分析検討、及び事業経験のレビューと援助手法の改善を目的とした調査研究を行っている。平成１７年度は、「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント)」に資する調査研究とその普及に関連した様々な活動の実施を中心に、事業運営手法の改善に資する調査研究や人々が直面するリスクの把握、国のリスク対応能力の強化が必要な国々に対する支援のあり方の検討等、合計２８件を実施した。

なお、１７年度は国総研改革の一環として、人材養成事業で活用する調査研究の拡充にも努めた。

さらに、こうした調査研究の成果を事業に具体的に反映させるよう取り組んでおり、例えば、キャパシティ・ディベロップメントについて、調査研究結果を踏まえ、途上国側の問題解決のプロセスが持続的に進展するのに必要な各行動主体のキャパシティを事前評価（キャパシティ・アセスメント）するためのチェックリストを試作し、現場での試行を通じて改善を図った。様々な行動主体を洗い出してそのキャパシティを事前把握し、技術協力による育成・強化の重点対象を特定するとともに、相手国政府側とのコミュニケーションを通じて必要な手段を講じることにより、課題解決に向けた協力プロセス全体の効率が改善されることを狙いとしている。

【主要な課題についての調査研究の取り組み】

ア．キャパシティ・ディベロップメント（総合的能力開発）

技術協力の効果を向上させる上で重要な概念である途上国のキャパシティ・ディベロップメントについて、１６年度に概念・用語の整理を行う調

査研究と援助経験に基づく事例分析を実施したのを受け、１７年度は引き続き事例分析の蓄積に努めるとともに、公開セミナー、グッド・プラクティス検討会の実施や勉強会を通じた成果の普及に努めた。さらに、専門家養成研修等における講義を通じ、専門家の理解促進にも着手した。また、キャパシティ・ディベロップメントやプログラム化の観点からは現行の事業運営手法（ＰＣＭ）は改善が求められるところ、１７年度の新規調査研究として「事業運営手法の見直し」を実施した。

イ．貧困削減と人間の安全保障

１６年度から実施してきた「貧困削減戦略年次進捗評価手法」の研究は、外務本省及びアフリカ各国に派遣された企画調査員等の参加を得て、現地の問題意識とニーズを反映して取りまとめられ、その内容は２００６年１月に開催された第７次ＳＰＡ（アフリカ戦略パートナーシップ）会合の席上での発表に用いて他ドナーに問題提起を行うなどの情報発信にも活用された。また、対アフリカ支援では政府の公共財政管理能力だけではなく末端の地方行政能力の強化が貧困削減にも資するとの観点から、東部アフリカ３カ国を事例に調査研究「アフリカにおける地方分権化支援のあり方」を新たに開始した。

「人間の安全保障」を貧困削減戦略との関係において研究した「貧困削減と人間の安全保障」研究会の報告書が１７年度に完成し、基本理解の促進と今後の課題を提示する解説書として、職員研修、専門家派遣前研修、専門家養成研修等でそのエッセンスの共有が行われた。さらに、援助の対象となる地域社会の状況を、社会調査を通じて適確に行うための新規調査研究「社会調査の事業での実践」により、研修教材の作成を行った。

また、援助の成果が上がりにくい国々への支援戦略の検討に資するため、「国のリスク対応能力を踏まえた中長期的な援助のあり方」研究を新たに開始した。

ウ．新たな援助課題の戦略的検討

地球温暖化対策に資する事業への関与に関する執務参考資料としての「クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）事業とＪＩＣＡの支援のあり方」や、少子高齢化に伴う将来の開発課題や援助ニーズの検討を行う「人口動態に伴う開発課題、支援の変化に関する調査研究」（客員研究）等の調査研究を実施した。

（２）調査研究の効果的発信の促進

国際協力総合研修所のほか各部署で実施された調査研究の概要・進捗一覧を機構内で共有した他、作成済みの報告書のうち、職員の業務遂行に有用と考えられるものを「ＪＩＣ

Ａ職員の知識の泉」（旧、ＪＩＣＡ職員の基礎知識）として課題別にまとめ、専門家派遣前研修での配布やホームページ上での掲載など、機構内だけでなく派遣専門家等による活用も促進した。

「開発課題に対する効果的アプローチ」シリーズ、廃棄物管理分野のキャパシティ・ディベロップメントの事例分析等は、機構の各課題へのアプローチの仕方を示す資料として有用であることから、在外事務所や国際会議等の場を通じて効果的な対外発信を図るべく外国語訳（特に英訳）を積極的に進めた。